

改正促進に関する請願(第六二七号外一九件)	○重度障害者の終身保養所設置に関する請願(第八八五号外二三件)	○男女雇用平等法・パート労働法制定促進に関する請願(第一三五一号外二二四件)	○善に関する請願(第二八五七号外一件)
○医療保険の大改悪反対等に関する請願(第六四二号外一四件)	○労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(第八八六号外二三件)	○林業労働法の制定等に関する請願(第一三三三三号)	○難病対策の拡充等に関する請願(第二八九七号外六件)
○老人医療の無料制度復活等に関する請願(第六五六号外一四五件)	○在宅重度障害者の暖房費に関する請願(第八八七号外二三件)	○労働基準法の改悪反対等に関する請願(第二九八七号外三三件)	○労働基準法の改悪反対等に関する請願(第二九八七号外三三件)
○医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願(第六七六号外一二件)	○労災重度被災者の暖房費支給に関する請願(第八八八号外二三件)	○労働基準法改悪反対等に関する請願(第一五九六号外六件)	○健康保険法等改正にあたり本人負担の撤廃等に関する請願(第三一三五号)
○医療保険技術改悪反対に関する請願(第六九六号外三三五件)	○労災年金スライド制度改善に関する請願(第八八九号外二三件)	○国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請願(第一六六九号外一〇〇件)	○視覚障害者の雇用促進に関する請願(第三二〇七号外九件)
○社会保障制度の改悪反対に関する請願(第七〇四号外一三件)	○重度障害者に対する健康保険法改善に関する請願(第八九〇号外二三件)	○男女雇用平等法(仮称)の制定促進に関する請願(第一八二〇号)	○慢性及び神経疾患の児童生徒の療育給付の拡大等に関する請願(第三二六七号)
○医療保険の大改悪反対に関する請願(第七三二一号外六四件)	○労災重度被災者の脊髄神経治療技術に関する請願(第八九一号外二三件)	○労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定等に関する請願(第一九二九号外四六件)	○医療保険制度改悪反対に関する請願(第三三八七号外一件)
○医療保険制度の改善に関する請願(第七八五号外七四五件)	○重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願(第八九二号外二四件)	○健康保険改悪反対に関する請願(第二〇四二号)	○医療保険の技術改悪に反対し、その充実改善に関する請願(第三四一八号外一七件)
○重度障害者の無年金者救済に関する請願(第八〇二号外二三件)	○脊髄神経治療技術研究に関する請願(第八九三号外二四件)	○健康保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第二一九五号外五一件)	○医療保険制度の改悪反対に関する請願(第三六八六号外三三件)
○医療・年金の抜本改悪反対等に関する請願(第八〇四号外二八件)	○脊髄神経治療技術研究に関する請願(第八九四号外二三件)	○安定した老後の保障に関する請願(第二二五二号外三三件)	○健保・年金制度改悪反対に関する請願(第三九三四号)
○身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第八七五号外二四件)	○重度障害者の労災被災者介護料に関する請願(第八九五号外二三件)	○食品の安全確保に関する請願(第二二七六号)	○母子家庭児童の健全な成長を保障し、児童手当制度の改悪反対に関する請願(第四二九二号外一件)
○労働者災害補償保険法改善に関する請願(第八七六号外二四件)	○車いす身障者雇用に関する請願(第八九六号外二三件)	○障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法等の一部改正に関する請願(第二二七七号)	○ベテラン病調査研究班の存続等に関する請願(第四四七四号外四件)
○労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第八七七号外二三件)	○労災年金の給付改善に関する請願(第八九七号外二三件)	○健康保険法改正反対等に関する請願(第三二七八号)	○小規模障害者作業所の助成に関する請願(第四五四八号外二七件)
○旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願(第八七八号外二三件)	○医療用漢方製剤の健康保険適用存続に関する請願(第一〇四九号外五件)	○医療保険抜本改悪反対、充実改善に関する請願(第三二二二号外六件)	○個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第四七三七号外一六件)
○労災年金の最低給付に関する請願(第八七九号外二三件)	○医療保険の抜本改悪に反対し、充実改善に関する請願(第一二〇六号外一四件)	○年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第二四一七号外六九一件)	○医療保険制度の大改悪反対に関する請願(第四七三九号外一三件)
○福祉手当増額支給に関する請願(第八八〇号外二三件)	○療術の制度化促進に関する請願(第一二二二号外四〇件)	○自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第二四二四号外二三件)	○社会保障・福祉の充実等に関する請願(第五〇一一号)
○年金の官民格差是正に関する請願(第八八一号外二四件)	○医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第二二四五号外三六件)	○年金・医療の抜本改悪反対に関する請願(第二五七〇号外三八八件)	○健康保険改定反対に関する請願(第五〇二二号外二一件)
○福祉年金の所得制限廃止に関する請願(第八八二号外二三件)	○仲裁裁定完全実施に関する請願(第二二五三号外五六八件)	○児童扶養手当に関する請願(第二六二五号)	○健康保険本人の十割給付継続等に関する請願(第五〇二三号)
○労災脊髄損傷者の遺族年金に関する請願(第八八三号外二三件)	○原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第二二六六号外一件)	○重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第二八〇七号外二九件)	○医療保険制度の改悪反対、老人医療の無料化復活等に関する請願(第五〇一四号)
○在宅重度障害者の介護料に関する請願(第八八四号外二四件)	○国立病院・療養所の存続に関する請願(第一三	○医療・年金・雇用保険の抜本改悪反対、充実改	

今の、いずれを第一と考えるかというのは、これはたまたま今形の上でそういうことにされたので、人数が少ない方が多い方より大事というところもありませんし、また多い方が大事だというところもありませんし、これはやはり、かしわ手を打つとき、右の左手の手のどっちから音が出たのかと、こうおっしゃられるのと同じように、これははいずれも重要な問題で、それを密接に、有効的に連携して効果を上げるといふふうなお答えするしかないと思います。

○和田静夫君 どうも大臣もすっきりしてないんじゃないかという感じなんです、今の答弁をお聞きをいたしました。盛んに社会福祉と医療の連携、そういう言い方をされるわけでありまして、そしてこれに関する厚生省側のいろいろのものを読んでみても、ところが、どのような連携が行われるのかという具体像は一つも浮かんで来ないのではありません。恐らく予想答弁の中でも、具体像浮かんで来ないだろうと思ふんですよ。社会福祉と医療の連携という非常に美しい言葉であります。そういう美名によって双方が本来担わなければならない責務というべきものがあまになるのではないだろうか。そういう点が非常に危惧されるのでありますが、大臣はどういうふう

に保障されますか。
○国務大臣(渡部恒三君) これはむしろ運用によつては、先生も御経験のように、私どもも経験しているんですが、行政というものは、その接点にあるものは両方連れる場合あるわけですが、そういうものがむしろこの機構によって救える。今私あちこち歩くと、ナースングホームなんかつくつたらどうだということも陳情を受けるわけでございますが、今のところ、私も帰ってきて、これは健康政策局長を呼んで話を聞くのか社会局長に聞くのかと迷うようなことがいろいろあるわけですが、そういうものをこの機構によってむしろ有効に發揮させる。これは運用いかんだと思います。私どもは、そういう先生の御指摘等を十分に考えて、このことによつてお互いに責任を逃れると

いうことでなくて、むしろその責任の分野が明確でないものも積極的に我々の仕事の上にのせていくことができるというふうに進めてまいりたいと思います。
○和田静夫君 いずれにせよ、医療面での政策融資の役割は私はなお高いと思うんですね。今後とも重要な役割を果たすべきであるという点についてはどのようにお考えでしようか。
○国務大臣(渡部恒三君) 全く同感でございます。

○和田静夫君 先ほど来たたびお話しがありましてナースングホーム、その他の中間施設についてであります。健康でもこれは議論をしたんですけれども、ますます重要になってきていると思ひます。その点では、今申しました政策融資として中間施設あるいは病院の開放化に傾斜をされるといふのは当然でありましょう。私は、この順序としては、まず中間施設そのものについての制度の整備、それから施設整備に向けての年次計画というふうなものが先行すべきで、それに対応する政策融資という順序であると考えられますが、この中間施設のあり方、整備計画というものは一向に出てこないような感じがする。その辺はお持ちなんでしょうか。

○国務大臣(渡部恒三君) 私は、先生方の積極的な御意見を予算委員会当初からお聞きいたしました。これは非常に大事な問題だということを感じて、先生御案内のように、おくれればせながら二十一世紀を目指しての厚生省のビジョンをつくらせました。その中に今の先生のような考え方を取り入れておるわけでございます。六十年度はこれから概算要求に入るのでございますが、私は今先生御指摘のようなナースングホーム、いわゆる中間施設というものの芽を何とか出すようにしたい。そのためには、今先生御指摘のようなこれから年次計画というものを当然検討していかなければならないものと考えております。
○和田静夫君 例えば、地域別に何年までにナースングホームを幾つづつするというような年次計画です。そういうものはやっぱり早急に、これは事務当局、策定をされるべきだと思ふんですが、いかがでしよう。

○政府委員(吉崎正義君) 先ほど先生からお話しがありましたけれども、ナースングホームも含めて中間施設と言われるもののあり方、これが我が国の事情に即してどうあるべきか、まずこの法制面、費用面から検討をすべきものだと思ひております。

これ、考えられる態様が非常にたくさんございまして。例えば医療機関と福祉施設との中間的なもの、医療機関と家庭との中間的なもの、それからまた、福祉施設と家庭との中間的なもの、そういうものがいろいろ考えられるわけでございます。そして、こういうものを我が国の実情に即してどういふふうに整備をしていくべきか、法制面、費用負担のあり方等、多くの検討課題があると思ひてございまして。

ナースングホームは中間施設の一つの型であると思うわけですが、イギリスとアメリカと必ずしも同じではないようでございます。それからまた、アメリカで随分たくさんできておりますものが我が国にそのままの考えで持ってきて適切かどうか、本格的に検討をいたして、お話にありました、まず制度面の整備というものをやりたいて考えております。今日、例えば特別養護老人ホームも、医療と福祉、介護の面が多いのですけれども、中間施設の一つの型であると思ひてございまして。

私にはその具体像がよく理解をできないわけでありまして。それは中間施設についての具体像はつきりしていないところから来るのだらうと思ひますが、ともかく社会福祉と医療の連携を強めるということになるのであつたらば、ただ単に政策金融面にとどまらずに、出先機関の統合にまたとどまらずに、本省の局の統合も含めて全般的な機構再編に進まなければならないという方向性が私は出てくるのではないかと思ひます。

そこで大臣、今次事業団統合を手始めに、機構の大改革、再編といいますが、統合といいますが、そういうものに着手されるということになるわけでしょうか、これは。
○国務大臣(渡部恒三君) 先生御案内のように、私どもは、今度新しい時代のニーズにこたえて改革を実行いたしましたばかりでございます。今実行したばかりでまたその次にというふうなことを私は考えておりませんし、また、今先生お話しのように、確かに社会福祉と医療というものが極めて接点が多くなってきた、そこでこれを調和させて有効に力を發揮させるために今回事業団を一つにするわけでございますけれども、それは、それをするから機構の方も一つになるべきだということよりも、今の行政機構の中では二つになつておつていろいろの問題点を投げかけているのを、むしろこの事業団ができることによってそういう行政の中で残されているいろいろな問題を解決することに役立てると、そういう考えでございます。

○和田静夫君 これまでの医療金融公庫が行ってきた融資事業の対象及び規模、そういうものは変わっていきましようか。
○政府委員(吉崎正義君) 医療機関に対します政策金融、御指摘のございましたように、今後とも非常に重要なものであると考えておりまして、従来やっておりました事業は新事業団に引き継がれることといたしております。ただ、今後政策金融の対象を、例えば中間施設でありますとか開放型の病院でありますとか救命救急センターでありますとか、重さの置き方は地域のいろいろな事情に従

つて変わってくるべきだと思ひますけれども、原則として対象条件等は引き継ぐ、こういうことになっております。

なお、昭和五十九年度におきましては、公庫と新事業団の医療機関に對します貸付事業規模といひましては、総額一千億円を見込んでおるところでございます。

○和田静夫君 従来この振興会の行ってきた事業も同様ということになりますか。

○政府委員(持永和見君) 社会福祉事業振興会におきましては、社会福祉法人が設置いたします社会福祉事業施設の融資でございますとか施設職員の退職手当共済制度、あるいは心身障害者扶養保険事業、こういった事業を行っておりますが、これはいずれも新しい事業団が引き継ぎ承継する、こういうことでございまして、融資対象なる融資条件も社会福祉事業振興会がやっておりますもの、そのまゝ引き継ぐと、こういうことになっております。

○和田静夫君 という答弁になるわけですね。

そうすると大臣、どうも新事業団が充足しても実態はそんなに変わらないということになるんじゃないか。どうも行管に対して特殊法人を一つ廃止しましたと、ノルマは達成しましたよと、これは厚生大臣の腕ですよということだけじゃないだろうか。役員が七名ぐらい減る、若干減る、こういうような削減をしたという、そこだけだということにしか理解できないですね。いかがでしようか。

○国務大臣(渡部恒三君) 今回行政改革の一環として、臨時行政調査会の答申というものがございまして、厚生省関係の法人として、「医療金融公庫」については、全国的な病床不足の解消状況及び医療事業と社会福祉事業との関連性にかんがみ、社会福祉事業振興会に統合することとし、同公庫は廃止する。、こういう答申をいただいておりますのでございませう。

そこで、今御指摘のありましたように、行革の一番大きな、まあ一番大きなというのは語弊がある

かと思ひますが、行革の目的は、やはり人を減らしていくということも一つの目的だろうと思ひます。それにこたえるわけでございますが、しかし、ここで御審議をいただいて、新しい時代に即応してこういうものをつくるといふことは、それだけで終わつたものでは進歩がないのでありまして、私はむしろこういう機会に、今まで国会でも随分この医療と福祉の密接な連携、また、これを有効に調和して事業を進めていく、こういう問題が非常に指摘されておるのでありますから、これをきつかけにしてこういう先生方の、あるいは国民の皆さん方のニーズにこの機関がこたえるように、より積極的な努力をさせていきたいと思つております。

○和田静夫君 高齢化社会に對した適切な運用を図るために云々ということなんですがね。、ということ、どうも具体像が浮かばないからあれでありますが、一皮むくと、医療が福祉からあれでかを切っていく、そういうことになることではないのだからかということに危惧されますが、そんなことはありませんか。

○国務大臣(渡部恒三君) 先ほども申し上げたように、これは高齢化社会に對する今後の我々の施策というものはより重要性を増しております。私は、二十一世紀二十一世紀とここで言っております。かりを受けた共鳴をいただいたりしてまいりましたけれども、やはり二十一世紀に、明るい高齢化社会、老人の方が楽しく明るく健康で、お互いこの社会に生きていくことを喜びを感じて最後まで頑張ってくれるような社会をつくっていくこと、これが今後我々政治家に与えられた非常に大きな課題になってまいらうと思ひます。その課題にこたえる一つの機関というものに、今回御審議をいただいている機関を役立てたいと、そういう理想に燃えておるのでございます。

○和田静夫君 ちょっとまとめますが、先ほど来の両局長並びに大臣の御答弁を総括をしてみますと、公庫と振興会のこれまでの事業の枠は削らない、そういうことになってきて、かつ、大臣の二

十一世紀に向かつての御発想を加えてみれば、今後順次この部分は統合によってそれぞれ拡大をされていく、そういうふうに理解をしてよろしいですか。

○国務大臣(渡部恒三君) 御案内のように、出発点は臨調のいわゆる機構の縮小という言葉はこれに当たります。かどうかわかりませんが、合理化というものの答申をいただいたてやっておりますので、私の申し上げた理想と現実とはかなり離れておるのではないかと御指摘を受けると思ひますが、しかし、今先生から御指摘のありましたように、この医療と福祉というものを車の両輪のようにお互いに調和させることによって、二十一世紀の明るい高齢化社会、健康な高齢化社会をつくるのに役立つもの、より内容を充実したものにすることを努力してまいりたいと思ひます。

○和田静夫君 統合についての理屈というのは、いろいろお聞きをしても、その必要性がやっぱりどうも胸の中にすつと落ちないのですがね。今のままだとよさそうなきがするんですがね。

臨調答申をすつと読んでも、理屈として整合性があるかという、どうもあれは整合性というのはいないような気がするんですが。臨調は民間活力というのをしきりに強調しているわけですね。民間活力の導入という点からすれば、ちょっと危惧されるのは、公的医療機関をふやさないと、民間医療機関で今後の高齢化社会への対応を進めなきゃならない。臨調の論理だとこの民間医療機関の重要性が増してくるということになる。となれば、医療金融公庫の役割はますます重みを増してくるということになるんだらうと思ひます。臨調の答申をすつと読んでいると、そういうことにならうと思ひます。そういう理屈になることは決して不思議じゃないでしょう、大臣。

○国務大臣(渡部恒三君) これは私も、医療機関あるいは福祉施設、時間をつくつては随分歩いておりますけれども、やはり民間の活力というものが

がこういう方面の世界にも入っていくことが、今日先生方から御指摘を受けておる、非常に人間的なもの、人間と人間との触れ合い、そういうものを考える、単に財政的な問題だけでなくて、やはり医療とか福祉の面に民間の活力というものを加えていくことがより重要であるというふうな感を持っておるのでございます。

○和田静夫君 そうなんです。そのところは私も変わらないのです。したがって、臨調の方針でいけば民間の活力、そしていわゆる私的医療機関の充実強化というところにつながっていくとき、なぜ医療金融公庫の存在が重視をされないということになるのだろうか。今の医療金融公庫をもっと充実させた方がいいんじゃないか、そういうふうになつてくるんじゃないか。それがそちら側の論理じゃないかと、こう思つておるのですがね。

医療金融公庫だって、この統合には必ずしも心から満足しているわけじゃないからね。そのことをなぜ無理におやりにするんだらうか。どうも論理的にすつとんといかぬのですがね。

○国務大臣(渡部恒三君) これは先生、二つのものを一つにするということには、必ずしもその存在意義を薄くするということには通じないと思ひます。むしろ、現在あるいずれの機関も、今後重要性が増していくのでありますけれども、これを有効に効率的に働かせるために一つの方がいい、二つになつておつて、五と五の働きで十の働きしかなかったものが、一つになることによって二十の働きをするようになるというようにもなる。弱かった一つ一つのものが、二つが一つになることによって今までの何倍もの力を発揮するということがある。その存在について薄い気持ちを持ったということが必ずしもつながらない。むしろ今回の場合は、いずれの機関もこれから二十一世紀に向かつてより重要性を増していくという考えで、しかし、これは二つになつていくよ

りはやっぱり一つにしていこうことによって、社会福祉の面と医療の面と車の両輪のように、将来の高齢化社会に備える幅広い働きをしてもらいたい、そういう願いも込めておるわけでございます。

○和田静夫君 そもそも、厚生大臣にしろ、その他にお並びの厚生省の皆さんにしろ、これ、好きこのんでやっているんじゃないんですね。このことはいちと思つてないんだ。臨調の答申が出て、無理やり何かやらなきゃならぬからというところで、苦肉の策でしょう。だからすつかりした答弁ができないわけですよ。無理されないで、やっぱりこれは間違つておつた、もっと現行のところを強化していった方がいいんだというふうに言われたらいいんじゃないですか。

それで大臣、医療機関の経営状況は非常に厳しいわけでしょう、今後ますます厳しくなっていくことが予想されますね。そういう状況下で、医療機関への政策金融というのは、先ほど来述べているように、大臣も答弁されているように、より一層充実されていかなければならない。臨調の言うように、医療を民間活力——これは裏から考えてみると、利潤原理にゆだねるということですからね。これは利潤原理にゆだねるわけにはいかぬというのが実は私の考えであります。臨調答申の主張を突き詰めてみますと、医療供給体制も利潤の原理にゆだねる、医療機関への融資も民間にゆだねるということになるわけですが、医療を利潤原理にゆだねるというのとはどうしてもこれは納得するわけにいきません。例えば利潤原理で医療を行おうとすれば、何回か論議になってきました京都府立病院やあるいは富士見産婦人科病院のようないかなる経営というのがある意味では最もよい、利潤原理というところからいけば、しかし、医療はそういうわけにはいかないのではありません。公的医療機関の役割と私的医療機関の役割をきちんと位置づけて、そして私的医療機関が利潤原理で動かないような政策的な誘導、そういうことが私は必要だと思つておる。そのための手段として政

策金融の役割は依然として重要だ。理論的に整理してみれば、私はそういうことになるんだと思つておる。その辺、大臣の認識を伺つておきたいんです。

○国務大臣(渡部恒三君) これは医療法人にしても私的病院にしても、いずれにしても、医療機関が営利を目的としないことは、これは我が国における原則でございますが、民間の活力を大いにこの方面に注入するということが必ずしも利潤目的にゆだねるということには、この場合は私にはならないと思つておる。

ただ、民間にゆだねる場合はある程度の、経営にめちやくちやに赤字を出して、それをただ税金におんぶするといふようなわけにはこれはまいりませんから、ある程度の合理化とか効率化とかいうことは経営面で考えていかなければなりません。それが、それならそれが直接その福祉を受ける人、医療を受ける人へのサービス低下につながるかと、これは私も私も実際見聞して歩いていては、むしろ逆で、そういうものの方がより親切であつたりより清潔であつたりする場合もかなりあります。で、民間にゆだねるということとは、この場合は決して利潤追求にゆだねるということではありませんし、それから直接受益者に対するサービス低下というふうなものにはならない、むしろサービスの向上になるようにしてもらいたいというところでございます。

○和田静夫君 ともあれ、この医療機関への融資は今後一層充実されるというふうには、くどいようですが、確認しておいてよろしいですか。

○国務大臣(渡部恒三君) 結構でございます。

○和田静夫君 そこで、今後融資を充実させていく上で、民間医療機関であつても公的の性格を持つた医療機関が重視されるべきだろつと思つておるが、よろしいでしょうか。

○政府委員(吉崎正義君) まず、民間あるいは我が国の国民の活力でございますけれども、戦争に負けましてから今日まで、ベッドもかなり急速に伸びてまいりまして、寿命も延びて、乳児死亡率も下がつてまいりました。これに対する民間の貢献というものは非常に大きなものだと思つております。そういうふうなことで、この一般ベッドにつきましては、諸外国と比べまして、民間、公的の努力が相まちまして、いいところへ来ておるわけでございます。

そこで、今後でございますけれども、したがって人口構造、疾病構造、あるいは医学の進歩等によりまして、医療需要、医療を取り巻く状況が非常に大きく変わつてきておると考えておるのでございます。そこでこれに対応した地域医療供給体制というものを体系的に整備をしていこう。したがって、ただいまお話しがございましたように、救命救急センターでありますとか、僻地中核病院、あるいはがんの専門病院、そういう方面に重きを置いて今後の政策金融を進めていくべきである。まだまだ法制的な整理はできておりませんが、中間施設その他についても重点を置いていくべきである、このように考えておるところでございます。

○和田静夫君 医療機関の経営状況が厳しい中で新事業団が経営指導を行うということになつていくわけでありまして、これは、新規事業として行うとすれば、それに応じた体制、ノーハウあるいは人員といったものが必要になるわけですが、それらのことはどの程度の具体的な規模をお考えになつておるわけですか。

○政府委員(吉崎正義君) 御指摘のございましたように、医療機関は利益を追求するものであつてはなりませんけれども、一方、やはり経営の安定ということが大事でございまして、経営の合理化ということもまた必要だろつと考えております。

そこで、具体的にお話しがありました件でございしますが、医療金融公庫におきましては、過去の金融を通じて病院の経営については相当程度のノーハウを蓄積しておると考えておるところでございまして、具体的にどういふ体制でどういふふうになつていくか、これからひとつ研究をさせていただきます。

○和田静夫君 医療関係の業務について、公庫から事業団へ移行する、それに伴つて大臣、予算が国会議決事項でなくなりませんか。いわゆる認可予算形式ということになるわけですが、これはちょっと私、非常に疑問なんです。事の重要性から考えてみると、この新事業団の予算を全部国会議決事項とするのが私は至当だと思つておるが、どうして大臣、これ外すんですか。

○国務大臣(渡部恒三君) これは臨調行草の一つの方向の中で、今度政府関係の機関でなくなるわけですからその予算も国会の議決を要しないということになつておる、それは手続上の問題だらうと思つておる。

○政府委員(吉崎正義君) ただいま大臣からお答えいたしましたように、今回、医療金融公庫は政府関係機関としては廃止するということといたしたものでございまして、その間の事情は先ほど来御議論のあったところでございまして、従来から一般の特殊法人として、社会福祉法人に対する融資事業等を行つていた社会福祉事業振興会と統合することといたしたものでございまして、これに伴ひまして、医療機関に対する融資は社会福祉事業振興会の従前の事業と並んで新事業団における事業の一つとして実施していく考えであり、その予算につきましては、国会議決事項ではなく、他の一般の特殊法人において認められている認可予算形式と同一にすることといたしております。

○和田静夫君 まあ恐らく事務局でつくつた想定問答集の答えはそういうふうになつておるんだろつと思つておるが、私はどうしてもこれ納得できないんです。大臣、何か逆に考えていくと、そのために小が大をのみ込んでしまふという統合方式が考えられたんじゃないだろつかという気がいたします。このところはやっぱり大臣、将来少し検討をされる必要があると思つておる。

これがなぜ起こつたかというのをちょっと考えてみたんですが、そうすると、新事業団の経理

を、一つは一般勘定でしょう。それから片一方は医療勘定として分けたわけでしょう。そういうことは、本来性格の異なるものを統合しようとしてきたからこういう矛盾が起こるんです。したがって、私は素朴な疑問だとして一点、二点一番最初に大臣に尋ねたのは、ここを考えたからなんです。明確にやっぱ矛盾ですよ、これ。

○国務大臣(渡部恒三君) 御指摘のように、医療金融公庫と社会福祉事業振興会、これは先生から今お話がありましたように、性格が異なっておりますのでございまして。今後、その目的とするところ、これからやらなければならぬ必要なる機能というものは、一つにすることの方がその目的を達成させ、あるいはその機能を有効に発揮させるために有意義であろうということの一つにしたわけでございますから、当然これはいづれか一方は今までの制度と変わらなければなりません。そのために今先生から御指摘のようなものになったわけでございます。

ただ、そのことがいいか悪いかということでありまして、私どもが検討した結果は、むしろこのことによつて新しい時代に民間の活力を吸収して有効に発揮できるという考えを持っておるわけでございますけれども、先生から御指摘をいただいた問題も重要な問題でございまして、これを発足させていただいて、運営させていただく経過の中で、きょうの先生の御意向を十分に考えながら検討を続けてまいりたいと思ひます。

○和田静夫君 まあ大臣就任以前のことであらうと思ひますけれども、やっぱり臨調が何でも正しいのではなくて、臨調のこういう部分についての方向は誤つておつただけでも、厚生省側が非力であつたか、あるいは非力以上に理解力があり過ぎてこういう矛盾を平気でみ込んだかということにならうと思ひますがね。

そこで、この問題の最後ですが、結局私は、何のための統合なのかというところは依然として納得できません。できませんがゆえに問題点を幾つか指摘をしたつもりでございます。それで、統合に当た

つてどうしても確認をしておきたいことは、職員自身、それから労働条件、これに不利益が生ずるようでは困るわけでありまして、不利益が生じないようの特段の配慮が必要だと思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(渡部恒三君) これは私の考え方、先生と全く同感でございます。今回の一本化をするに当たつて、この両機関で働いていただいております皆さん方が不利益になるというようなことがあつては、これは私の責めが果たせませんから、むしろこのことによつて、両機関で働いていただいた人、あのとき非常に不安であり心配だつたけれども、結局私たちは気持ちよく働けるようになったと将来喜んでいただけるようにしていくことが、今回この法案を御審議をお願いすることになった私の大きな責任であり、これは私の後任の者にも今後しっかりと引き継いでまいりたいし、また、この法案を通していただいたときの我々の考え方、の基本として、これは今後に継承させたいと思つております。

なお、具体的な何か御心配がありましたら、政府委員の者にお尋ねいただきたいと思ひます。

○委員長(石本茂君) 三案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時二十九分開会

○委員長(石本茂君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前に引き続き、社会福祉・医療事業団法案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び保健所法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○和田静夫君 厚生大臣、昨日の広島での記者会見、全国の被爆者の方がかなりな実態調査をなさると語られたようであります。それは待ち望まれて

いたことでありますし、ぜひ綿密な調査を行つていただきたいと思ひます。

そこで、核の問題に関連して一問だけですが、昨日もNHKで放映をしていましたが、アメリカ政府も研究に着手するようでありませうけれども、「核の冬」について、厚生省としても環境庁など関係省庁と協力して研究に着手されるおつもりがないだろうか。核戦争によつて人体及び生態系にどのような影響をもたらせるのかということは、今日ある程度科学的に予測が可能であるわけでありませうから、政府としてもぜひ研究に着手されるべきであると思ひますが、昨日の記者会見との関連でいかがお考えになりますか。

○国務大臣(渡部恒三君) 先生御指摘の問題、極めて重要な問題であると思ひますが、今私のお聞きした範囲では、これは環境庁が主で、私の方はどういふことになりませうか、いづれにしても環境庁を抜きにして私一存で答ええるのは越権かと思ひますが、極めて重要な問題であり、今後我々も大きな関心を持たなければならぬことだと思ひます。

○和田静夫君 保健所法に入りますが、厚生省は、高齢化社会に対応して国民の健康の確保を図るために保健所の役割は今後一層高まるというふうになされておるわけでありませう。健康のときも議論したところでありませう。健康のときも議論促進する、いわゆるセルフケアを促進する、そのための中核組織として保健所があるわけでありませう。私の考え方が正しいとすれば、まず、保健所がセルフケアを促進するための中核的行政機関であるというところについて確認をされませうか。

○国務大臣(渡部恒三君) 私は、最近保健所の機能、保健所の果たすべき役割、また将来の保健所に期待される問題、いろいろ今考えておるところでございますが、今日ほど国民の皆さんがそれぞれ健康に大きな関心をお持ちになつておられる時代はございません。そして、これは二十一世紀の将来にわたつてますます強くなつていくものと考えませう。

こういうことを考えますと、行政機関の、一番地域住民に密接するところで健康の問題の相談相手になる機関は、これは保健所でございませう。したがつて、私は国民の健康を守る役所として、保健所の機能、役割、これはますます大きくなつてくるものと考えております。

○和田静夫君 今言われるように、保健所の役割は一層高まつていくわけでありませうから、それに対応した施策が求められるということになります。一般論として、役割が高まるということであれば、それに対応する新しい事業計画あるいは施設の充実、人員の確保、そしてそれらを賄う財源の措置、こういうものが必要になつてくるわけでありませうが、よろしいのですか。

○国務大臣(渡部恒三君) 今度の五十九年度予算も、先生方に御心配をいただいて、マイナスイメージという中で厚生省の予算、非常に苦勞したものになつてしまつたわけでございますが、その中で、国民の健康を守る仕事の重要性という中で、保健所関係の予算は先生御承知のように三十五億ほど前年度より増額をさせることができました。やっぱりこれから保健所の仕事というのは市町村の保健事業との、どういふ表現してよろしいか、とにかくよく密接な連携調和というものが大事でございませうし、それから今先生御指摘のように、戦後の保健所がやつておつた当時の仕事とまゐりまして、社会的なニーズも変わつて多様化してまいりませうから、私はこれからの保健所の機能というものは新しい時代のニーズに合わせてより多様化していかなければならぬ。そういう意味で、これは保健婦の問題とか人員等の問題もいろいろ今検討をし、また、これを増加させなければならぬ問題等、やつておるところでございませう。

○和田静夫君 とところが大臣、保健所への期待と比べて、保健所の実態というものは非常におくれておるわけですか。

施行令第一条の政令市、昭和二十三年以降どれくらいふえましたか。

○政府委員(吉崎正義君) 昭和二十三年には三十

の市を指定をいたしております。その後、昭和三十八年に北九州市が発足をいたしまして、八幡市と小倉市が合併いたしましたために一時二十九に下がりましたけれども、その後、昭和四十九年の浜松市、それから昭和五十八年の東大阪市を指定をいたしましたので、現在三十一となっております。

お尋ねの件に即してお答えいたしますと、三十三から三十一でございますので一カ所の増でございますが、なお昭和五十年には、地方自治法の改正によりまして東京都の特別区二十三区が保健所を設置することとされておりますので、二十三を数えますと、二十四の増となっております。

○和田静夫君 政令市の基準ですがね、これは昭和二十三年当時どういうものだったでしょうか。そして、どのような基準で政令市とされましたか。

○政府委員(吉崎正義君) 昭和二十三年当時には、市の財政行政の能力等を勘案いたしましたので、人口十五万以上の市を指定しておるところでございます。

なお、この歴史につきまして調べてみますと、当時原案では五大市を考えておったようでございます。一方、GHQは全部の市をそうすべきである、こういう意見であったようでございます。そ

さて、当時の情勢から考えますと、とても全部の市は無理である。それでも申し上げました行財政能力、衛生行政の第一線機関としての保健所を運営するための行財政能力等を勘案いたしました、人口十五万以上と決めたものと思われます。

○和田静夫君 自治省、人口十万人以上及び十五万人以上の都市の數、それぞれおわかりになりますか。

○政府委員(石山努君) 昭和五十九年三月三十一日現在の住民基本台帳に基づく人口によりますと、人口十万人以上十五万人未満の都市の数は全国で七十二になっております。

○和田静夫君 十五万以上は。

○政府委員(石山努君) 十五万人以上の市の全体の数につきましては、百二十六でございます。

○和田静夫君 それから大臣、昭和二十三年の人口基準十五万人と、こう言われたわけですね。百二十六あるわけでしょう。こういうことを考えてみますと、非常に立ちおくれているという感じがするんですね、政令市は。いかがですか。

○國務大臣(渡部恒三君) これ、立ちおくれているという意味が、一つのものがどれだけの人口を
受け持っているか、こういう問題もございまいしよ
うし、また、距離的な問題は、これはむしろその
後交通が非常に活発になってきたとか、いろいろ
の問題がありますから、立ちおくれているという

ふうに断言もできませんが、しかし、先生御指摘のような問題等含めて私は勉強をしてみましたら、やはりこれは行政改革の問題にも関連するでしょうが、何か画一的にただ行政機関を数を少な

くする。出先機関を統合する、それが行政改革というようなものであってはならない。これも大事なことです。やはり保健所行政みたいに地域住民に対する直接サービスの窓口というものは、い

たずらに機械的の数を少なくするというのが行政改革だというような機械的なものであつてはならないなというようなことを私は今考えておるところでございます。

○政府委員(吉崎正義君)　ただいま大臣からお答え申し上げましたように、地域のいろんなその他減少してきています。これは何か理由がありましようか。

の健康資源、医療資源との関係等があるのだと思われますけれども、私どもといたしましては、先ほどこの政令市の推移で申し上げましたように、

昭和五十八年に新しく一つ指定をしておるわけ
あります。昭和二十三年と今日とではいろんな
事情が異なっておりますから人口十五万以上とい
うのが適切かどうかそれはしばらくおきまして、

今日では、保健所を運営する行財政能力、これが

何よりも基本でございますけれども、都道府県や市との協議が調いました場合には指定の方向で検

討をいたすこととしておるとなっております。

○和田耕夫君　今幾つかの簡単な数字をお互いに
出し合ったんですがね。保健所のトータルの数と
いうのは、昭和四十年代以降ふえ方が鈍ってきて
いますよ。それから五十年代になって頭打ちで

保健所というのは、衛生思想の普及やあるいは結核、疾病、伝染病などの対策、そういう大きな役割を果たしてきたのですが、その結果国民の疾

病構造に大きく変わってきました。高度経済成長時代を経て国民の生活環境も大きく変わったわけですね。そうした社会構造の変化、疾病構造の変化があるわけですね。それにもかかわらず保健所

私は、今の数字というのは、そういう状況の反映ではないかという認識を持っているわけであり、まっぴるめです。

ますが、大臣いかがでしょう。

○国務大臣(渡部恒三君) 私どもも、保健所というと思いますのは、蚊とハエを撲滅する運動とか、何かDDTを振りまいてくれるのが保健所のか、何か

はどのぐらいいたのですか、何かといえば保健
も子供のころは、私の町なんか周りにお医者さん
関連性ということになりますと、その当時、私ど
るで変わってきておられます。ただ、医療機関との
は、社会の保健所に対して求めておるものも、ま
ような伊のころの恩い仕がございましたが、今で
ような伊のころの恩い仕がございましたが、今で

所を当てにしたものですけれども、今ではかなり医療機関が、いろいろその当時と情勢が変わってきております。

そういうふうな周辺の条件、環境も変わってきているし、また、保健所に求める社会のニーズも変わってきておりますから、そういう点で、保健所そのものを運営する皆さん、また、我々指導の

立場にある者も、何かやつぱり漫然と、もう伝染

病もなくなり、蚊とハエも余りいなくなつてきて
 おるわけですから、昔の惰性によつておればこれ

はみずから埋没してしまふのでありまして、やはり新しい時代的要請の中に、名前と同じでも、保健所そのものは戦後充足した当時とまるで変わった新しいものになっていかなければならないという意欲を持つこと、これが一番大事であろうと私

は考えております。

○和田静夫君 施行令の二条ですがね、「保健所は、人口おおむね十万を基準として設置する」というふうになっているわけです。「おおむね十万」といって、正確じゃないんですよ。これは一体どれくらいなんだろう、幅はどういうふうに解釈

するんだらう。これ、二万程度と考えておいてよろしいですか。

○政府委員（吉崎正義君） 今お話しのごさいますた「おおむね十萬」程度といたうことございます

が、これも実は若干の経緯がございます。
 そもそもこの十万という数が出てまいりましたのは、正確にはわからないんですがございますけれども、昭和八年にジュネーブの国際衛生会議で、大

体保健所は十万に一カ所ぐらいが適當ではなからうか、こういう議論が行われまして、そういうものを参考にしたのであらうと思われしますが、一方、これが政令で定められます場合に、御案内の

めておるわけでございます。

そこで、全国平均で見ますと一カ所平均約十三万五千人でございます。四捨五入で大体十万人に一カ所ということになっておりますけれども、個

個のことについて見ますと非常に大きな差があるわけでございます。七十余万人に一カ所のところから、お話にございました二万人欠けるところもでございます。

そこで一方、先ほど来大臣がお答え申し上げて

おりますように、また先生からも御指摘がございましたように、もう一つ、やはりこれからの新しい需要に的確にこたえていくために、機能の再検討を行うと同時に、再配置ということも必要ではないか、こういうことで、都道府県等において検討を進めるよう指導してまいりたいと考えております。

○和田静夫君 おたくからいたいただきました資料を精査してみますと、約三分の二の都道府県が、今私が取り上げたこの施行令の人口基準を満たしておりません。さらに、政令市ではすべてが基準以下であります。

大臣、この現状は満足してはいけない現状だと思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(渡部恒三君) 人口もさることですが、これはサービス行政ですから、やはり保健所の周辺の交通距離というものも勘案していかねばならないと思ふので、人口だけに全部割る、こういうものでもないかと思ふすけれども、しかし、今先生から御指摘のような、いろいろ現在の配置状況というものは非常に多くの矛盾が含まれておることは率直に私も、勉強すればするほどなるほどと、こういう問題もある、ああいう問題もあるということを考えさせられるのであります。

したがって政府委員から話がありましたように、これから保健所が新しい機能の中で新しく生きていくというためには、やはりもう一遍その適正配置というものを全国的に見直すべきかなというのを私も考えるのでありますが、これも先生御案内のように、やってみまして、ふえる方はだれも文句言ってみせませんけれども、減るなというところになったらその地域大騒ぎになりますし、なかなか難しい問題をはらんでおりますので、私は、全く申しわけありませんが、今首を右にかしげ、左にかしげ考えておるところでございます。

○和田静夫君 これは厚生省の資料ですが、職員定数も、全国八百五十五保健所のうちに六百五十四保健所が基準の定数を満たしていない。これは

局長どういふふうに説明されますか。

○政府委員(吉崎正義君) 御指摘のございました、昭和三十五年に定められた保健所の配置職員数というものがございまして。

これは、当時保健所を五つの型別、それからこれをさらに十五に細分をいたしております。そして、その当時の状況から考えまして、上位の四分の一の職員数、これを基礎にいたしまして、望ましい職員数として努力目標として示したものでありますと理解をしておるところでございます。当時の先達の労作、こういう細かい分類をいたしましてこうやったということに深い敬意を表するものでございすけれども、先ほど来お話しもございしたけれども、およそ四半世紀を経過した今日におきましていろいろ状況が変わつておるわけでありす。

それから、先ほど来のお話ではちょっと出ておらなかったかと思ふますが、健康需要、保健所に対する需要といひますものは地域によつて相当差があると考へております。そこで、地域地域に合ったようなそういう保健所事業を展開していくべきである、こう考へておるのでございすが、そこで、昭和三十五年にそういう細かい作業をいたしましたものが今日そのまま適応するかどうか検討してみることが必要と考へますけれども、どうもそのままで適応をしないのではなからうかと思ふのでございす。

しかしながら、一方、今申し上げましたような万般のことを考慮いたしましても、何よりもかによりも大事なことはすぐれた人材の確保でございますので、先ほど申し上げました再配置、再検討とあわせまして、必要な職員の確保につきましては都道府県等に対しまして十分指導してまいりたい考へてございす。

○和田静夫君 今言われた昭和三十三年の通達、おたくの保健所三十年史の記述を読んでみますと、昭和三十五年当時職員配置の現実的な目標として設定したとしておるわけですね。そういうふうにして設定した定数なんですね。そういう定数

が今日なお実現されていないというのは、私は問題があると思ふんです。二十年前の目標が実現されていないわけですからね、大臣。これはやっぱり保健所行政に力を入れた方が少なかったということですよ。そこところは、どうですか、率直にお認めになった方がよいんじゃないやありませんか。

○国務大臣(渡部恒三君) 私、正直に申し上げますと、昔からこの方面は余り詳しい方でありませんでして、先生の方が何十倍も詳しいので、私がお答えして間違ふかもしれませんけれども、ただ先生、戦後、保健所というものを増やしまして、ある一時期保健所が、戦後の二十年当時に世の中から求められておつたもの、これは、伝染病を退治し、また、環境衛生、蚊とハエをなくし、非常に悪かつた戦後の生活環境を清潔にしたいものにした、いろいろ大きな役割をして、その時期の役割は一つ済ましたと、こういうような時代であつたのではないかと想像されます。

そしてまた今日、高齢化社会あるいは老人問題等で、特に健康の問題、医療の問題として重要視されて、今また保健所に対するニーズが大きくなってきて、その中間にちよつとスラングがあつて、それが今先生から御指摘のような、もろもろの保健所の何か整備の至らざる状態になつておるような気がいたします。

どういふ解釈にしても、今決して、新しい時代にこたへるに十分であるとは言へませんので、これからさらに整備を強化するように努めてまいりたいと思ひます。

○和田静夫君 五十八年十月一日現在の「保健所の型別平均職員数」、これもおたくからいただいたのですが、これで見ると、U R のところの充足率、充足していないところが多いですね、これはどういふことでしょうか。

○政府委員(吉崎正義君) 御指摘のございましたように、確かにU R の2と3が多々ございす。これがどういふ理由かどういふお尋ねでございすが、まあ中間型でございすから、健康需要といふものがそのほかのものと比べてそれほど大き

くなかつたかなと想像いたしますが、あるいは、当時のこの定数の設定といひますものが多かつたのか、ちよつとたゞいま正確にお答えできませんけれども、御了解賜りたいと存じます。

○和田静夫君 それは了解できませんと言つて座つてみたところであれでしようから——とにかくこまめやつてきた議論は、保健所の実態が大変貧弱であつて、時代の変化に追いついていないということが私はお互い立証されたという意味で少し取り上げてきたのです。

そこで、保健所を今後強化していくという厚生省と私との共通の立場に立つて、きょうは建設的な議論を展開してまいりたいと思ふのです。このお答えいかによつては採決の帰趨が決まつていくということになつておるわけでありすが、いわゆる長期ビジョンの中でも何回か申し上げたんですが、保健所の強化がうたわれてはいますけれども、どうも具体策としては一向に何にもないことをつくつていくんだということを言われておるんですけれども、強化するのであつたらば、何をどのように強化するのか、具体策が私は明確でなきやならぬと思ふのです。強化の具体的方向で、現段階で示されるものがあればお示し願ひたい。

○国務大臣(渡部恒三君) 五十九年度予算で私が幾つか力を入れたものがあるんですが、その一つが老人保健事業でございまして、これも国民の幅広い合意を得ておると思ひます。

そういうことから私は、新しい時代に羽ばたいていく保健所の事業の大きな部門が老人保健事業、国民の皆さん方の健康を管理して、健康に対する関心を、また正しい認識を徹底させて、将来元気で明るい老人社会をつくり上げていく、これが目標だ、こんなふうに考へております。

また、これに対する具体的ないろいろの施策については政府委員から御答弁いたします。

○政府委員(吉崎正義君) ただいま大臣からお答えいたしましたのが一番でございまして、老人保

健康事業あるいは母子保健、こういうものは非常に生活と密接な関係がございますので、市町村事業とされておるところでございますけれども、これに對して必要な指導及び協力、援助、これを十分行えるようにする。それから、二十一世紀は精神の時代だと言われておりますが、精神衛生あるいは難病対策、こういう高度の技術を要する事業を強化していく。それから保健と医療、福祉のそれぞれの関係機関との連携をよく保ちまして、総合的な地域の保健医療体制の確立など、機能の拡充を図るよう、そういうことがまた今後の大きな事業になってくようかと思っております。

そのためには、大臣から申し上げました老人保健事業推進のための基盤整備といたしまして、保健婦等の計画的な増員等を図っておるところでございます。

○和田静夫君 衆議院の我が党の池田氏の質問に對しての答弁を讀みまして、今言われたような四つのことが大體整理をされてゐるのはわかつてゐるのでありますが、問題は、市町村事業への指導や協力を保健所がやっていくということでありまして、それだけでも、もう一歩突っ込んで、具体的に何をやっていかれるのですか、これは。

○政府委員(吉崎正義君) これは、地域によりましていろいろございます。

例えば、ある県の県庁所在地ではがんの健康診断を行いますための重裝備を備えておりまして、これを開放して市町村と協力をして、そこでもって健康診断を行うということもやっております。また、離島を抱えております県では、船をもちまして各離島、市町村を回って健康診断をやっております。あるいは保健婦を派遣をする。その他いろいろございまして、老人、成人病予防、母子保健等は市町村の事務として非常に重要な面がございますが、まだまだ市町村の基盤が弱い面がございますので、ある人の説によりまして保健所アーミーバ論というのがあるところでございまして、地域の実情に應じて、その足りないところへ手を伸ばして援助をしていく、こういう考えでございます。

○和田静夫君 二つ目の、精神衛生や難病対策などの高度な技術を要する保健サービスと言われていて、そのわけですが、これは具体的に何を指している、それに應じた施設、人員、これが確保されるというふうに見ておいてよいわけですね。

○政府委員(吉崎正義君) ただいまお話しのごさいます高度の技術を要する保健サービスでございますが、おおよそ三つのグループに分けて考えておるところでございます。

在宅看護、在宅機能訓練の指導、病態栄養指導、遺伝相談、思春期相談、薬物中毒やアルコール中毒の指導、公害及び食品添加物の相談など、専門的な指導や相談を主とする事業、これが一つの範疇でございます。

二番目といたしまして、痴呆老人対策のように、社会的に複雑な問題を有する患者や家族に對する各種援護制度の活用や保健医療、福祉、教育、労働等の機関や職種、専門家、ボランティアなど、こういう地域の多くの社会資源の連携活動とそれらの連絡調整、こういうふうな事業。

それから三番目には、各般の保健情報の収集、分析、提供、それから眼底カメラ、心電図、血液、呼吸器等の検査、こういうものを行う、この三つのグループに分けて考えておるところでございます。

そこで、御指摘のございましたそういう高度の技術を要する保健サービスを提供するための施設、人員についてでございますが、必ずしも十分とは思いません。最大の努力をしておるところでございますけれども、残念ながら医師も不足をしておりますが、特に重点事業としてやっております老人保健事業の基盤整備につきましては、五カ年計画で保健婦、精神衛生相談員、PT、OT、そういう人材の充実を図ると同時に、胃がんや子宮がんの健康診断のための機器、機能訓練の機器などの整備を進めておるところでございます。今後とも、こうした高度の技術を要する保健サービスの実現に最大の努力をいたす所存でございます。

○和田静夫君 医療法の改正によって今後地域保健医療体制を確立していく、その地域保健医療体制における保健所の位置、役割、それはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(吉崎正義君) 地域医療計画につきましては二つのことを追求していこう、一つは包括性でございますが、健康増進から医学的リハビリテーションまでの包括性、それから健康はやはり環境と深いかわりがございますので、そういうものを含めた包括性、それと社会福祉との連携等についてでございます。

そこで保健所は、ただいま三番目のカテゴリーとして申し上げましたけれども、従来からこの各種の機関との連絡調整に当たっておりますので、その経験を生かしまして、そういう地域の特性に應じた包括的な保健医療計画を作成し、それを運営していく一つの核としての役割を期待いたしておるのでございます。

○和田静夫君 市町村事業との関係で言いますと、厚生省は、市町村保健センターをつくっていくという、そういう方針のようでありまして、この保健センターというのは行政機関でも何でもない、言ってみればただの施設にすぎない。要するに場所ですね。これは厚生省もそういうふうにお認めになるわけでしょうか。

○政府委員(吉崎正義君) 御指摘のとおりでございます。

○和田静夫君 そうだとしますと、私は、保健所の質量合わせた強化がまず行われなければならぬ。幾ら保健センターをつくられても意味がないと思うんですね。

保健所と保健センターとの関連、そのところを厚生省はどういふふうに位置づけられますか。

○政府委員(吉崎正義君) 保健センターにつきましては、まさに御指摘のよう、市町村が行いますところの母子保健、老人保健、健康教育、健康相談あるいは健康診査、そういうものを実施するための施設でございます。

は地域によっていろいろあるかと思ひます。最近医療機関の整備も進んでまいりましたので、医療機関との連携のもとにそういう場所で行う、あるいは保健所がそこへ出向きまして技術協力、技術援助を行うこともございます。

そうしてまた保健所は、いろんな医療資源と各市町村との連絡調整、そういうことも行っております。広域的な処理を要するもの、高度な技術設備を要するもの、チームワークを必要とするもの、そういうもの、市町村では実施できない保健サービス、それを行うこととしておるところでございます。

しかしながら、いずれにいたしましても保健所と市町村との関係といふものは、これは非常に大切でございます。今後とも一層有機的な連携を図りながら保健サービスの実施に努めていく必要があると考えているところでございます。

○和田静夫君 政令市の場合は、保健所と保健センターとが有機的関連を持って運営されやすいでしょう。ところが、県の保健所の場合は、この有機的関連が非常にできにくいんじゃないだろうか、そういうふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(吉崎正義君) 確かに政令市の場合には御指摘のようないふことがあろうと存じます。また、後段の方でございますが、県の保健所でありまして、それは中にはどうも余りうまくいかぬものもあるかもしれませんが、それはもう連携をよくすることが非常に大事でございますので、強く指導をしておるところでございます。

○和田静夫君 保健所強化の具体策をお尋ねをしてみました。どうもいま一つ不鮮明な印象であります。

そこで、量の面での強化策ですが、保健所の増設というふうなことについてどういふ展望をお持ちでしょうか。

○政府委員(吉崎正義君) この点につきましては、先ほど来再編成、再配置ということをお申し上げておりますが、保健所は衛生行政の第一線機関

従来の定率補助でございますと、職種などを細かく決めまして定率で補助しておるわけでございますので、自主的、弾力的な運営に難があるとはいいながらその線だけは確保されておる、こういうことでございますが、その基礎がなくなる、これはもう御指摘のとおりでございます。一方、健康に対する需要というのは、これはこれから一層非常に大きくなってまいりますから、一つは、まさか従来やっておることをやらなくなるようなところはなideであらうと思うこともございますし、一方、交付金化に当たりまして、先ほど大臣からお答えいたしましたように、三十五億円の増額の措置を図りましてそういうことのないようにいたしておるところでございます。一方、また、特別交付金として、計画的に増員を図る老人保健の基盤整備につきましては毎年増額をしていこう、こういう考えでございます。

そういうこととあわせて、いやしくも保健所行政の水準が下がるようなことのないように強力な指導をしてまいる考えでございます。

○和田静夫君 大臣も言われましたように、交付金化に伴って三十五億円を増額した。私は非常に心配になるのは、六十年代予算ではよもやこの増額分が削られるとかあるいは横ばいになるとかという事ではないでしょうね、これ。

○國務大臣(渡部恒三君) 六十年度予算の概算要求、これから本格的に八月三十一日までに行いろ検討を加えておるところでございますから、今ここでどうこうとその内容について明確に申し上げるまでには至っておりませんが、もとより先生御心配のお考え方、私も全く同じ考えでありますから、そのようにならないように努力してまいりたいと思います。

○和田静夫君　まあ大臣を信用しておく以外にないんですが、当然増三千億円削り込むわけですからね、今度の要求基準額。それに保健所関係費が入るというのじゃ、これはもうたまったものじゃないわけですね。心配しなくてもいいと、おまえそんな心配しないで任せておけということですよ。らしいですね。

○國務大臣(渡部恒三君) 先生から何度も、厚生省の予算編成における非常に苦しい立場というものに御心配をちょうだいしておるのでありますけれども、これは全くそのとおりでございまして、かなり私どもの要望が基準設定に当たっては大蔵省に理解をさせたいといえ、私どもやはりいろんな

度はこの三千億の内部における切り込みということとで、どういう因果か、一番骨の折れる、おしかりを受けなければならぬ大臣になってしまつて、これは国会が終わつて、息つく暇もなくこの予算の作業に入らなければならぬわけでございます。

そういふことから、これから厚生省の内部の諸君に向かつて三千億の節約をお願いしなければならぬのですから、その出発に当たって、ここまではもう例外というやうなことを明確にするのもどうかと思いますが、しかし、やはりこれから厚生行政をお預かりする私の一番大きな仕事は、國民の皆さん方の健やかな健康を守ることであらう。その健康を守るためのこれは予算でありますから、できるだけ増重をするように努力してまいりたいと思います。

○和田静夫君　そのところは非常に期待しておきます。

国民の疾病構造の変化に応じた保健所のあり方という問題に立ち返りますが、私はまず一般論として、保健所が、成人病対策に積極的に取り組むという姿勢が必要であると思うのでありますが、いかがでしょうか。

○政府委員（吉崎正義君） 御指摘のとおりと存じます。

○和田静夫君　そこで、老人保健事業の各種健康
診査における保健所の位置ですがね。かなり低い
実態になっていますね。これは実態の報告はでき
ましようか。

○政府委員（水田努君） お答え申し上げます。

老人保健の事業は、五十八年度が契機的な転換点である。五十八年度のごいまして、循環器関係の一般健康診査というのは、市町村で老人福祉法時代から経験をいたしておりましたが、老人保健制度ができまして新たに付加されました胃がん検診、子宮がん検診というのは、従来県の事業であったものが市町村レベルにおりたということもございまして、五十八年度の実績はまだ最終的に出ておりませんが、五十八年度の予算で予定しました事業

量は、市町村の出しております計画量と比較しますと、全国レベルではほぼ見合っておりますが、個々の市町村の間で見るとバラつきがあるということと、それからやはり県の事業から移ってまいりました胃がん検診がかなり成績が悪い、全体的に見ればほぼ予算で予定した事業量は達しております、私ども、これが大体五十八年度の市町村の事業の実績ではないかと見ております。

○和田鶴夫君 保健所における成人病の健康診断実施状況、これは増加傾向にもありますね。ありますが、全体の健康診断は減少してきているという数字になっているんじゃないでしょうか。

ということ、成人病以外の健康診断が急減しているということでしょうか、このところは。

その急減した成人病以外の健康診断で浮いた分を、成人病の健康診断が十分にカバーしていない。ト

ータルで健康診断が減少していくのではないかと考えられるんですが、言いかえれば、保健所はもともと成人病の健康診断に力を入れることができるものというものを一般的には意味しているのではないかと思いますけれども、この点はどう考えたらいいですか。

○政府委員(吉崎正義君) ただいまお話しのござ
いました件でございますけれども、保健所は、今
の成人病の健康診断につきましては、市町村を援
助することが主体でございます。ただ離島とか僻
地、そういう市町村の自治体制の整わない地域に
つきましては代行をして行く、こういうこととし
ておるところでございます。

具体的には、保健所管内の関係者による老人保健連絡協議会を通じての保健事業実施計画を策定する。保健所の医師、保健婦等の派遣等によって

援助を行う。保健所施設設備の供用をする。市町村保健婦等に対する研修を行う。関係団体の協力の確保、その他地域の実情に応じた指導援助等を行うこととしておるところでございますけれども、市町村の力がだんだんついてまいりまして、例えばその他の医療機関に健康診断を委託する、こういうことになると、保健所は、先ほど

申し上げました精神衛生でございすとか、難病でございすとか、その他高度の技術を要する仕事がたくさんございすので、全体として見れば、保健所の事業がふえておると思うのでございす。

しかし、成人病はかつての結核にかわる重大疾患でございすので、今後とも一層の努力を傾注すべきものであると考えております。

○和田静夫君　がん検診が実施できる保健所というのは幾つぐらいあるんですか。

○政府委員(吉崎正義君) がんの検診でございますけれども、これは従来は御存じのように検診車を中心として実施をしてきたところでございます。しかし、御指摘のございましたように成人病予防政策の重要性にかんがみまして、老人保健事業五年計画に基づいて保健所で実施することがで

けるように、五十七年度から、保健所の機能強化
 としてがん検診機器の整備の補助を行ってきてお
 るところでございます。

そこで、五十九年度末までに胃がんにつきまし
 ては三十五保健所、子宮がんにつきましては四十
 一保健所に整備されることとなっております。

なお、従来から行われておる検診車による検診につきましても、都道府県、指定市、もう直接実施しているものがございますが、これにつきましては今後ともこの方式を継続する予定でございます。

○和田静夫君　これ、やっぱり非常にお寒い数字なんです。保健所が成人病対策の実施機関として

明確に位置づけられてこなかったことによるように思われるんです。胃がん三十五、子宮がん四十一なんていう数字ですから。

そこで、保健所を成人病対策の中にきちんと位置づけるという決意を示すために、私は保健所法第二条の事業内容の中に新たな柱を立てる必要があるのではないだろうかと思っているんです。すなわち、成人病予防に関する事項を明記をする、そういう必要があると思うんですが、大臣どうですか。第二条の十号の「結核、性病、伝染病」の

後に、いわゆる成人病という、そういう文言をつけ加える。それが先ほど来大臣が言われる時代的な要請だと私は思うんです。

まあここで作業して、修正してもう一遍衆議院に送れないうことを今言いませんが、約束ぐらいいしていただろうですか、これは。

○政府委員(吉崎正義君) この成人病予防に関するところでございますけれども、現行法によりますと、関係の深い老人の衛生というのがございまして。それから「結核、性病、伝染病その他の疾病の予防」「その他の疾病」ということで不十分である、こういう御指摘かと存じます。

そこで、成人病の例え健康診断について見ますと、先ほど申し上げましたように、保健所によりましては重装備をいたしましてそれを開放しておるところもございしますが、がんと高血圧の診断技術というものが年々進歩をしておりますので、それからまた、医療機関がかなり発達してきておりますので、かつての結核のように、結核対策に保健所が非常に大きな役割を果たしたけれども、そのときはもうほかの医療機関は保健所の足もとにも及ばなかった、そういう実力を持っておったわけでございます。また性病につきましても、医療機関が足りませんで、代用診療所とおってございましたが、性病の実際の治療も行っておた、こういうことがあるのでございます。伝染病もそうでございます。伝染病もこれはもう保健所が中心になってやっているのでございます。

そこで、成人病の場合に医療機関との関係でどういうふうな位置づけるかという問題があるうかと存じますが、いずれにいたしましても、御指摘のありました、成人病対策を保健所がもっともつと力を入れてやるべきである、このことには全く同感でございますので、第二条を改正するのが適当であるかどうかも含めまして、研究をさせていただきます。

○和田静夫君 局長があれだけ答弁されましたが、大臣、一言あれば伺いたい。

○國務大臣(渡部恒三君) 和田先生に、最後のき

ようぐらいいは、歯切れのいい答弁をしたと言われたのでありますが、これは相談してみまして、もう少し研究をさせていただきたいと思っております。

○和田静夫君 研究の結果が求めた方向で出ることを強く期待をしておきます。

職員の確保についてであります。医師の確保に特段の工夫と配慮が必要であらう、そういう必要性が高まっていると思うんですがいかがでしょうか。

○政府委員(吉崎正義君) 全く同感でございます。

○和田静夫君 何か方策はお考えですか。

○政府委員(吉崎正義君) 保健所に働く医師が少ないこと、これが保健所行政をやる上の最大の悩みの点でございます。

客観的な情勢といたしましては、かつての甚だしい医師不足という状況が改善されてきつてございまして、私どもの厚生行政にも、やってみたいという若手の医師もふえてきております。そこで今後大いに期待をしておるわけでございまして、さて、そこで具体的に何の尋ねのございました方策でございますけれども、例えば修学資金の貸与というのをやっておりますが、なかなか充足ができません。また、大学の医学部と保健所が共同で行う調査研究の実施をいたしております。大学が学生に衛生行政に対する興味を起させる、このようなこともやっております。それからまた、衛生学公衆衛生学教育協議会というのがございますが、こういうところを通じて大学との連携の強化を図る、このようなことも大事かと思っております。

これまで私の経験では、どうも医学生が、保健所に勤めて極めて有意義な仕事ができるといふことを知らないのが多いようでございます。最近参りました若い学生も、ポスターで見て知ったがどうかと言ってきたのもございますので、こういう仕事の重要性、非常に興味のある仕事であるといふこと、そういうことを医学生によく周知を図

る、これが迂遠のようでも着実な方法ではなからうかと考えておるのでございます。

○和田静夫君 保健所問題の最後ですが、保健所の業務に関する問題として前にも問題にしたことがあるんですが、歯に対する、弗素の歯面塗布ですが、この問題は、依然として一部自治体で公費によって弗素の歯面塗布が行われています。

弗素については、最近、染色体異常を引き起こしたとするという研究報告も行われているわけでありまして。東京医科大学の「フッ素研究」八四年七月のナンバー五なんかはそのことを指摘しています。弗素省としても、私が指摘してからかなりの時間もたっていますし、そろそろ明確な結論を出しにしなければいけないだろうと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(正木壽君) 確かに昨年の五月に商工委員会でもこの問題についての先生から御指摘がございました。

弗素、弗化ナトリウムの発がん性の問題につきましては、先生の昨年の御質問の前の五十七年の八月にも日本歯科大学の筒井助教授の研究報告があったわけでございますが、これはハムスターの胎児細胞を用いて発がん性についての検討をしたという報告でございます。これにつきましては、早速中央審議会の調査会でも御検討をいたいただきましたが、再現性に問題があるということで、なお発がん性の問題については判断できないという御意見でございました。これは昨年の答弁でも申し上げておるわけでございますが、その後米国内でも実験報告がなされております。

ところが、この実験報告につきましては、弗素成分というのは天然自然の中にも入っておりますために、それを除いてという研究がなかなか難しいというところで、実験はありましたが、実験方法に問題がありということ、アメリカでもこれはまだ発がん性の問題については判断はできないということ、さらに実験のやり直しがなされているという状況でございます。

それから、我が国におきましては、今事業審議会では再評価の指定品目になっておりまして、再評価の調査会で検討をいただいております。いろいろな文献があるわけでございますが、そういったものも含めまして今検討をいただいております。

ところが、先生御案内のように、この弗化ナトリウムにつきましては虫歯予防に効果的であるといふことでWHOも推進をしております。これは世界各國が使用をいたしております。世界各國とも現在のところ問題はないといふことでございまして、しかし、一部の研究者の間でも発がん性について疑問がありということなので、これは慎重の上にも慎重を期すということで、私も中央事業審議会でも御検討をいただいております。私どももいふことでございまして、さらに注意深く今後とも検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○和田静夫君 今お進めになっている事業審議会の再評価といいますが再検討、結論はいつごろまでにお出しになるわけですか。

○政府委員(正木壽君) この再評価の調査会は五十五年度から実施をされておりますので、もう四年余りになっております。これはかなり時間がかかり過ぎておるんじゃないかという御指摘かと思っておりますが、現在までに十九回やっております。それはいろいろな弗化ナトリウムについての文献がございまして、千三百ぐらいの文献があるといふことでございまして、千三百ぐらいの文献があるといふことでございまして、その中で弗化ナトリウムそれ自体の有効性、安全性の問題と、それから至適濃度といいますが、一体どの程度の量を使うのが適当であるかといったような問題、非常に幅広い問題がございまして、それから発がん性の問題についても最近指摘がされておるというので、そういう点も含めましていろいろ御検討いただいておりますが、まだ現時点におきましていついつというとは申し上げられませんが、いよいよ最後の検討段階に入っておるということで、もうそれほど長

期に時間がかかるということはないではないか
ということでも御審議をお願いしておるわけでご
います。

○和田静夫君 労働省、自治省、前回は引き続き
てまたお待たせをしましてしまいました。廃棄物等
の問題入ろうと思つたんですが、それに入るとこ
れからまだ小一時間かかりますから、きょうはや
めておきます。

○本岡昭次君 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の
一部を改正する法律案に関する問題を、若干、
残された時間質問をいたします。

昭和五十九年度予算における戦傷病者戦没者遺
族等援護法対策の概要について、二、三伺つてお
きます。

まず、戦没者の遺骨収集についてであります。
予算には三億一千四百万円計上されておりますが、
この戦没者の遺骨収集の実施状況と今後この遺骨
収集問題をどのように進めていこうとされている
のか、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(入江義君) 遺骨収集でございますが
が、戦後二十八年から五十年にかけては、年
次計画によりまして三回の遺骨収集を行つてきた
わけでございますが、五十年以降は、その後も
新たに遺骨があるというような情報も寄せられる
わけでございます。そういう情報に基づきまして、
確度の高い情報があるところについて遺骨収
集をやつておるといふような状況でございます。
それで、五十九年度のお尋ねでございますが、
今三億一千四百万円という御指摘がありました。
これは遺骨収集だけじゃございませんで、遺骨収
集なり慰霊巡行、慰霊碑建設というところで、要す
るに私も慰霊事業と言つてはいるわけでございます
が、遺骨収集につきましては、五十九年度マリ
アナ・トラック諸島、フィリピン、ソロモン諸
島、沖繩、硫黄島、この五カ所を予定しておるわ
けでございます。トラック諸島についてはついで
この間沈船の遺骨収集を終わりました。硫黄島に
つきましては第一回目の遺骨収集は終えたところ
でございます。

○本岡昭次君 その遺骨収集の問題なんです、
戦場になったところで漏れなく遺骨収集は今行わ
れているんですか、まだ行われていないところも
あるんですか。

○政府委員(入江義君) 戦没者の数二百四十万と
言われておまして、そのうちこれまで、大ざ
っぱな数で申し上げますと二百二十万柱ばかり収集
は終わっております。したがって、約半分残
つておるわけですが、その中に、海没して
の御遺骨が約三十万ございます。

そのほかに、今すべての戦場で遺骨収集がで
るのかというお話でございますが、例えば、ソ連
とか中国本土、インドネシア、そういう地域につ
きましては、遺骨収集といつても、要するに
相手の国にお願ひして、そこへ入つて遺骨
収集をやるわけでございますから、了解が得られ
ない国については主要戦域であっても遺骨収集が
できないというようにございまして、百二
十万残つております遺骨の中で、現在可能な地域
における御遺骨というのは大体五十万というふう
に私も推計しております。

○本岡昭次君 ソ連とかモンゴル、そうしたところ
については遺骨収集ができていないが、しかし
墓参といふようなことが別途行われているよう
ですが、私よく知らないでお尋ねするんですが、
今、遺骨収集も墓参も全然行われていないところ
が朝鮮民主主義人民共和国ではないか、ここには
何らそうした問題について手が差し伸べられてい
ないんですか。何かあるんですか。

○政府委員(入江義君) 朝鮮民主主義人民共和国
は戦場になっておりませんので、今までそういう
遺骨収集なり慰霊巡行なりそういうことをやつた
ことはございませんが、今のところ、そういう
意味でのお話、御要望というのは、私も聞いて
おります。

○本岡昭次君 それでは次に、引揚者等援護に五
億四千四百万円計上されておりますが、その中の中
国残留孤児対策の問題についてお伺いをいたしま
す。

本年度の取り組みについてまず初めにお伺いし
ておきます。

○政府委員(入江義君) 中国残留孤児の問題は、
大きく分けまして、要するに肉親捜しというのが
一つございまして、それで肉親捜しの結果、肉親が
見つかった孤児が永住帰国をする場合に、こち
へ帰つてまいりましてやばい言葉が不自由、生活
慣習が全然違うということで、その定着化対策を
どうするかという問題が第二点。それからこちら
に永住する際に、四十年近く養つてもらいました
養父母を向こうに置いてくるわけでございますか
ら、その養父母の扶養をどうするかという問題、
大ざっぱに言つてこの三点があるかと思いま
す。

この残留孤児の肉親捜しにつきましては、これ
まで五回の訪日調査を行いました。ほか、マスコミ
を使った一般公開調査等を行つておりますが、そ
の結果、肉親捜しの要望の出ています千五百五
十名程度の方につきまして、七百数十名の方はも
う既に肉親が見つかつておるわけでございます。
それで、これは第六回目の肉親調査としてしま
して、百八十名の残留孤児を日本に呼んで肉親捜し
をやりたいということを考へておるわけなんです。

それと、定着化対策につきましては、ことしの
二月に所沢に定着促進センターというのを設けま
して、そこで四カ月の集中的な言語教育なり生活
慣習に対する、何といひますか、指導というのを
行つております。そのほか、そこを終わりました
て地元へ帰りますから、生活指導員を派遣し
て相談相手になる、そのほか職業指導、職業訓
練、職業あっせん等も行いたいというふうな考へ
ております。

第三点の養父母の問題でございますが、これは
ことしの三月に中国側と交換されました口上書に
よりまして初めて取り決めが決まりましたわけでご
ざいます。どういふ範囲の肉親に対してどういふ
方法でどれだけの額をお払いするかという具体
的な方法については、現在、中国側と協議中でご
ざいます。

○本岡昭次君 今、概略説明をいただきました
が、中国残留孤児問題についてはいろいろ難しい
問題がございます。私も昨年二度中国を訪問しま
して、現地の皆さんともいろいろこの問題につ
いて話し合ひをしてきました。

そこで、七月三十日に中国政府孤児問題担当官
が来日されて、きょう帰国をされるように聞いて
おります。この滞在期間中、恐らく中国残留孤児
の問題についていろいろ話が話し合はれたと思
うんですが、差し支えない限りここで御報告を
願いたいと思ふんです。日本と中国の間でどの
ような問題が話し合はれたのか。そこで懸案にな
つておつたことで解決できたものがあれば、どう
いうものが解決できたのか。あるいはまた、今後
残された問題はどのようなものがあるのか。先ほ
ど言いましたように、私たちもしばしば中国を訪
れたり、中国の方と話し合う機会がございますの
で、そうしたことについて御報告をいただければ
ありがたい、このように思ひます。

○政府委員(入江義君) このたび中国政府並びに
東北三省の政府機関で中国残留孤児問題を担当し
ておられる方が十名いらつしたわけございま
すが、今回の訪日の目的といひますのは、こち
らに永住帰国した孤児がどういふ生活をして
おるかということを見学する、要するに向
こうとして、こちらの援護施策の現状を養父母の
方々が、四十年育てた子供が日本へ帰つてどん
な生活をしているだろうか、非常に心配しておる。
したがって、日本へ行って実情を調べてきたいと
いうのが主目的でございます。したがって、いまし
て、わずか九日間の間でございますので、主とし
て厚生省及び外務省、法務省から援護対策の実情
を御説明しました。また、財団法人の援護基金か
らもこれからやろうとしていふようなことにお話
したわけでございます。その後はその目的に
従ひまして所沢にありますがセンターの視察、ある
いは江戸川区にあります職業訓練校の視察、実際
の永住帰国した孤児との面接、ボランティア
団体等との意見交換ということでございます。

今おっしゃいましたような私どもの難い交渉とか協議というふうなことは実を申しますとなかったわけでございます。

ただ、春に締結しました口上書に盛りだててある事項でまだ具体的に内容が詰まっておらない事項、先ほど申し上げました養父母に対する扶養費の問題でありまして、あるいは今度の口上書で親が見つからなくても永住帰国をしたい孤児は日本に帰れるような道が開けましたので、そういう問題についてどうするかということ、五月の段階で私も中国側に私どもの考え方というものを投げかけておりますので、それに対する回答をできるだけ早くいただきたいということを申し上げまして、それについてもできるだけ早く回答するというところでございました。

短い期間でございましたけれども、こちらの援護対策の実情というのを知ってもらいまして、今後の孤児対策が円滑に進む一つはかなり大きなきかけができたのではないかと、いふふうに私も考えております。

○本岡昭次君 今も出ました中国残留日本人孤児問題の解決に関する日中間の協議の問題です。私のいたっている資料にもそれが載っています。その中で、今出てきました日本に永住した孤児が中国に残る養父母に対し負担すべき扶養費の二分の一は日本政府が補助する、あるいは扶養費の標準額支払い方法等については日中双方が別途協議する、この問題が残っているというふうなことは、ないかと思うんですが、結局この問題の一番難しい問題は一体何かというのを端的にひとつ私に教えていただけないか。懸案として非常に難しくなっている問題というのはいくつかある。

○政府委員(人江憲君) 結局今詰めておりますのは、どういふ肉親の方にお払いするかということ、範囲でございませうね、範囲と、幾らお払いするかということ、どういふ方法で払うかということ、ございまして、予算は実際に五十九年度予算に計上してあるわけでございますから、そこさえ解決すればすぐにもスタートするわけですが、向こうでどういふことを検討しておられるのか、ちよつとそこまで突っ込んだ話を今度はいたさなかつたわけでございますが、恐らく額をどうするかというふうな問題が一つの問題ではないか。それと、あと送金の方法でございませうね。御存じのように、扶養費の額は国費が二分の一でございませうけれども、あと二分の一は民間の善意の寄付金によっておるわけであつて、そういう扶養費をどういふ経路で送るかというふうな問題が向こうで検討されているのではないかと、いふふうに推測いたします。

○本岡昭次君 主として中国側の検討が問題であるというふうな御答弁でしたけれども、これは厚生省として、また援護局として、やはり一日も早く解決すべき事項だといふふうにお考えだと思つておりますが、解決の目途をどのあたりに置いておられるんですか。

○政府委員(人江憲君) 私どもは、冒頭に申し上げましたように、これは大きな三つの柱の一つでございますから、できるだけ早く上げていただきたいというところで先ほども申し上げましたけれども、三月十七日に口上書を書きましてから五月の初めにはこちらの考え方を向こうに投げかけておるわけでございます。それで、今回こつちにおいでになつたときにこの問題のお考えをできるだけ早く聞かせてもらいたいというところで、向こうは、要するに了解してお帰りになつて、きょう帰られるわけですから、帰つて至急検討してもらえないのではないかと、いふふうに期待しております。

○本岡昭次君 昭和五十七年六月十六日に援護局が発表された「中国残留孤児生活実態調査の結果」というのがあります。これを見ると幾つか気になる問題点もあるんですが、特に一つだけお伺いしておきます。

やはり、日本語ができないこと、これによつて就職ができないという人が不就業の中で一番多いとか、あるいはまた、残留孤児の皆さんが感想とか意見、政府に望むことといふふうなことを求め

られると、その中でやはり多いのが日本語教育を十分に行つてほしい、あるいはまた、帰国前に日本語の勉強をしておくべきであるといふふうな意見が出されていまして、これはもうだれしもが考える当然のことであると思ひます。

そこで、帰国前の日本語教育、あるいは帰国後の日本語教育、先ほどもセンターをつくつてそこで四カ月間やつていられるといふふうに言われておりますが、これは所沢という一定の限定されたところであつて、だから日本語を勉強するために住居を変えなければならぬといふふうなことも調査の結果出ております。完璧な体制はできないでしようが、やはり帰国された孤児の皆さんの要望に何とかこたえられるような体制をつくつていくべきだと思つておりますが、帰国前の日本語教育、また帰国後の日本語教育の問題について、今改善しつつあること、その対策を練り、そして条件を整備しつつあること、そういうものがあればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(人江憲君) 確かに、生まれたときから四十年間日本語に育つておられますので、言語といひますか、日本語が非常に大きな問題であるといふことは御指摘のとおりでございますが、就労状況について申し上げますと、今御指摘の五十七年の調査によりますと、孤児本人のうち就労している者の割合は、男性で七二％、女性で二二％ということになっております。また、孤児の配偶者の場合は、男性が五四％、女性が三六％が就労しておるということでございますが、就労していない人間について、なぜ就労できないのかという理由の一つに、確かに今お話しのように、日本語が不自由だといふことがあるわけでございます。

それで、ただいま、こちらへ帰国前の日本語教育といふことでございませうけれども、こちらに訪日調査で参りまして肉親が見つからなかつた孤児の方、あるいは見つかった方もそうですが、一応向こうへ帰国するわけですから、そのときに、日本語のテープカセットと、要するに音が出

る機械とテープを渡しているわけでございますし、今度もこちらへ参りました十名の方がお帰りになるときには、テープと日本語教育に関する材料をお渡ししておるわけですが、向こうで事前に勉強してほしいと思ひましたも、やっぱり皆さん毎日忙しい生活しておられますし、なかなかやはり、それは個人差が非常にあつたわけでございますが、現にこちらへ来られた方の中でも向こうでひそかに勉強してこられて、来られたときかなりの程度の方もおられますけれども、大部分の方はそこまでいっていただけない。ただ、こちらで四カ月間の研修を見ましても、やっぱり非常に個人差というのがあるわけでございますが、私どもとしては、そういうふうなテープなり機械をお渡しして勉強する機会を、何といひますか、皆様方に提供しているといふことでございませう。

○本岡昭次君 時間がありませぬので、この問題だけにかかつておるわけにまいりませぬから、厚生大臣、中国残留孤児問題というのは非常に歴史的な意味を持つ大切な仕事だと思ひます。それで、厚生省が五十九年の三月十七日に中国との間で協議して今後の一定の方向を決めた。このことは非常に大事な意味のあることだと思つておりますが、やはりその中で一番の問題が中国に残る養父母の問題。これも、中国に行きまして、現地での話はこの問題に一番焦点が絞られてくるわけであつて、双方、これは金の問題でございませうからやはりいろいろ難しいことがあろうかと思ひますけれども、一日も早く中国側の意見をまとめてもらつて、そして厚生大臣の方でできるだけ早く、養父母問題という最も基本的な問題が一日も早く解決するように御努力をお願いしたいといふふうに私は思つておりますが、厚生大臣として、養父母に対する扶養費の問題等々にかかわつて、今後積極的に対応して一日も早く解決をさせていただきたいという要望を申し上げ、それについて厚生大臣の所見をいただいております。このように思つております。

○國務大臣(渡部恒三君) これは、本岡先生から御心配をいただいて大変ありがたいことだと思つ

た。向こうでどういふことを検討しておられるのか、ちよつとそこまで突っ込んだ話を今度はいたさなかつたわけでございますが、恐らく額をどうするかというふうな問題が一つの問題ではないか。それと、あと送金の方法でございませうね。御存じのように、扶養費の額は国費が二分の一でございませうけれども、あと二分の一は民間の善意の寄付金によっておるわけであつて、そういう扶養費をどういふ経路で送るかというふうな問題が向こうで検討されているのではないかと、いふふうに推測いたします。

ております。我々の国にも「生みの親より育ての親」と、これはとうとうといふ教訓でございます。あつた、あつた戦後の困難なときに、置き捨てられてしまった我々の同胞を四十年近い長きにわたつて育ててくれた、しかも当時は敵国の子供たち、これを育ててくれた、この育ての親の恩情に対する感謝の気持ち、これは今日繁栄と平和の中で生きておる日本国民すべてが感謝しなければならぬ問題でありまして、今御指摘のような問題等を含めて遺憾なきを期するように努力してまいりたいと思ひます。

○本岡昭次君 関連して、満蒙開拓青年義勇隊員の問題について一問だけ伺つておきます。

終戦までに渡満した隊員は約二万二千八百人というふうに言われております。私的な話も織りまぜて申しわけないんですが、実は、私の父も、昭和十八年に満蒙開拓青年義勇隊の神戸中隊長として神戸市内の尋常高等小学校の卒業生、十五歳、十六歳の少年を二百名引き連れて、当時の満洲の牡丹江の近くの一面坡というところに入植をしたのであります。終戦後のこの青年たちを、想像に絶する、死と隣合わせのような難関を乗り越えて日本に連れて帰つたんですが、私の父は残念ながら、その当時の満洲の風土病に侵されて、帰つても病気のままで回復せず、治療の方法も日本では見つからぬということで死んでしまいました。それだけに私は、個人的にこの義勇隊問題について人一倍関心が強いのであります。今審議してあります援護法をずっと見ておきますと、満洲開拓青年義勇隊員の問題が出てまいりますので、一言だけその点を質問しておきたいと、こう思ったわけなんです。

それで、お聞きしておきたいのは、この援護法のもと、満洲開拓青年義勇隊員が、現在どのような適用を受けているのかという具体的な事例だけをきょうはお聞かせいただいて、またこれからいろいろ勉強もしてみたいと思ひますので、現状をひとつ教えていただきたいと思います。

○政府委員(入江義君) 今御指摘ございましたよ

うに、満洲の青年義勇隊員約二万二千八百人でございまして、この青年義勇隊員が三年間の訓練を経まして義勇隊開拓団の団員になるわけです。この両者を含めた統計しかございせんので、御質問にびたりとしたお答えにならないで恐縮なものでございまして、青年義勇隊員が二万二千八百人、それと、訓練が終つた開拓団員が六万四千人おつたわけでございますが、このうち援護法でどれぐらゐの者が処遇されているかという数字を両者含めまして申し上げますと、障害年金が六十七件、遺族給与金が二千四百二十二件、弔慰金が三千四件ということになっておりますが、恐縮でございますが、この中で青年義勇隊員がいかほどで開拓団員がいかほどかという内訳はありませんで、御了解いただきたいと思ひます。

○本岡昭次君 今のは、義勇隊員とそれから開拓団の人たちのトータルの数字でしたが、急にとは言ひませんが、もし、その義勇隊員と開拓団の人と、それぞれの件数を分けることができれば、そしてまた、特に義勇隊の隊員がどの場所ですうした状況になったのかというふうな問題について、もう少し解明した資料を私に教えていただければと、こう思つたので、今でなくともよろしい、一年かかっても二年かかってもよろしいから、ちよつとそういう事態を、先ほど言いました個人的な関心もあるものですから、できればひとつ分析をしていただけたらと思つたんですが、いかがですか。

○政府委員(入江義君) 数字の内訳は恐らく無理じゃないかと思ひますが、義勇隊の方が東北三省のどの辺でどういふことをやられたのかというのは、もしかするとある程度わかるかもしれませんが、それは調べまして御報告したいと思ひます。

○本岡昭次君 附帯決議に、参議院の方は出ていないんですが、衆議院の方の附帯決議を見ておきますと、去年、おとしと二年続けて、「満洲開拓青年義勇隊開拓団については、国境及び満鉄警備等に関する事実を調査するため、関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため

め努力すること」という項があるんですね。これは一体何をせよといふんですか。「問題解決」といふのはどういふ問題を解決せよといふ附帯決議なんでしょうか、ちよつと参考のために教えていただけないか。

○政府委員(入江義君) 援護法は、軍人軍属あるいは華軍属の方々が、本来の業務といふんですか、公務に關連して傷を受けたらあるいは死亡したときに援護する制度になっております。ところが、今話題になっております青年義勇隊あるいは義勇隊開拓団といふのは、本来の業務は農耕作業といふんですか、要するに開拓する業務でございます。

したが、いまして、その本来の業務からいいますと援護法の援護の対象にストレートにならないわけでございます。援護法の中で、その青年義勇隊なり開拓団の方が軍務に關して負傷したるいは疾病したるときに云々と、要するに援護法の対象になるという規定の仕方をしておるわけです。したが、いまして、身分としては華軍属になるんですけれども、準軍属の身分のある方が、軍務に關して負傷したりあるいは病氣になった場合に援護するという形になっております。

ところが、ソ連が参戦しました八月九日前後といふのは、御存じのように混乱の状態でございますので、その軍務に關して負傷したるいは疾病にかつたかどうかといふのは非常に難しいといふことでございまして、その辺の調査を、衆議院の「関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め」といふことはそういうことでございまして、八月九日前後のその青年義勇隊員がどういふ状態だったかといふ資料を集めて、軍務に關したといふことの証明ができるように努力せよといふのが附帯決議の趣旨でございます。

○本岡昭次君 私を知る限りは、「満洲」と書いてあるが、あのときは満蒙開拓青年義勇隊と言つておつたように思ふんです。十八年から十九年の中ごろくらいまでは農耕に従事しておりました。が、昭和二十年になった段階では全部軍隊に徴用されて、そんな田んぼを耕しているような悠長な

状況でないといふことで、ほとんど皆軍隊に徴用されております。私の父と一緒に行ったのもほとんど皆軍隊に行つてゐるんですね。そして、終戦時はほとんど軍人と同じような活動をしていまして、そういう事柄であるならば、関係者を集めて実態を聞けばすくわかるんで、私の周辺にも、今言つたように百人近いそういう人がおりますが、こういうことを附帯決議に出されるのであれば、一日も早くここに書かれてあるとおり資料の収集に努めて、その身分関係を明らかにして、問題を解決していただきたいという要望を、とにかくまずきょうは強くいたしておきます。

それでは次の問題に入りますが、総理府の方にお聞きをいたします。

五十七年度に発足した総理府の戦後処理問題懇談会は、戦後、シベリア強制抑留者に対する補償、また、恩給資格者の救済、さらに引揚者の在外資産の補償の問題、こういうことを中心に議論して、あわせて、戦後処理問題全体についてどの範囲でどう考えればよいかといふことを検討することを目的としているようであります。ここでは、野党が共同して毎年法案を提出しています一般戦災者に対する援護施策の確立について、この問題が検討されているのかどうかという点、まずお伺いをしたいと思います。

○説明員(根本貞夫君) お答え申し上げます。

懇談会におきましては、昨年末まで、今お話しございましたとおり、恩給資格者問題、シベリア抑留者問題、それから在外財産問題の三つの問題を中心に、その関係各省及び民間団体からヒアリングをやつてきたところでございまして、現在はそのを踏まえまして、戦後処理問題をどのように考えるべきかにつきまして鋭意議論を煮詰めてい

るという段階でございます。

それで、今御指摘の一般戦災者問題について、も、このような懇談会における議論の過程で、その実態、それから講じられた措置につきまして紹介だとか説明が行われたところでございます。一般戦災者との均衡にも留意しながら、冒頭申し

上げました三つの問題を中心に戦後処理問題をどのように考えるべきかについての論議が行われている次第でございます。

○本岡昭次君 野党がいつも一つにまとまって出しているこの法案の問題は非常に重視していただきたいと思うんですが、今の答弁では、一般戦災者に対する問題も留意しながら戦後処理問題全体として考えていると、こういうことでありますので、この答申の際は、そういうことであれば、留意をただけでなくて、一般戦災者の問題についても、援護施策についてもどうすべきであるというふうな問題についても答申の中にぜひこれは入れていただきたい、このように考えるんですが、その点。

それから答申の時期ですね。本年六月の予定であったと思うんですが、今後いつどのような時期に答申ができるのか、今後の見通しについて伺っておきたいと思ひます。

○説明員(根本貞夫君) まず、答申取りまとめの時期についてでございますけれども、先ほどお話しございましたとおり、懇談会の検討期間につきましては、当初、委員間の協議によりまして、おおむね二年程度を要するとされてきたところでございまして、一応この夏を目途にその意見を取りまとめめる方向で検討が進められるものと考えておりましたところでございます。ただ、戦後処理問題は非常に難しい問題でございますので、懇談会における論議も非常に多岐にわたっております。それで、十分論議を尽くしていただくためにはなお若干の日時を要すると、こういうことになることも考えられる次第でございます。

それから、意見の取りまとめの中に一般戦災者の問題を含めようという話でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、三つの問題を中心に戦後処理問題をどのように考えるべきかについて論議が行われているところでございまして、その論議は当然一般戦災者との均衡に留意しつつ行われているんだということで御理解いただければありがたいと、こう思っている次第でございます。

す。

○本岡昭次君 いや、それは理解はできませんがね。あなたと議論してもちよつと難しいんで、これはまた後日、別の場で、法案を提出している野党の立場で、改めて総理府と十分に話し合いをさせていただかなければならぬと思ひます。きょうは考え方だけ聞かしていただいております。

それで、もう時間もなくなりましたので、あと、毒ガス被害救済対策の問題について伺っておきたいと思ひます。

広島県竹原市の大久野島にあった旧陸軍の毒ガス工場に働いていた人たちの問題であります。この毒ガス被害の問題については、旧陸軍共済組合の組合員であった人に対しては、ガス障害者としての特別措置要綱というものが基づいていっている対策が行われているんですが、先ほど私が満州開拓青年義勇隊の問題を出したと同じように、ここでも学徒動員、女子挺身隊員あるいは人夫、いろいろな形で毒ガスとの関係を持った人があったわけであって、ただその身分関係が国との関係には直接なかつた、あるいはまた、共済組合員でなかつたというふうなことで対策がおくれている、あるいはまた問題によっては差別的な状況が起こっている、救済措置に不公平があるというふうなことを耳にするんですが、この問題についてひとつ厚生省の現状の認識について伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(大池眞澄君) 大久野島に係る動員学徒等の非組合員の方々に對します救済措置につきましては、厚生省におきましても毒ガス障害者に対する救済措置要綱というものを設けまして、旧令共済組合員に對します措置に準ずるような救済措置を講じているところでございます。

ただ、動員学徒等の、共済組合員でない方々に對する措置といたしましては、この方々の多くは毒ガス製造を中止した後でこの島に入られたとか、あるいは携わっておられた作業も、直接毒ガス製造ということではなくて、多数の方は風船爆弾の紙張りというふうな、やや危険度の低いような作業であつたというふう聞いていますところでございます。

な作業であつたというふう聞いていますところでございます。そのようなことも背景にございまして、厚生省所管の非組合員に對します救済措置におきましては、旧令共済組合員に對しますような、例へば認定患者制度というような形ではこちらの方はやっていないわけでございます。

ただ、こちらの救済措置におきましては、旧令共済との比較におきましては、一般障害者並みの諸手当、医療費の支給等については万全の措置を講じているところでございます。

○本岡昭次君 最後に厚生大臣にお伺ひをして終わります。

今言いました一般戦災者の扱いの問題にしても、あるいはまた学徒動員、女子挺身隊員、こうした人たちの身分関係の問題、あるいは開拓団とか青年義勇隊というふうな形で戦争にかかわった人たちの問題が、やはり国との明確な身分関係にないというふうなことで、もうかなり問題は限定されていると思ひますけれども、そこに不公平な状態があるとすれば、これは何としても私は改善をしていかなければならぬ、こう思ひます。先ほどからも調査中であるとかいふ今後の問題が残されておりますが、厚生大臣として、厚生省の関係する各部署に對してこうした問題について、戦後もう四十年たとうとして今日でありますから、しっかりとした対応をこの際やってみようというふうな、取り組みについての内部に對する特段の指示もいただきたと、こう思ひますが、厚生大臣のそうした全般の問題についてのお考えをお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(渡部恒三君) ただいま本岡先生から御指摘のありました戦後未処理の問題、お話しのような旧軍人軍属の問題からさらに挺身隊の問題、あるいは一般戦災者の問題、あるいは徴用工の問題とか、非常に多岐にわたっておりますので、それぞれ、国家がどこまでその責めを負うべきかということで、これはいろいろ議論のある問題でございます。

また、担当する役所としても、私も厚生省で担当すべきもの、また総理府が担当するものと各般に分かれておりますが、これは大変重要な問題であり、今先生からそういう総理府との質疑にありましたように、大きな問題については今後処理問題懇談会が検討を続けておりますので、その検討結果を待つて国全体の方向が定まってくると思ひますが、私も与えられた権限の範囲でできる問題については、もう戦後四十年近くたとうとしておるのでありますから、あの戦争で受けた傷跡というものをいよいよやしていく努力を、今後できる限り続けてまいりたいと思ひます。

○本岡昭次君 終わります。

○中野鉄造君 細かい個々の質問に入ります前に、まず厚生大臣にお尋ねいたします。

保健所法の一部を改正する法律案の趣旨説明は先般お聞きいたしました。この文章の中にもこの法律案の目的といったようなものを述べられておりますけれども、厚生省として、これが改正になった場合のデメリットと申しましようか、ないしは留意すべき点、そういうものをなお考えになっておられるとすればお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(渡部恒三君) 今回の改正案は、保健所に對する地域社会の求めるニーズが保健所発足の当時と大きく変化してある、そういう時代的背景の中には、やはり地方自治体あるいは市町村の協力、また保健所そのものの運営がやはり自主的にできるだけ有効に発展するようにということをお願いするわけでございまして、私は必ずこの精神にのっとり、メリットのある運営が行われるように期待しております。

デメリットがどこにあるかということになりますと、今思ひますものでは、定率から定額に予算がいつておりますから、このために何か今後、将来に向かつて保健所が限られた予算の中で伸びられないというようなことがあつては困りますので、それはあくまで法律の問題でなくしてこの法律を運用していく我々政府の責任であると思ひます。

ので、考えられるデメリットというものは、それ
ぞれ我々が心していけば、努力をしていけば決し
てデメリットにならないものであると、こう思っ
ております。

○中野鉄造君 まあデメリットという表現がちょ
っといかかと思いましたが、いわゆる留
意すべき点ですね。先ほどからいろいろ質問もな
されておりましたけれども、今まではこれが補助
金であった、今後は交付金になる、そうなります
と自治体としては、交付金となると補助金の場合
と違ってまたちょっと使途というのか、そういうも
のが、ある意味ではまた違ってくるのじゃないか
と思ひますが、他に流用されるというようなこと
はないと思ひますけれども、その辺のチェック
についてはどういうようにお考えになっていま

○政府委員(吉崎正義君) 保健所運営のための補
助金でございますので、これは補助金の適正化等
に関する法律に基づきまして、保健所運営以外に
はかたく禁止をされておるところでございます
で、そのようなことはこれは万々ないと思ひま
す。

ただ、留意点といたしましては、大臣から答
え申し上げましたように、自主的、彈力的、地域
の実情に応じてというのが大きな眼目なんでござ
いますけれども、これが裏目に出て水準が下がる
というこの万々ないように、これはもう十分留
意をして指導をしてまいる必要があると思ひてお
ります。

○中野鉄造君 補助金にしても交付金にしても、
出るところは同じく一緒でして、そういうことか
ら考えると、十条の項目に、「国庫は、保健所に
関する経費を支出する地方公共団体に對し、三々
というところを、「国は、保健所の施設又は設備
に要する経費を支出する地方公共団体に對し、云
云と改正内容はなっていますけれども、この「施
設又は設備に要する」という字句が加わったわけ
なんですけれども、どういふ変化なんでしょう
ね、これは。

○政府委員(吉崎正義君) 保健所の運営に関しま
しては、施設と設備の整備をいたしまして、そし
てこれの運営をやると、こういうことであります
が、その運営費、主として人件費でございます
が、これを、職種の細かいきちんとしたや
や弾力性を欠く硬直性をもたらしがちな定率制か
ら、交付金という定額に変更する。一方、施設設
備につきましては、従来のようにその事業に応じ
た補助事業として行い、こういうことにしてい
るわけでございます。

○中野鉄造君 現在、保健所に関する職員が何人
になっていきますかね。

○政府委員(吉崎正義君) およそ三万五千人でこ
ざいます。

○中野鉄造君 去る昭和三十年から、地方事務
官、食品衛生監視員あるいは環境衛生監視員の約
一万人の方々が、今言われた厚生省所管の三万五
千人ですが、その中から離れて自治省所管に移行
されていると思ひますけれども、こうした一万人
の方々の人件費に對して、過去今日までいろいろ
な、まあ損なわれたというのか、そういうようなこ
とはございせんか。

○政府委員(吉崎正義君) 御指摘のございました
ように、保健所職員のうちで食品衛生監視員、環
境衛生監視員等の職種のほうが、一般財源としての
交付税でもって、地方の自主性に基づいて配置を
するということになっております。自治省所管の
交付税でございますけれども、保健所の職員でこ
ざいます、これにつきまして経過を見ますと、
特にこのために食品衛生監視員、環境衛生監視員
が減ったということではございせん。

○中野鉄造君 保健所の監督管理をするのは何と
いっても厚生省でございますが、そうであるなら
ば、三万五千三百二十二人ですか、この職員が安
心して働けることが最も大事だと思ひますが、そ
の意味で、地方自治体の責任者の一存において、
やれ人員整理だとか、そうしたようなことがない
ようにしていただきたいと思ひますが、これから
のお考えはいかがですか。

○政府委員(吉崎正義君) まことに御意見のと
おりであらうと思ひます。先ほども、万が一にもこ
の自主性が裏目に出て水準が下がることがないよ
うにということをお願い申し上げたけれども、ま
ことにそのとおりでございまして、ただいまお尋
ねのありました食品衛生監視員等につきましても、
特にそうした措置によって減少していることはこ
ざいせんが、今回のこの交付金は厚生省所管の
補助金の一つの形態でございますから、水準が下
がるということが万々ないように一層強く指導してま
いりたいと思ひます。

○中野鉄造君 私が先ほどから申し上げたかった
ことはそのことなんです、ひとつそういうこと
がないように十分留意していただきたいと思ひま
す。

〔委員長退席、理事遠藤政夫君着席〕

この交付金の全国の保健所、あるいは地方自治
体に対する配分の基準ですが、これは先ほどから
もいろいろ質問が出ておりました。それによる
と、人口、面積等によって七割部分を充てるとい
うことでございけれども、保健所の数及びその職員
の数、それを基本にして配分するのが妥当ではない
かと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(吉崎正義君) このたび定率の補助金
から定額の交付金にいたしました趣旨は、根本的
に健康需要、保健所に対する需要というものが地
域によって性格を異にしておる。人口構造も違
いますし、環境も違っております。そこで、この自
主的彈力的な運用ができるようにというのが大き
なねらいなわけでございます。

そのときに、やはり一番大きな要素というのは
人口ではなからうかと思ひます。それと面積。
御指摘のございましたように、その現状
を固定するというのはどうも望ましくないのでは
ないか。これからのいろいろな条件が変わってま
いますので、自主的彈力性を尊重したいと思
うのでございます。ただし、御指摘のございました
ように、現状と非常に大きく変わったものでは混
乱を来しますので、交付金総額の約三割につきま

しては、そういう人口と面積の案分では捕捉し得
ない独特の事情、それを考慮をいたしまして、従
来の補助金の交付額の激変による保健所運営の混
乱等が生じないように配慮することとしてい
るわけでございます。

○中野鉄造君 先般の健保のときにも特に私主張
しておりましたように、これから成人病予防のた
めにも医療費抑制のためにも、大いにひとつ健康
診断を普及していただきたい、こういうことを言
っているわけですが、これから先、各地方によ
って、保健所あたりを通してのそうした成人病予
防のための健康診断が活発に行われるところ、あ
るいはそうでないところいろいろあると思ひま
す、そういうことになると、非常に活発に行うと
ころは必然的にいろいろな経費も要ってくるわけ
です、そういう意味で、人口と面積だけではや
はりいかかかと、こう思ひますけれども、その
点重ねてお尋ねいたします。

○政府委員(吉崎正義君) お話しの点はまことに
ごもっともだと存じます。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、約
三割で特別な事情に応じて調整を図ることとい
しておりましたので、御指摘のような点は考慮で
きるものと考えております。

○中野鉄造君 私調査したところによりますと、
昭和五十八年度末で全国で八百五十五の保健所が
ありますけれども、この八百五十五の保健所のう
ち、医師の免許を持っていない所長さんが八十七
人おられるようですけれども、所長は医師の免許
を取得していなければならぬ、こううたわれて
おると思ひますが、この点どのようにお考えで
すか。

○政府委員(吉崎正義君) 残念ながら、八百五
十五のうちの約一割、御指摘のような数字が兼務
になっておるのでございます。保健所は国民の健
康に関する第一線の行政機関でございます、や
はりこれは専門の医師が所長としてあるべきで
あると考えております。そこで実は、医師でない者
が所長になっておるのではございせん、兼務

であります。これはまことに残念なことでござい
ます。

一つの理由は、ちょうど世代の交代のような意
味がございまして、お年寄りがだんだんおやめにな
つていく、一方、最近若い医師も希望者が逐次ふ
えつてありますけれども、その辺のギャップで、所
長だけではなくて保健所に勤務する医師全体がど
うも今一番底のような感じを持っておりま
す。何と申しまして、保健所の仕事にとって医
師が最も基本の職種でございまして、保健所長
の充実にあわせて、全体の医師の充実に努
めてまいりたいと考えてございまして。

○中野鉄造君 その今おっしゃった、保健所に勤
務している、医師の免許を持った方はどのくらい
いらっしゃるんですか。

○政府委員(吉崎正義君) 現在全国で約千二百人
でございまして。一保健所当たりいたしますと一
・四人となります。

○中野鉄造君 兼務であるとしても、これはもう
極めて変則なことでありまして、これからいろ
んな保健所の機能を發揮していただくわけに
いけません。時期に入ってくるわけですから、ぜひ
ひつと、必ず兼務などという変則的なことはやめる
ように努力していただきたいと思ふんです。

今、八十七の無資格の所長さんがいらつし
や、これは大体的に地獄に見えてどういふところ
ですか。

○政府委員(吉崎正義君) 地域的には、従来医
科大学の少なかつたところ、東北地方に比較的
多いのでございまして。

○中野鉄造君 今おっしゃったように、かなりの
医師免許を持った方が現在いるわけですから、
そういう人たちが抜けてくるとか何らかの方法
で、ひとつ今のそうした変則は解消していただ
きたいと思ふんです。

次に、福祉事業振興会と医療金融公庫との統合
についてちょっとお尋ねいたします。

これまで冒頭にお尋ねいたしますが、一番これ
は留意しなくちゃいけないと思つておられる点

はどういうところですか。

○国務大臣(渡部恒三君) これは提案理由の御説
明でも申し上げましたように、医療と、一方は社
会福祉、これは今まで違つた仕事だったのでござ
いまして、最近、高齢化社会といふものが急速に
進んでまいりまして、老人問題といふのが厚生省
の大きな仕事になってまいりますと、その接点が
近づいてまいりました。ですから、中野先生から
も幾たびか御指摘をいたしておりました、社会福
祉と医療の間の中間施設といふような要望が非常
に強くなつております。

こういうものにこたへる意味では、むしろこれ
が一つになつて機能するということに、将来に大
きな意味を感じておるのでございまして、これが
何か逆の方向になつてしまつて、どつちにもか
ないといふようなことになれば、これは大変マイ
ナスになつてしまふから、それぞれの機能を
十分に發揮し、さらにお互いに接点において連携
がとれて、調和がとれて、福祉と医療といふもの
が一体になつて機能していけば、我々が今回これ
を一つにした目的が達せられると思つておりま
す。

○中野鉄造君 統合といつても、片方は芝であり
片方は番町なんですね。これは細かなことですが
れども、そういう何といふまいやうか、どちらが
主体になつてくるんですか。

○政府委員(持永和見君) 現在の医療金融公庫と
社会福祉事業振興会の事務所の場所は、今、先生
お話しありましたように、医療金融公庫は番町共
済会館の中にございまして、それから社会福祉事
業振興会は芝の日赤の中にございまして、
現在そういうことで事務所が異なつてございま
すけれども、今回の法律で一本の法人として審議を
願ひしていただくわけにございまして、この法律を
成立させていただければ両事業団が一つの法人
になるわけにございまして。

そういう意味で、この法律を成立させていただ
いた後には、できるだけ早く新たな事務所を物色
いたしまして、業務全般を一所で行うようにと

いうことで、私もそういう方向で配慮をしてい
くつもりでございまして。

○中野鉄造君 そこで、現在事業の中で、社会福
祉事業振興会の金融における貸付金の金利が年四
・六%、一方医療金融公庫の貸付金の金利が七
・一から七・九%、こういうふうになつてござい
まけれども、これが一本になつた場合、医療機関の
場合とそうでない場合との現在のこの金利の格差
といふものは、このまま引き継いでいくわけでは
ないか。

○政府委員(持永和見君) 御指摘のように、現在
社会福祉事業振興会が行つております社会福祉事
業施設に對します融資は四・六%という極めて低
利なものになつております。一方、これもお話し
のように、医療金融公庫が行つております金利は七
・一%から七・九%ということになつてございま
す。いづれにいたしましても、今回統合いたしま
したといつたとしても、融資対象なりあるいは融
資の範囲、そういうものについては従前のものを
引き継ぐといふことになつてございまして、そ
れぞれ事業の性格あるいは経営基盤、そういうた
ものが異なつてございまして、従来のもとの社会
福祉事業振興会がやつておりました金利を社会福
祉事業施設に對しては、医療機関につきましま
しては医療金融公庫が行つておりました融資条件
と申しますか、金利をとるといふことでやつてい
くつもりでございまして。

○中野鉄造君 この事業の中の、現在の社会福祉
施設の老朽化だとか、あるいは休止状態にあるの
がかなりあるように思ふますが、どういふ理由で
こうしたいわゆる休止状態になつてゐるのか、
簡単に教えていただきたいんですが。

○政府委員(持永和見君) 現在、社会福祉施設
は、まず総数で約四万五千カ所ございまして。
それで、お話しした休止の状態にございまして
が、五十七年の十月二日から五十八年の十月一
日までの一年間について見てみますと、廃止され
ましたのが三百十カ所、休止が五十五カ所となつ
ています。中身といたしまして、主な施設は助産

施設、保育所、児童館ということになつてござい
まして、詳しいことはちょっと不明でございませ
んけれども、要するに、地域地域におきます当該施設
の需要の減退あるいは施設の統合、そういういた
ものが大部分の原因じゃないかと考えられており
ます。

また、老朽による休止が多いといふようなお
気持があるいはおありになるかもしれません
けれども、老朽の場合には社会福祉事業振興会
でいろいろとそれなりの特別な対応をしてござい
まして、老朽の再建につきましては借入金が無利子に
するとか、あるいは償還金の一部について償還免
除するといふようないろいろな措置をとつてござ
いまして、老朽化によつて休止に追い込まれる
といふ事実は余りないんじゃないかといふふう
に考えられるところでございまして。

○中野鉄造君 次に参りますが、同じこの事業の
中の一つですが、心身障害者扶養保険制度につ
いてお尋ねいたしますが、現在加入しておられる
方が五十七年度末で約十一万人と、こうなつて
おりますけれども、全体の身障者の五十五年度末
で百九十七万人といふ数から見ますと、これはま
だかなり低いように思ふられますけれども、どう
いふように入加者が少ないのかという疑問も
ありますし、また加入しておつても、脱退して
いく方、こういう人も一万九千人といふように聞
いておりますが、ここの事情はどういふふう
になつてゐるんですか。

○政府委員(小島弘仲君) 先生御指摘のように、
確かに十萬弱の加入者の数でございまして、対象
者の数から見ますと——先生今お挙げになりま
した百九十七万人といふ数じゃなくもう少し絞ら
れてこようかと思ふますが、一割程度の加入にとど
まっているんじゃないかと我々も考えてございま
す。

ただ、この制度は任意加入の制度でございま
すし、公的年金制度の拡充とかあるいは私的な貯蓄
とかといふようなことで、必ずしも必要としない
方もいらつしやることは事実だと思ふます。た

だ、この制度についてのPR面についても、これを関係団体の加入者で調べた結果によりまして、二割五分程度はまだこの制度を御存じないという結果も出ておりますので、これらにつきましては、個々に加入されるよりも比較的有利な制度でございますので、さらにいろんな機会を通じてPRを図ってまいりたい、こう考えております。

もう一つ、脱退者の件でございますが、先生今お挙げいただきました脱退者の数の中では、これはちょっと数え方に問題もあるかと思っておりますけれども、加入者が死亡なされたり、それから障害児が死亡なされたり、ある程度もう給付に移った方も脱退者と数えておりますので、純然たる任意脱退者、制度途中で抜けられる方は大体その脱退者の四分の一程度、加入者数に比較いたしますと〇・五六％程度でございますので、必ずしも高い数字ではないとは考えております。

○中野鉄造君 厚生省としては、この制度に対してそういう制度的というか、いろいろな面で何か補助をしておられますか。支援をしておられますか。

○政府委員(小島弘仲君) この実際の事務は社会福祉事業振興会にお願しておりますので、その事務費を国が負担しておるとい形になっております。

○中野鉄造君 これ一口掛けておいて、そして万一のときには一口について月二万円ですか、そういうふうになっていきますけれども、今後のいろいろな物価の上昇とかそういうようなことから考えますと、これには多少物価スライドといったようなものも導入すべきじゃないかと思いますが、今後のお考えとしていかがですか。

○政府委員(小島弘仲君) これはある意味では私的保険、私の保険でございますので、スライドということになりますと、後年度負担と申しますか、それ以後の新たな加入者の保険料を引き上げなくちゃならぬという問題もございまして、なかなか難しい問題があるかと考えております。ただ、一口の保険ではなかなか期待できるような役割を営めないという御希望がありますので、五十四年度から二口目の保険の加入も認めるといようなことをしております。

また、この制度の今後のあり方等については、振興会内部でも御検討をいただいておりますところでございますので、それらのことを見まして、本当に利用者が御満足いただけるような制度に近づけるような努力は今後もと続けてまいりたいと考えております。

○中野鉄造君 終わります。

○中西珠子君 ただいま議題になっております戦傷病者戦没者遺族等援護法の関係について質問させていただきます。

この援護法の適用を受けている人の数はどのくらいですか。

○政府委員(入江肇君) 遺族年金の関係が約十万人、障害年金の関係が約五千人でございます。

○中西珠子君 ただいまの御説明の数字の中で、広島県竹原市大久野島の旧陸軍造船兵廠の忠海製造所と、それから旧陸軍の広島兵器補給廠の忠海分廠、こういったところで働いていた軍属とか準軍属の人たちの中で、適用を受けている人がおりますか。

○政府委員(入江肇君) 今お話しがありました毒ガス製造所で従事していた方々が遺族年金、給与金あるいは障害年金をどれぐらい受けておるかという御質問でございますが、実は、支給事由別の統計はとっておりませんので数字はわかりませんが、けれども、個別の事例としては、要するに障害年金を受けておられる方が一件、また、遺族給与金、忠海製造所で従事中に発病した方が肺癰疽で亡くなって遺族給与金を支給しているという、個別の事例としては裁定事例がございまして、

○中西珠子君 援護法は、御存じのように準軍属、具体的に言いますと学徒動員でこちらで働いていた方が公務に基づいて障害になった場合等に支給するわけでございますが、ここの大久野島で学徒動員にいられた方は、要するに大久野島の毒ガス製造が峠を越した後にこちらへ学徒動員で参りまして、それで実際には風船爆弾の袋張りをやっておったというような状況でございまして、実際には学徒動員でいられた方から七例ばかり障害年金の申請がございましたのですが、五款未だといえますが、障害の程度が障害年金を支給する程度まで達しなかったということで、支給をしていないという経過がございまして、

○中西珠子君 公明党広島県本部が竹原市に行きまして、昨年の八月に実情調査を行ったわけなんでございますけれども、大体この大久野島では旧令共済組合員であつた人たちが常時大体五千名いたということで、それから、先ほどから厚生省の方は、もう毒ガスなど製造していないときに学徒が来たというお話でございましたが、竹原市を中心とした周辺の中学校、高等学校とか青年学校の生徒、また小学校の高等科の児童まで未成年の学徒が千百名、国家総動員法の徴用令で強制的に動員されて来ていた。そして、風船爆弾をつくっているときだけにしか来なかったという事実は、証明が果たしてできるかどうか、大変疑問に思うわけでございます。

竹原市あたりの人たちの話を聞きますと、どうもそうばかりではないというところらしいし、また、例えばホスゲンとかイペリットガスとか、青酸ガス、そういった毒ガスの製造そのものに従事しなくても、工場から少し離れたところで働いていても、島全体が汚染していたということもあるもので、いろいろ後遺症がある人がいるんじゃないかということで、またその後も何回も忠海の方から陳情があるのでございましてけれども、旧令共済組合員であつた者に対する救済措置状況、これについて大蔵省にお聞きしたいと思っております。

大蔵省に來ていただくようにお願いしておいたのですけれどもね。

○理事(遠藤政夫君) 速記をとめて。

○理事(遠藤政夫君) 速記を起こして。

○中西珠子君 それでは、旧令共済組合員以外の人ですね、動員学徒とか女子挺身隊員とか人夫だった人とか、そういった人たちに對する厚生省関係の救済措置状況について、先に御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(大池眞澄君) お答え申し上げます。戦時中毒ガスを製造をしておりました旧陸軍造船兵廠忠海製造所等で働いていました動員学徒等の方々に對しましては、厚生省におきまして救済措置要綱を定めまして救済に当たつておるところでございます。

その内容としましては、旧令共済組合員の一般障害者に対する措置に準じた内容となっております。具体的には健康診断の実施、医療費自己負担分の支給並びに健康管理手当、保健手当、介護手当及び家族介護手当の支給でございます。

○政府委員(入江肇君) 大蔵省がおられないので、私のわかつている範囲で旧令共済の組合員に對してどういふ措置が行われているかということ、を、ちょっと古いかもしれませんが申し上げます。

認定患者としまして療養を要すると認定された者が五百三十七名ほどおられまして、これらの方には療養の給付、特別手当あるいは医療手当、介護手当というものが支給されております。そのほか、若干軽くて、一般障害者、今保健医療局長から申し上げた対象者と同じレベルに該当する者ですが、この対象者が約千九百三十名で、その援護の内容としましては、医療費の支給、健康管理手当、保健手当、介護手当等が支給されております。このほかに年金の支給あるいは健康診断を年一回やっているというふう聞いております。

○中西珠子君 忠海からやってきました被害障害者たちの組織がございまして、それけれども、その人たちがまず第一に要請していることは、旧令共済組合員に對する措置とそれから厚生省の措置の間に非常に格差がある、それをまずは正していただきたいということでございまして、例えばただいまは年一回の健康診断で、悪くなったことがわ

かつてからやとと医療手帳が交付される。それも非常に難しい手続を経て、認定を受けてそして交付されるというふうなことでなければ、これは全員に行き渡らせていただきたい。早期発見、早期治療のために全員に行き渡らせていただきたいということを言っているわけでございます。

それで、身分によって、身分が違ったからこういう取り扱いということではなくて、やはり国際法でも禁止されている毒ガスをつくって、その製造に当たった人ばかりでなく、運搬したとか、そのそばで働かされたというふうなことでいろいろな障害を受けたり病気になるたりをしている人たちが、それに対してはやはり国家の責任ということがあります。国家補償というものも考えなくちゃならないという意味からも、なるたけその格差の是正を一日も早く図っていただきたいということを要望したいと思うんですけれども、厚生大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(大池眞澄君) 旧令共済組合員の方に講じられております救済措置にできるだけ近づけるようにという要望の強いことは私もよく承知しているところでございます。これまでにそのような要望を踏まえて旧令共済組合員に対する措置に準じ得るような内容のものに逐年改善を図ってきたところでございます。ただ、その旧令共済組合員の方と学徒動員等の方と比較した場合に、毒ガス製造へのかわりぐあい、直接長い期間にわたって従事しておられた旧令共済組合員の方々と、それから先ほどもちょっと話題が出ておりましたように、やや間接的な風船爆弾の紙張りというふうなことで島におられた、しかも製造中止後に島に入られたというふうな方が大多数であるとか、いろいろ若干従事の結果も事情も違いますし、また、健康診断等の結果からも、現在までに掌握しているところによりまして、重篤な障害というものがまだ幸い見出されていないというふうな状況もございまして、全く同じというわけにはなかなかまいりませんけれども、御要

望の趣旨も踏まえ、よくその実態を掌握しながら必要な対応を今後ともやっていきたい、かように考えているところでございます。

○中西珠子君 実態をもっとよく把握するための調査というものもやっていただきたいし、それから被害の影響、そういうものについてももう少し研究して究明するということが必要ではないかと思っておりますので、その点の要望をいたしておきます。

○政府委員(大池眞澄君) 学徒動員等の方々に對しては、健康管理手帳はもう二千五百二十名に交付いたしております。単に病気がかかってからということでは必ずしもございせん、健康な管理手帳を交付した方々については健康診断を実施しております。

また、調査研究を推進するようにという御要望でございますが、現在も研究調査を継続をしております。

○中西珠子君 今健康管理手帳を出しているのが二千五百二十名ですとおっしゃいましたけれども、やはり竹原市周辺が一番多いわけですね、交付しているのは、千四百六十一名竹原市にはいるわけですね。そして、その周辺を入れますと千九百十二名、ほとんど二千名近いというところでございます。

それで、これは陳情なんですけれども、大体その辺に集まっているから国公共済の忠海病院の中に外科と皮膚科を開設してほしい、こういう陳情があるわけですね。これは大臣が帰っていらしてからまた伺わなければいけないんですけれども、その点が一つ。

それからまた、それ以外の人が全国に散らばっている、まだ健康管理手帳をもらっていない人もいますし、また健康診断もよくわからない人もいますし、それで手帳もよくわからない人もいますし、そういうふうなものも強化してもらいたい、そして指定病院の数をふやしていただきたいという要望があるんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(大池眞澄君) 相談体制のことにつきまして、かねてよりの御要望がございまして、私もいろいろといたしまして、旧令共済組合を所管しております部門とよく協議しながら今後の検討課題としていただきたいと思います。

それからまた、指定医療機関の件でございますが、現在学徒動員等の方々に對する医療の確保という意味では、全国三十二の都道府県に百三十四カ所の指定医療機関をお願いしているわけでございます。数が限られた方々でございまして、それぞれの方々の一番便利な医療機関ということ、そして、それぞれの最寄りの医療機関に手配をいたしまして指定をさせていただいているところでございます。

○中西珠子君 今大臣がちょっとお席をお立ちになった後に、ぜひ大臣にお願いしたいことを申し上げたんでございますが、今健康管理手帳をもらっている、毒ガスの被害者ということで一応健康管理手帳をもらっている、それがひどくなった場合また認定されてあれるわけですが、そういう人たちが少なくとも年に一回は健康診断を受けるわけでございますね。その人たちがやはり竹原市に一番多くいるわけで、そして、その健康管理手帳を交付されている人が千四百六十一名竹原市の中におりまして、その周辺を入れますと千九百十二名いるわけですね。

それで、これは陳情に何回も参つておるのでございまして、国家公務員の共済組合の忠海病院に外科と皮膚科を開設していただきたいという要望なんです。それとまた全国に散らばっている人たちもいますので、全国の指定病院もふやしていただきたいという、こういう要望がございまして、今ちょっとお願いをしたところでございます。大臣、いかがでございますでしょうか。

○國務大臣(渡部恒三君) 二点お尋ねをいただきましたが、第一の問題は私の所管でなくて大蔵省の所管になっているということでございますので、私の方から、きょうの先生の趣旨を大蔵省の方

方に十分伝えて善処してくれるようにお願いしたいと思っております。

それから第二の点は、私の方の問題でございますので、できるだけ誠意を持って御期待にこたえるように努力したいと思います。

○中西珠子君 どうもありがとうございます。

もう一つ、これは厚生省からのお答えをいただけた問題だと思っておりますが、現行の手当を支給する対象の疾病が大体呼吸器関係と消化器関係の疾患に限られているということなんです。けれども、広島大学の西本教授なんかの研究報告書によれば、この範囲を超す、やはりもっと広い範囲の病気を対象にしたいというふうなことで、現在の疾病の対象範囲ですね、これを拡大していただけないでしょうかということですが、いかがでしょうか。

○政府委員(大池眞澄君) 御指摘の件でございますが、毒ガス被害につきましましては、当初この救済措置を充足させましたときは、御指摘のとおり、主として呼吸器疾患に限定していたところでございます。しかし、四十九年度以降広島大学を中心としました調査研究を引き続き推進しているわけでございまして、随時その成果を踏まえて、昭和五十五年には呼吸器疾患を基盤に置きました消化器疾患、皮膚疾患等その後追加も見たところでございます。今後ともこういった調査研究を引き続き継続をさせることによりまして、その成果を踏まえつつ、必要に応じて適切な対応をしてまいりたいと考えておるわけでございます。先ほど御指摘ございましたように、この辺旧令共済組合員に対する措置との調整も十分必要になるだろうというところで、よく連携をとりながら今後対応していききたいと思っております。

○中西珠子君 それから認定の問題なんですけれども、認定というものが公平に行われるように配慮をしていただきたいという要望がやはり陳情として来ているわけでございます。これは認定審査会というものがあって認定をなさるわ

けでしようけれども、その委員の選任はどういうふうになっているんでしょうか。

○政府委員(大池眞澄君) お答え申し上げます。

認定審査会は九名の委員で構成しているわけですが、本件毒ガス障害に最も詳しい医学的な専門家、あるいは大久野島の当時の居住状況、服務状況について精通しておられる経験者、あるいは行政の責任ある者等で構成しております。

○中西珠子君 大変公正な立場に立った方ばかりが審査会においでになるんだと思いますけれども、公平じゃないというふうなうわさが飛んだり、また、苦情が出たりしませんように留意してやっていただきたいと思ひます。その点はいかがですか。厚生省の御指導というのは届かないわけですか。

○政府委員(大池眞澄君) 厚生省が広島県の協力を得ながらお願いしておる審査会でございまして、先生の御指摘のことはもう当然のこととございまして、現に公正に処理をさせていただいているというふうに私も理解しております。

○中西珠子君 私が女権拡張論者でこういうことを言うんじゃないですけれども、陳情の中にこういうことがあったんです。認定患者の中に女性はいない、女性の中にもかなり重症な呼吸器疾患を持っている者がいるので、認定の道を開いてやってほしいというんですけれども、これは実はやはり申請手続とかそういうものがわからなくて申請もしないでいるのではないかと私は思うんです。

それで、先ほどもちょっと言いましたけれども、相談業務を強化していただきたいという点と、相談員制度をつくるということはどうでしょうか。

○政府委員(大池眞澄君) 厚生省の方で所管しております動員学徒の方々の中には女子もたくさんおられますし、また、女子挺身隊なども、学徒動員等ということで私どもの対象に入っておりますので、先生の御指摘の点は、あるいは大蔵省所管

の関係について言われていることかと存するわけでございますが。

○説明員(坂本導聰君) 大蔵省でございますが、私どもは旧令共済組合員というものを対象としておりますので、事柄の性格上男性の方が多かったと思われるわけでございます。

ただ、今御指摘の相談の件でございますけれども、私ども、ガス障害者の八〇％が竹原市周辺にお住まいになっておられるということでございまして、現在忠海病院にそういう療養の給付等いろいろ各面での相談に應ずる窓口をつくっておりますので、そのほか指定病院等で御相談に應ずるといふ体制にしております。

○中西珠子君 先ほど大蔵省の方がいらっしゃる前に、その忠海病院、これは国公共済の関係の病院だから大蔵省の所管でございすけれども、厚生大臣の方からお話しくださるという大変お優しい約束をいただきましたのでございすけれども、その忠海病院に外科とそれから皮膚科をつくっていただきたという陳情があるのでございす。ですからこれは大蔵省の方で、きょうおいでになりました方が大蔵大臣の方にお伝えくださって、また、厚生大臣からもお伝えというところで、どうぞよろしくお願いいたします。

○説明員(坂本導聰君) ただいま御指摘の皮膚科でございますけれども、これは現在医師が確保できなくて休診しているというのが正直なところでございまして、私どもは、鋭意医師の確保に努めてまいりたいと思っております。

ただ、御指摘の外科の方でございますが、月に手術が一、二例しかないという状況下でございまして、恒常的な外科部門をつくるということは非常に問題がある。したがって、今は広島大学の方にお願いいたしまして、広島大学の方で援助いただいているということでございす。

○中西珠子君 それでは皮膚科の方はなるだけ早くお医者様を見つけて再開していただきますように、外科の方は広島大学と協力してやっていらっしゃるということでございすけれども、広島大学の方

も随分研究をやったり報告書も出していらっしゃると思ひますけれども、一層、この被害の影響に関する研究をその忠海病院でもなすっていただくようにお願いしたいと思ひます。

それから、これまでいろいろ厚生省からお聞きしたんですけれども、旧令の共済組合員の人の救済措置というものをどのようになさっているかというところを大蔵省の方からお聞きしたいと思ひます。

○説明員(坂本導聰君) 現在、旧令の共済組合員につきましては、国家公務員共済組合連合会がその業務を全部承継しておりますので、旧令共済組合員につきましては、公務上の障害ということで、医療等種々の助成措置を講じているところでございす。ただこれは、旧令共済組合員という性格もございすし、予算的な面で措置をしているという状況でございす。

○中西珠子君 それでは、厚生省の方にお願ひしたいんですが、やはり旧令共済組合の人たちに対する措置と、それから動員学徒とか女子挺身隊とか人夫とか、そういった人たちの救済措置、厚生省関係の救済措置との間になるだけ格差がないようにこれから一層改善を図っていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

〔理事遠藤政夫君退席、委員長着席〕

それで、今予算上の措置でやっているというお話が出ましたけれども、昭和二十九年に大綱をお作りになって以来ずっと予算措置で続いているわけですね。ですから、国際法上禁止されているようなこういう毒ガスをつくっていたという秘密の工場で働いていた人たちに對して、予算措置でなすっているのは大変結構なんではございすけれども、やはり国家としてもきちっとした責任を明確にして、そして補償責任を明らかにすることは重要なことだと思いますので、これ以後やはり続けていかなければならぬこととございすし、予算上、非常に財政事情が厳しくなかなかないうだけのものが取れないという状況にもおありになると思ひますので、やはり国家責任、国家補

償というものを明確にするというために、この毒ガスの工場で働いていた人たちの救済措置というものは何か根拠となる法律をおつくりいただきたいと私は切望するわけでございすけれども、厚生大臣はこの点はどういうふうにお考えでいらっしゃいますか。財政事情が厳しければ厳しいほど、なかなか手当支給も難しいでしょうし、年金支給も難しくなるでしょうから、ちゃんとした根拠法が必要なのではないかとこう考えるわけでございす。いかがでございすしょう。

○国務大臣(渡部恒三君) 毒ガス障害者の救済措置は、限られた地域における限られた対象者の救済でございす。したがって、立法措置によらなくともそれと同様の効果を上げることができようまで行政措置として行われておるものでございす。したがって、中西先生の御心配は、要はこれに対する適切な対策を充実しろ、こういう意味で立法化のことをおっしゃっておられることだと思ひますので、問題は、この施策、救済措置の一層の充実というものが行われれば先生の御趣旨に添えると思ひますので、先生のきょうの御趣旨を十分踏まえまして、今後とも救済措置の一層の充実を努めてまいりたいと思ひます。

○中西珠子君 とにかく格差の是正ということと救済措置の一層の充実、そして身分制の差のないやはり救済措置を確保してやっていただきたいと思ひます。法律がなくても行政措置だけで大丈夫、予算上の措置だけで大丈夫という大臣の御確約をいただきましたので、私は安心してそれで大いに充実していただけるものと期待いたしておりますから、よろしくお願いいたします。

次に、中国帰国孤児の帰国後のいろいろのことをちょっとお聞きしたいんですけれども、生活保護法の適用状況はどうなっておりますでしょうか。どのくらいの率の人が生活保護法を適用されておりますでしょうか。

○政府委員(入江慧君) 五十七年の六月に、それまでに帰国いたしました孤児六十八名全員につい

て実態調査をしたことがございますんですが、その調査によりますと、帰国直後はやはり大部分の者、具体的に申し上げますと九六%の者が生活保護を受けているわけですが、帰国後三、四年たちますと、ほぼ三分の二の世帯は生活保護から脱却して自立をいたしております。残る三分の一の世帯の中を見ても、一%の者は病氣または障害ということで、何と云いますか、自立が非常に難しい世帯が残っているという状況でございます。

○中西珠子君 なかなか日本語の習得も難しい状況でしようし、就職も難しいのではないかと思います。就職状況とか月収とか、そういったものをお教えいただけますでしょうか。

○政府委員(入江慧君) 同じ調査でございますけれども、就職の状況について最初に申し上げますと、孤児本人のうち一孤児本人というのは男と女がいるわけですが、このうち就労している者の割合が男性の場合は七二%、女性の場合は二二%でございます。今度は配偶者の方を見ますと、男の配偶者は五四%、女性の配偶者は三六%就労しております。だれかが働いている世帯が全体の六六%ということになっております。

次にお尋ねの月収でございますが、これは大ざっぱに申しますと、十万円から十五万円程度の者が多いわけですが、三年以上就労している者では十五万円以上の収入のある者も約半数いるというふうな実態になっております。

○中西珠子君 就職する前にやはり職業訓練とかそういったものを受けさせるように指導していらっしゃるんでしょうか。

そして、公共職業訓練を受けている人というのはいますでしょうか。

○政府委員(入江慧君) こういう方々は、肉親のいる地域社会で、結局労働省の方の所管になります。あちらの方で職業訓練校なんかに入つて訓練を受けて職業あつせんをもらつておるといふ実情でございますが、ちょっと具体的な数字は持ち合わせておりません。

○中西珠子君 中国帰国孤児の定着促進センターというのが最近できましたそうですね。そちらでは今何人ぐらい収容をされているんですか。

○政府委員(入江慧君) 促進センターでは、これまで二十四世帯、百二十四人の者が入所いたしまして、これは二月にできました。それから三ヶ月と入つてまいりましたのですが、したがって二月に入つた者が五月末に修了をしまして、そういうふうなことで三期生まで退所いたしました。八十六人の者が修了いたしました。それぞれ肉親のいる地域社会に今戻つていくということになっております。

○中西珠子君 それぞれ肉親のいる地域社会に戻つていくというふうにおっしゃいましたけれども、それぞれの肉親が引き取るということですね、はっきり言えは。それで、定着促進のためにどういうことをなすつていきますか。事業内容をお教えいただけますか。

○政府委員(入江慧君) 促進センターでの事業内容でございますか。

○中西珠子君 はい。

○政府委員(入江慧君) 促進センターでは、四カ月間カリキュラムを組んでやつておるわけですが、要するに日本語教育と生活習慣といふことが、日本の制度といふものを同時に教えていくというふうな考え方をしております。例えて申しますと、一カ月目は日常のあいさつ、緊急時の表現とか、市役所、郵便局でどういふ対応するかというふうなこと、あるいは買い物の方というふうなことをやつております。二カ月目になりますと、病氣になったときの表現あるいは近所づき合の表現、学校での子供の対応というふうなものと。三カ月目になりますと、仕事探しに対する表現、地域社会での生活に関する表現あるいは職業訓練に関する表現というふうなこと。四カ月目になりますと、日本の社会制度とかあるいは職場での人間関係、レジャー関係というふうなことに、ついで段階的に教えておるわけでございます。

の過程で、例えば買い物の表現なんていうときは、実際に近くのスーパーまで出かけて行きまして、孤児さんがかごを提げて実際に買い物をする、そのわけで先生が間違いないかということで見ているというふうな実地の訓練をやつております。

○中西珠子君 そのセンターでの職員の構成、それから教員は何名ぐらいかというふうなことをお教えいただけますか。

○政府委員(入江慧君) 職員は七名で、日本語を実際に教える講師の方は五、六名ということでございます。

○中西珠子君 講師はみんな非常勤ですか。

○政府委員(入江慧君) 常勤と非常勤と両方ございます。

○中西珠子君 その割合は。

○政府委員(入江慧君) 常勤が五名で、非常勤が十名ほどおられます。

○中西珠子君 せっかく中国帰国孤児定着促進センターというふうなものができたんですから、どうぞ事業内容を充実させて、本当に中国からの帰国孤児が定着ができるように、日本語の面でも、また生活指導の面でもいろいろよく指導して、温かく送り出してあげるようにしていただきたいと思ひます。これは要望でございます。

これで終わります。

○山中都子君 初めに、保健所法の改正に関し

て、二、三お伺いをいたします。

改正案は、人件費、旅費等保健所運営費補助金が交付金に変わるといふものでありますけれども、これをめぐりまして、保健所関係者の中に大きな心配があります。保健所は今後とも地域保健、公衆衛生の中核としての役割を果たす、その重要性はますます増してくるわけでありまして、重要な例えは人件費補助であれば人事院勧告による引き上げなどが保障される仕組みになります。しかし、これが定額制の交付金になれば、保健所機能の縮小あるいは変質につながりかねない、こういう心配があります。

けさほど来からも議論もされてきているところでありまして、五十九年度予算額はふえてはいるんですが、将来一般に交付金の総体的な低下が起つた場合に、これが保健所機能の低下につながつていってほしくないと思ひますが、この点については保健所機能の低下につながらないということが保障できるかどうか。厚生省の見解並びに施策の方針をお伺いをいたします。

○政府委員(吉崎正義君) 御指摘のございましたように、保健所の役割はこれから一層大きくなつてくると考えておるところでございます。交付金という補助金の形にしたことに伴ひまして、確かにおっしゃいますように自動的にベースアップというふうなことはなくなりますが、一方、逆に定員削減ということもなくなるわけでございます。

また、この改革に伴ひまして、従来問題視されておりました現員と予算対象定員との乖離、それから実給と予算補助額との乖離等も是正をしたところでございます。

また、これからの保健所事業の中で、今日最も重要であると考えておりますところの老人保健基盤整備につきましましては、計画的に増員を図ることとしておりますので、特別交付金として別枠として毎年度増額を図る考えでございます。

そこで、この一般交付金でございますけれども、これは交付金の性格上毎年改めるといふものではないかと考えておりますけれども、事業量の變化、経済情勢の変動等によりましてこの保健所事業の円滑な実施に支障を来すといふことのないように、そういうときにはこれを見直しまして、必要に応じその増額に努めてまいりたいと考えてございます。

○山中都子君 保健所の一つの重要な業務としての乳幼児健診の問題についてお伺いをいたします。先日、健康法の審議の際にも若干取り上げましたが、厚生省の「今後の医療政策の基本的方向について」という文書の中で、「疾病の予防及び早期発見・早期治療のため、ライフサイクルの各段

階に対応した乳幼児健診、成人病健診等各種の健康診査、保健指導等の保健サービスを充実する。」と、こうなっております。この乳幼児健診の充実の問題については、具体的にどのような方針をお持ちか伺いをいたします。

○政府委員(小島弘仲君) 疾病予防、健康づくりにつきましては、各ライフサイクルの段階に応じたいろいろな施策が必要でございますが、特に妊産婦、乳幼児につきましては国民健康づくりの出発点でございます。長期にわたる重大な疾患あるいは障害等を早期に発見してその改善を図るという意味でも、非常に重要なことだと考えております。

したがって、従前から乳幼児の健康診査や妊産婦の保健指導等の各種の施策を展開してきたところでございますが、今後とも母子保健サービスの充実を図るため、さまざまな研究の成果をもとにいたしまして、必要な施策の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○山中郁子君 やっぱり余り具体的にないのですけれども、一歳六カ月健診ですね。これは予算補助で五十二年度から八年が経過してございますが、端的に申し上げて、もう法律事項にしてもよいのではないかと、もう私は思っておりますし、そういう要求が大変強くなっている。そうした措置によって、より一層あなたの方のおっしゃる乳幼児健診の充実ということがさらに進むものになるというふうに思います。

厚生省からいただいた資料によりまして、九〇%以上の市町村で既に実施しているし、いつまでも今のような予算補助ということではなくて、現実の問題としても法律事項にする条件はあるというふうに考えますが、この点はいかがでございますでしょうか。積極的に御検討いただけるものかどうか。

○政府委員(小島弘仲君) 御指摘のとおり、近年特に一歳六カ月児の健康診査の重要性が指摘されておるところでございますので、今後ともこの施策の拡充については具体的な検討を進めていると

ところでございますが、法制の整備に關しましては、母子保健全体の法制の見直しの一環といたしまして、前向きに検討を推し進めてまいりたいと考えております。

○山中郁子君 現実にも無理がないわけだし、体系化する趣旨からも、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それから、やはり受診率を高めるということが一つの重要な問題であると思いますが、一歳六カ月健診八二・九%、三歳児健診八一・四%、これは法律になってから二十年以上もたっているわけですから、やはりどう受診率を高めていくかということが一つの重要な問題であろうと思えます。当然一〇〇%に至らなきゃならないわけですから、私自身も職場で働きながら子供を生んで育てた経験を持つ者の一人として痛感してきているところですから、勤労婦人対策としての面からの改善がやっぱりどうしても必要だろうというふうに思っています。

それで、具体的にどういう形をとるかとは別として、健診休暇だとか、実際に働いているお母さんたちが乳幼児の健診の制度を享受できるように、そういう手だてが働く母親のサイドに立つて検討されてしかるべきだというふうに思っておりますけれども、この点については積極的な取り組みの御意思をいただきたいところなんです、いかがでしょうか。

○政府委員(小島弘仲君) 乳幼児健診につきましては、先生も御指摘のように、一応八〇%を上回る高い水準の健診の実現を見ておりますが、さらにその拡充を図りますためには、一層この重要性に対する理解を進め、PRをしていかなければならぬ、こう考えております。

なお、勤労婦人対策につきましては、これらの健診あるいは保健指導が地域保健対策という形で進められておりますので、なかなかないという申ししますか、そういう面もあります、先生御指摘のような、例えば休暇を便宜と与えるというように、例えは休職を便宜と与えるというように、関係省庁ともさらに話

を進めながら、これらの施策が十分実施できるように考えてまいりたいと思えます。

○山中郁子君 それから、八〇%以上の高い率とおっしゃるけれども、乳幼児の罹病率その他の関係から考えますと、二〇%が受診できていないというところはやはり一つの大きな問題点になってくるといふふうに受けとめなければならぬと思えます。例えば東京都では受診に来られなかった方に対して保健婦さんが訪問健診というんですか、できる範囲でされているということがありますけれども、例えはこういう方向を厚生省としても、国としても積極的に取り入れていく、検討されていくということがあってよろしいのではないかと思います。

○政府委員(小島弘仲君) この重要性を御認識いただき健診をお受けいただくような機会を設けるためにそういう場の活動は重要なことだと考えておりますし、その他母子保健推進指導員というようにな方々の訪問指導も各地で行われているところでございますので、こういう形のものも総合的に実施して、より高い受診率を実現してまいりたいと思えます。

○山中郁子君 最初に指摘いたしましたように、それからまたこの法改正に基づくほかの幾つかの問題点もあるんですけれども、私は、本法案はそういう立場から保健所の事業水準の低下などが危惧されるという余地を大いに残しているという点から、本法案に直ちには賛成できないという態度であることを表明しておきたいと思えますが、乳幼児健診その他で、また、あるいは事業水準を確保するという点で約束をされた厚生省の姿勢を堅持されて、施策の充実のために御努力をいただきたいと思えます。

それから次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法案の一部改正に關連してお尋ねをいたします。私は、この法案はさきに審議されました原爆被害者特別措置法の一部改正と同様に、人事院勧告の一部カットにならって戦傷病者等の諸手当を二%程度しか引き上げないという大変不当なもので

あり、物価上昇などに見合って当然の引き上げを行う、そして戦傷病者等関連する方々の生活を守るといふ立場に立つべきであるといふふうに考えているものでありまして、原爆被害者の特別措置法の一部改正に反対いたしましたと同じ理由で、今申し上げました立場から反対をするものであります。これを初めに申し上げておきたいと思えます。

それで、本法案の審議に当たりまして、私はきょうは遺骨収集問題、特に硫黄島の遺骨収集問題についてお尋ねをしたいと思います。

戦後三十九年たちまして、いまだに海外における日本軍人及び軍属等の遺骨収集事業が引き継がれているということは、これは日本軍国主義が起こした侵略戦争の悲劇が終わっていないということのまさに証明であると思えます。きのうは広島に原爆が投下されて三十九年目、これは厚生大臣も広島においでになったわけですから、二度と侵略戦争を繰り返してはならないということを全国民がお互いに銘記するという時期だと思えます。

私は、遺骨収集事業はとにかく早くやる必要があるといふふうに思っておりますけれども、当然遺族の立場に立つては、とりわけそれが急がれることが求められています。単に予算をふやせばいいという問題ではありませぬけれども、五十八年、五十九年ともに約三億一千万ということではほぼ同額になっておりますし、きょうは硫黄島の問題を取り上げたいと思っておりますけれども、聞くところによりますと、収集地域別の予算争奪というふうな状況も出ているというふうに伺っております。

私は、遺骨収集の予算を引き続きふやして、この収集事業をさらに急いでいかなければいけないといふふうに考えておりますが、まず基本的に、その辺についての厚生大臣の御見解をお伺いいたします。

○政府委員(入江善君) 予算の数字の問題でございますので私から申し上げますが、遺骨収集は昭

和二十八年から手をつけたわけでございますけれども、それから五十年まで三次にわたる計画収集を行つたわけでございまして、その結果でございますが、二百四十万という海外戦没者のうちまだ百二十万柱御遺骨が残つておる。この中には海没御遺骨等もありまして、現在収集可能と考えておりますのは五十万柱でございますが、とにかく遺骨収集といふと相手側の国の了解を得なければならぬといふこと、あるいはまた、現在往來できるような土地での遺骨収集というのは大体終つたわけでございまして、ジャングルの奥地でありますとかあるいは地下ごうの中というところで、だんだん作業は困難になつてきていふやうな事情もございまして、要するに現在遺骨があるらしいといふかなり確度の高い情報があつた場合にそこに収集団を派遣するということにしております。

それで、予算は大体同じじゃないかということでございますけれども、三億何がしと今おっしゃいましたのは遺骨収集及び慰霊巡拝、慰霊碑の建立、その三つを含めました慰霊事業の予算でございまして、遺骨収集について申し上げますと、微増ではございますが最近少しづつふえておる。例へば五十七年度で申し上げますと一億一千三百万、これとして申し上げますと一億三千九百万というところで、微増でございましてこの厳しい財政状況下、少しづつふえていふのが現状でございます。

○山中都子君 全体の問題について具体的に突っ込んでお伺いする時間の余裕はないのでありますけれども、硫黄島の遺骨収集問題についてお伺いたします。

まず、太平洋戦争中の硫黄島での戦死者数及びその遺骨収集状況を、概略で結構でございますが御説明いただきたい。

○政府委員(入江義彦) 硫黄島におきます戦間に戦死した日本軍人は、陸軍が約一万二千七百七名、海軍が七千四百名ということで、約二万七百名というふうに把握しております。それで、これ

で二十二回に及ぶ遺骨収集団を派遣いたしましたので、その結果五千七百二十柱の御遺骨を本土に送還しております。

○山中都子君 五十八年からは二回の収集ということで予算が八百万円というふうにお伺いいたしましたが、これはそのとおり理解してよろしいでしょうか。厚生省にちよつと事前にお伺いした数字でございませう。

○政府委員(入江義彦) それは予算の積算の際に硫黄島の遺骨収集に対して八百万円ということに計上したわけでございまして、実行では、今御指摘になりましたように五十八年度が二回やつておりまして、二千三百三十万ほど使用しております。

○山中都子君 戦死者数二万七百名とさき御答弁ありました。東京都の資料によりますと、二万九千二百九十九名という数字が出ておりますが、ほぼ同じ数字ですが、そして収集されたものが五千七百二十柱ですね、さつきおっしゃいました。

そうすると、戦後四十年になんなんとしていふわけでございまして、残りの一万数千柱の遺骨が収集できていないでいるということになります。これはどうしてなのかということをお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(入江義彦) 先に数字をちよつと申し上げますと、東京都の二万九千二百九十九名、これは正確に申し上げますとそういうことで、私は丸めて二万七百名と申し上げます。失礼いたしました。

それから、これまで二十二回の遺骨調査及び収集で収集した御遺骨は、五千七百二十柱でございます。そうしますと、今御指摘のように、差し引き一万数千柱の遺骨が帰っていないということになるわけでございまして、この二万七百名ほどの戦死者のうち、私どもの推測と申しますか、いろいろな方々から聞いた状況からの推測で申し上げますと、約半数の方は、したがって一万名程度の方は当時地上で戦闘に参加されて戦没されたというふうに推定しておるわけであります。御存じのように硫黄島には鉄量にして四万トンと言われる砲弾が打ち込まれたわけでございまして、そうしますと、地上に残された御遺体というのは、かなり残っている可能性が少なからぬんじゃないかということでございます。昭和二十七年に初めて硫黄島に予備調査に行つたときも、地上にはもう御遺体はほとんど見られなかったというのが現状でございます。

したがらば、仮に先ほどの一万名の方が地上で戦没されたということにいたしますと、残り一万名近くの方がごうの中で亡くなられたわけでございまして、その方々のうちの五千七百二十柱がこれまでに本土に送還されたということでございます。そして、残りの数千柱の御遺骨はごう内に眠つておられるのではないかとごうに考えておるわけでございまして。

現在、先ほど申し上げましたように、すごい量の爆弾で地形が変わつたと言われる硫黄島でございますので、ごう口、要するにごうの入り口が全部つぶれていふわけでございまして、したがって、これからの遺骨収集というのは、まず、このごうの口を捜すことから始めるわけでございまして、見つけて中に入りますと、中はいづゆる硫黄ガスといふことが、非常に熱気とあれて蒸れておりまして、遺骨収集は非常に困難だというのが現在の硫黄島の遺骨収集の現状でございます。

○山中都子君 そうすると、ごく大きく丸めて一万名が地上戦死者として物すごい爆弾の中で、全部遺体が残らないという状況になった。それで残りの、ごうの中に残されていると思われる遺体、遺骨については、先ほどの数は収容できたけれども、残りがまだ収集できていない、こういう状況だということでございますか。

私も実は数年前、国会の視察で硫黄島へ参りました。それで現実にごうの中とか、全体の地形の問題、どのようなさまじい戦闘が繰り広げられたかというふうな跡を目の当たりに見てまいりましたけれども、そのことは、今私が申し上げたように理解をしております。

それからもう一つは、米軍の戦死者が約七千といふふうに言われていふと思ひますが、これはすべて米軍が遺骨を収集して本国に持ち帰っているということですが、そのとおり厚生省では把握されておりますか。

○政府委員(入江義彦) まず第一点でございますが、大体そういうことでございまして、残りの御遺骨の数は定かでないけれども、大体ごうの中で眠つておられるのではないかと申すので、これまでにごうの入り口でございまして、五百八十ばかり見つけまして、そのごうは全部収集済みということになっておまして、あと残り

は、先ほど申し上げましたように、生還者、生存者、実際に収集団と一緒にあつちに行つてもらひまして、ここに何部隊の何々ごうの入り口があつたはずだといふ記憶を呼び起こしてもらひましてパワーシャベルを入れるわけですが実際に難しいといふ、かなりごうの口を見つづけるのが非常に難しいといふような状況に現在なつております。

それと、第二点の米軍の死没者でございますが、御指摘のように、私どもが把握している数字は、米軍は約七千名の方が戦死しておられますが、その御遺体が全部持ち帰られたかどうかという事実については、私ども承知しておりません。

○山中都子君 旧日本軍の遺骨収集については、米軍も少し収集したという話もあるのですけれども、これは先ほどの五千七百二十柱に含まれていふということに理解をされておられますか。

○政府委員(入江義彦) 米軍が収集したという御遺骨は含まれておりません。私ども今初めて伺ひましたが、そういう御遺骨は含まれておりません。

○山中都子君 先ほど、積み上げの際には八百万円であつたけれども、実際の実行は二千三百三十万だといふお話がございましたけれども、私はやはり非常にわずかな予算で、今後何年たつたら、少なくとも今厚生省がお認めになつて五千を超える遺骨の収集ができるという見通しがお立ちになるのかどうか、ちよつとその辺をお尋ねしたいと思ひます。

めましてでございますが、現在、かなり見つかりやすいところの御遺骨はもう収集済みでございますして、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今残っております御遺骨は、ジャングルの中でありますとか山岳地帯の奥だとか、あるいは硫黄島、沖縄もそうでございますけれども、埋没ごうの中ということでございまして、なかなか困難をきわめるわけでございまして、防衛庁あるいは国鉄等の御協力も得ながら沖縄あるいは硫黄島ではやっておるわけですが、現実にはなかなか進捗しないということでございます。

遺骨収集がいづ終わるかというのを現在ここで確言しろというお話ですが、それ非常にむずかしいわけでございまして、今後とも遺骨があった、ありそうだという確度の高い情報があった場合に、そこに、機械力を使って遺骨収集に出ていくということを、そういう情報がある限り続けていきたいというふうに考えております。

○山中郁子君 お金だけではないことは確かでありますけれども、最大の障害は、私はやはり今の

自衛隊基地、米軍基地にあると思います。それで、戦後四十年になろうとしているこの時期に、この硫黄島一つ問題としてみても、そこで無念の死を遂げられた方たちの遺骨を収集するということが戦後処理の問題の大きな欠かせないところであるという立場から、私はぜひとも、玉碎したといつても実際に約一千名の軍人が戦死を免れているわけですよ。それはもう厚生省も御存じだと思います。その方たちの証言もあるし、具体的ないろいろな指摘もあるわけなので、そういう点からぜひ積極的に、もちろん予算もそこでつけないければいけないわけですが、収集に本格的に促進をするという立場にお立ちいただきたいと思っているわけです。

それで、戦死を免れた方たちの証言によりまして、現在の二千六百五十メートルの、これは自衛隊最長の滑走路でありますけれども、この滑走路は整備されたのですが、その下にたくさんのごうがあつて、そのごうの中に遺体がたくさんある

ということが証言されておりますけれども、この点については厚生省はどうお考えになつておられますか。

○政府委員(入江懸君) 私ども、生還者から聞いた話によりますと、現在の滑走路は、旧日本軍が使っておりました元山飛行場の滑走路の部分について、米軍が上陸直後に整備して使っておったわけですが、それをさらに自衛隊が整備して使っておるということでございます。今のお話のように、滑走路の下にこうが、御遺骨があるかどうかということにつきまして、生存者からの情報ではそういう具体的な情報は得られておりません。

○山中郁子君 実際に証言もあります。それにそのことをやかくあなたの方がおっしゃらなくても、それだけの大きな長い滑走路の、かなりの面積を占めるところだけにごうがなかった、したがってそこには遺体はない、遺骨はないと言ひ切れないでしょう。どうですか。絶対ないということはないでしょう。

○政府委員(入江懸君) 絶対になんということば私も申し上げられませんが、今申し上げましたように、もとは旧日本軍の元山飛行場のあった場所でございますから、私はよくわかりませんが、飛行場は普通攻撃するときの第一目標になるんじゃないだろうと思います。そうしますと、そこにこうをつくるというのは通常考えられないんじゃないかというふうに私は推測いたします。

○山中荀子君　滑走路の下に、今自衛隊の滑走路として整備されたその下にたくさんのごうがあつて、その中に遺体があるという証言が先ほどあると申し上げましたけれども、あなたが今そういうふうにおっしゃつても、絶対にそこには遺骨はないんだということは言えないわけですね。現にやっぱり、事実滑走路の下にごうがたくさん掘りめぐらされていたという証言もあるわけで、やはり私はこういう事態のもとで、遺骨を全部収集し切るといふ立場に厚生省、国が立つて、その事業を進めなければいけないというふうに思います。

それで私は厚生大臣に、今までのやりとりをお聞きになった上で、ここであつと基本的なお考えというか、厚生省の姿勢を確かめておきたいのですが、やはり遺骨収集はやり切るという立場に厚生省はお立ちになっているはずですよ。それはお約束いただけるものと思いますが、いかがでございましょうか。姿勢です、基本的な。

○國務大臣(渡部恒三君) これは、我々の国を守るために命を失った先輩の皆さん方の霊の安らげくと祈るのが我々の気持ちでありますから、その霊に安らかに眠っていただくためにも、遺骨収集はできる限りやらなければならないものと考えております。

ただ、今政府委員から答弁申し上げましたように、やはり物理的な制約あるいは外交上の制約、そういう数々の困難の問題がありますが、それらの困難な条件の中で、可能な限り努力をしたいと思っております。

○山中郁子君 私は先ほど、数年前に国会の視察で硫黄島へ行つたということを申し上げました。

そのときに、本当に真つ青な海で、真つ青な空で、きれいなそういう中で二万人の日本兵が玉砕をした。そのときに伺いましたら、その大半は少年兵であったということも伺いました。私は日本軍国主義の侵略戦争の犠牲となったそのいたいけな少年兵たちの遺骨を本当に国の責任でもって収集し、そしてしかるべき安住の場所に運ばなければいけないというふうに、現地を見て強く痛感した次第であります。

私が今重視しておりますのは、もう一つは、このような島で再び米軍が七月十五日に上陸演習を行つたということです。これはどういふ部隊名も含め、どんな規模で、いつからいつまで、どのような内容の訓練を行つたか、この際明らかにしていただきたい。外務省にお尋ねをいたします。

○説明員(沼田貞昭君) ただいま御質問のありました米軍の訓練と申しますのは、非戦闘員の救出した米軍のごいまして、米軍の当初の計画によりまして、七月の十五、十六の両日に五隻の艦艇が

参加し、約八百人ぐらゐの上陸ということで予定されておりましたけれども、艦艇等の都合上、実際に行われました訓練の規模は縮小されまして、一隻の艦艇、それから上陸した人員は約四百五十名ということで、訓練が行われました時間も十五日のみであつたと承知しております。

若干細かく申し上げますと、私どもが把握しております範囲で申し上げますと、米海軍の第三兩用戦隊に属しますLPHのニュー・オルリンズという船からヘリコプターで、またC130の飛行機によって第三一海兵隊兩用戦大隊の隊員約四百五十名が上陸し、地位協定のもとで施設区域として提供されております飛行場を利用して、七月十五

○説明員（沼田貞昭君） お答えいたします。

米海軍の参加部隊は第三兩用戦隊でございます。それから米海兵隊の参加部隊は第三一海兵隊兩用戦大隊でございます。

○山中都子君　このような島で、まさに再び戦火を繰り返すまいと多くの国民が願っているときに、米軍がこうした上陸演習を行うなどということとはとてもない話であつて、私は今後の訓練に對しては絶対に日本が認めるべきではないという立場で政府に申し上げるところであります。

防衛庁にお伺いをいたしますが、自衛隊は昭和五十五年から五十六年計画で、約百億円かけて、自衛隊の硫黄島基地の強化を図っていますけれども、その中で、この最長と言われる滑走路の費用はどのくらいかたものなのでしょうか。それから、滑走路の厚さは大体どのくらいのものでしょうか。補強工事をされているのか。この基地強化の五十六年計画での、滑走路だけでないその他の部分の概要を、目的を含めて簡潔にお示しをいただきたいと思ひます。

○説明員(及川康男君) 御説明いたします。

まず、硫黄島基地の整備の目的でございますけれども、これは本土における飛行訓練環境の制約によりまして、海上自衛隊と航空自衛隊が所要の訓練を十分実施し得ない状況にあることから、練度の維持向上を図るため、硫黄島に訓練用施設を整備しているわけでございます。

これに要した費用は、先ほどお話しがありましたように、約九十八億円でございます。それから滑走路等に要した費用は十六億円ということでございます。

滑走路の厚さの関係が今お話しございましたけれども、今、手持ちの資料で持っておりますけれども、ちょっとわかりません。

○山中郁子君 この滑走路の整備の際も、この作業に従事した鹿島建設の関係者から、整備したりあるいは格納庫を建設した際にも遺骨がたぐさん出てきたと、こういう証言があるんです。

ですから、先ほど外交上の問題だとか物理的なとおっしゃったけれども、本当にあの侵略戦争で犠牲になった方たちの霊を弔うというふうに厚生大臣が心からおっしゃるならば、やはり厚生省として、まず私は、この基地撤去なしには硫黄島の遺骨収集は終了できないと思いますし、そういう立場で遺骨収集をやりたいという姿勢をお示しになるべきだというふうに思います。硫黄島の墓参に参加した遺族の方が、硫黄島についてでも平和な島であってほしいというふうに願っておられますけれども、まさに今防衛庁から御答弁があったように、あるいは外務省から御答弁があったように、自衛隊や米軍の基地としてまた危険な戦争の拠点にされているという現実を私はやはり重要な問題として受けとめなければならぬというふうに考えます。

それで、第二次大戦の戦死者の遺骨が、一万数千なのか、先ほど厚生省がおっしゃったように数千なのかはともかくとして、二万を超える戦死者のうちの遺骨が五千余しか収集されていないという現実があるわけですから、硫黄島がこれからは

すまず強固な基地になっていくような道をたどるならば、この遺骨収集の問題だけとってみても、一層これは困難な問題になっていくわけですね。私はそういう点で、遺骨を収集するという厚生省の重要な仕事の中心に照らして、こうした方向について厚生省がきっぱりとした立場で遺骨収集が実現可能な施策を示していくべきであるし、当然のことながら、硫黄島が強固な基地として進んでいくことについては断固として反対をしていただかなければならないというふうに思っています。

現在、硫黄島の墓参も東京都に任されているわけですが、希望者が三百五十人おられたけれども、定員の関係、つまり予算の関係で三分の一の人はカットされたというのが現実です。私は、政府としても予算をつけて墓参計画を行うべきであるし、また、遺骨収集予算も増額すべきである、最初に申し上げた点を改めて申し上げて厚生大臣の御見解を伺うとともに、現状のような硫黄島の基地増強のもとで、遺骨収集の問題だけに限って言っても、遺族の方たちの、また亡くなった方たちの平和への願いを踏みにじるものであるという私の考え方に、対して厚生大臣がどのように考えておられるか、御見解をお示しいただきたいと思っています。

○政府委員(人江義君) 今東京都の慰霊巡拝団のお話があったけれども、政府派遣の慰霊巡拝も、五十五年三月、五十九年三月、一回にわたって行っておりまして、今後三回目を行うことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(渡部恒三君) この国が起してしまつた戦争でとうとう命を失った皆さん方のみなさま安かれと祈る気持ち、これはもう国民みんなが同じだと思ひます。私も朝で起きるだけ早く起きて毎日靖国神社の参拝を欠かさないよう努めておりますが、これはもう国民の皆さん同じ気持ちである、また、そのみなさま安かれと祈る気持ち、戦争が終わって三十九年たつてなお海外のそれぞれの島や地域にまだ遺骨が野積みになされ、あるいは

雨ざらしになり、あるいはこの中に残つておる、これはやはり日本人として、日本国としてできるだけ故国に収集したい、しなければならぬ、この気持ちも国民すべて同じことだろうと思ひます。

ですから私は、さきに申し上げましたように外交上の制約、これはこの国が国際社会に生きていく以上、やたらに自分だけ勝手にどうこうするといふわけには、これは世界が平和になっていくためにいけませんから、やはり外交的なある程度の制約は受けます。また、これは戦後三十九年たつてしまつたから、今政府委員から答弁しましたように、極めて物理的に困難なものである問題等がございます。しかし、それらの制約をできるだけ克服して遺骨収集を早くしたいという気持ち、そしてその務めが我が厚生省にあるのですから、これは一生懸命これからは努めてまいります。

ただ、先生のお言葉に逆らつて申しわけありませんが、自衛隊の基地の問題は、これはまた別の問題でございます。我が国が二度とあのむごたらしい惨禍に遭わないように、この国の、国民の平和を守るために自衛隊は存在し、その自衛隊の基地はそれなりに平和を守るためにあるのでございますから、これと遺骨収集の問題は別でございます。

○山中郁子君 一言だけ。

大臣がおえておっしゃるから私も申し上げますが、今靖国神社問題がどういふ問題として国民の間で議論をされているか、受けとめられているか、自衛隊の基地の問題がどのように受けとめられているかということ、時間がもうありませんからここで議論をいたしません。しかし、あえて遺骨収集の問題に関して厚生大臣がそうおっしゃることは、日本の軍国主義復活強化、そして今核戦争の危険のもとにさらされ、そしてファシズムの道への危険をみんなが感じている、そういうものとでそのようにおっしゃることは国民への重大な挑戦であり、本当に平和を願う人々の心を傷つけ

るものであり、そしてあの侵略戦争の犠牲で亡くなられた方たちを冒瀆するものであるということだけを私は一言申し上げておきます。

○柄谷道一君 まず、社会福祉医療事業団法について御質問いたします。

医療金融公庫は、昭和三十五年七月に設立されましたいわゆる政府関係機関でございますが、その当時の速記録によりますと、その設立の目的を、当時渡邊国務大臣は次のように説明しております。「現下における私的医療機関の担当すべき役割から見て、その適正な整備及び機能の向上をはかるためには、これに必要な資金を、財政資金により、長期かつ低利に融通する道を講ずることが必要と考えるのであります。」その主なところはこういふところであります。一方、社会福祉事業振興会は、二十九年四月からスタートいたしておりますが、これも速記録によりますと、「終戦後民間社会福祉事業はますますその重要性を加えて参りましたが、補助金についての厳重な制限、物価の高騰等により施設の修理、改造等に困難を感じ、昭和二十二年以降共同募金運動の展開を見ましたが、配分対象の増加によりまして実質的な配分額は減少する状況でありまして、社会福祉事業の振興のためには、長期低利の資金融通をはかる必要性が強く要望されて来たのであります。」と、こう提案されているわけでございます。

そこで私は、行政改革として、これらの機関の統合については、もちろん簡素化の見地から反対するものではございませんが、ただ二つのものを一つにするというだけでは甚もありませんし、合理的でもないと思ひます。その提案趣旨の内容から見ても、私はこの二機関は、その提案趣旨の趣旨から見て異質のものではないかという感じがいたします。また、このほかにも厚生省所管の政策金融機関としては環境衛生金融公庫も存在するわけでございます。

今回の統合について、積極的な理由づけをまずお願いいたします。

○国務大臣(渡部恒三君) この委員会で提案理由

の説明でも申し上げましたように、医療と社会福祉と、これは二本立てでいろいろの施策が今日まで進められてまいりましたが、最近急速な高齢化社会が近づいてまいりまして、いろいろな高齢者に対する施策、寝たきり老人の問題とか、あるいはぼけ老人の問題とか、我々やっておりますと、この対策のためには医療と社会福祉というものが極めて密接不可分の関係で有機的に連携していかなければならないということが痛感されるわけでございます。そういうことから、今回この二つの機関を、今まではかなり異質の面がございましたが、一つにすることによってこれを同化し、調和させていくことによって新しい時代のニーズにこたえてまいりたい、これが私どもがお願いしておる最大の理由でございます。

○柄谷道一君 大臣の御答弁は、社会福祉と医療の有機的関連を強化して事業を進めていきたい、この一言に尽きると思うわけですが、私は、大臣がそのようなお考えで今後この事業を遂行していくためには、裏づけといいますか、政策との関連が極めて重要になってくると思うわけでございます。

例えば、我が国の医療機関の整備状況を見ますと、マクロ的には確かにかなりの水準に達しております。しかし、一方では高齢化社会の到来に即応した医療体制の整備や僻地医療の問題など、新たなニーズが生まれつつあることも大臣十分御承知のところであらうと思います。

ところで、この医療金融公庫につきましては、貸付金額、貸付件数とも最近は鈍化の傾向を示しております。人によっては、融資機関としての役割は低下しているのではないかと、その必要性が少なくなってきたているのではないかという指摘も行われてくるわけでございます。私は、今日適正な医療資源の配分を行うためには、貸付機関の統合によって目的をよりよく発揮させると同時に、それに政策が伴わなければ政府関係機関とか特殊法人にしておくメリットはないと、こう思います。そこで、総数で見た医療供給体制は、さきに申し

上げましたように、欧米並みにはなっておりませうけれども地域格差は解消していない。こういつた状態をどのように改善、解消していくか、こういつた政策と融資というものが一体的な運営がなされなければならないと、こう思います。

また、そういう意味では社会福祉施設も同様でございまして、今後の高齢化の過程の中でますます重要になってまいります。在宅対策との関連、今後の需要の変化等を考慮しつつ、要収容人員の見直しを行い、新しい整備計画のもとに計画的に整備を図っていく必要があります。在宅対策の充実と関連して、通所施設、福祉と医療の接点になる施設、生きがいを高めるための施設等をどう位置づけていくべきか、これもまた重要な政策課題でございます。さらに、コミュニケーションケア

が強調されております中で、施設体系を見直す必要も生まれてくる。その際、中間施設としての通園施設、利用施設への重視、措置施設としての社会福祉施設の再検討が必要になってくる。私は、そういうふうに医療機関に対する融資、福祉施設に対する融資、しかも大臣はこの間に有機性を持たせつつ、関連性を強化してこの事業運営を図つ

ていきたいと言われるならば、やっぱり中期ビジョンにも書かれていることをもう少し厚生省としての政策を持って、この政策に従って事業を運営しなさいというものがないと、大臣、言葉ではきれいに言われるんですけども、ただ足して一つにただけではないか、こういう批判を免れな

いのではないかと、こう思うんです。

今、この短い時間に一つ一つの政策について説明せよということとは、時間的に私に許された時間をもそうございませぬ。ただ、ここで大臣は、私の申し上げましたような政策検討、立案、これと今度の新事業団を結合さして事業運営を図っていかうお気持ちがあるのかどうか、また、そういう方針で省内を督励し、かつ新事業団を指揮されるお気持ちがあるのかどうか、これだけをお伺いしておきたい。

○国務大臣（渡部恒三君） 大変貴重な御意見をち

ようだいいました。

実は私、ついせんだつて、日曜日にちよつと国に帰りましたら、看護協会の人たちがいらつしやつて、ぜひナーシングホームをつくりたいと、これはまた、看護婦さんの皆さん方が定年になつたつた後にここで働く、一石二鳥をねらつた考えを聞いて、なるほどなど、こう思つて帰つてまいつたんですが、これをさて社会局長に相談すべきか、健康政策局長に相談すべきか、こうなると、かなり戸惑うところがございます。

先生からも幾たびか指摘されましたが、今医療と社会福祉の接点にある中間施設 こういったもののニーズが非常に高まってまいります。こういうものは、まさに今回御審議を賜るこの機権がこれにうってつけの適用ができるのではないかと思いますことを考えたのでございますが、今度私どもが先生方に出しました二十一世紀の医療ビジョン、具体性がないというおしかりをいろいろ受けておりますが、この基本的な私どもの考え方を、今度御審議、成立を賜りましたら、この新しい機構と有機的に結びつけて、具体的なそれぞれの施策を計画的につくって、これをそこで実施していく方

私は、今まで国会に忙殺されて、なかなか取り組めなかったのですが、あした国会が終わったら、今度は私は、明るい高齢化社会、健康で明るく楽しく生きていけるような高齢化社会、これをどう創造するかという問題に取り組んでいきます。

たいと思うんです。今の先生からの貴重な御意見等を十分に参考にさせて頂いて、できるだけこれらの問題の具体的検討を急いでまいりたいと思ひます。

○柄谷道一君　私は、本法案が賛成法案なるがゆゑに実効を上げねばならぬ、その実効を上げるためには、政府の政策とこの新事業団がやはり裏と表の關係で緊密な連携をとりつつ政策展開をしていく、その融資機関である、ぜひこのことは大臣も肝に銘じて実効が上がる御指導を賜りたい。

あわせまして、国民に対して適切な医療や福祉

を提供していくためには、今私の申し上げました視点のほかに、もう一つの視点が要ると思うのでございます。それは、その前提として、健全かつ安定的な医療機関、福祉施設の経営が確保される、こういうやつぱり背景づくりということが必要であろう。その政策と経営基盤の安定という二つが相まって、国民期待の医療供給体制や福祉施設体制というものが整備されていくべきである。金を渡すから勝手にお使いなさいでは、これは貴重な国のお金が絡んでくるわけでございますから、そういうことであつてはならない、こう思いますが、第二の私の視点について、大臣、御所見いかがでしょう。

○国務大臣(渡部恒三君) 全く同感でございます。

○柄谷道一君 時間がございませんので、次に、保健所法の一部改正について御質問をいたします。

この法案は、臨調第三次答申の趣旨に沿うものでございますけれども、この第三次答申は、保健所職員を含む地方公務員に対する人件費補助につきましては、補助対象職員が担当する事務事業の円滑な実施を確保するための必要な措置について検討を加え、二年以内に原則として一般財源措置に移行するというのが指摘されているわけでございます。この答申に従って一般財源化を行わなかった理由は一体那邊にあるのか。今後一般財源化を図るお考えをお持ちなのか。この点をお伺い

たします。

○政府委員（吉崎正義君） 御指摘のございましたように、臨時行政調査会の御意見は、地方公務員に対する人件費の補助は一般財源化すべきであるということでごございました。しかしながら、保健所は、一層高まっております国民の期待にこたえまして、地方における衛生行政の中心機関で、地域の保健水準を確保する必要があるわけでございます。そのためには財源が確保される必要があるわけでございます。地方交付税による一般財源措置になりますと、その使途が全く特定されなく

業を進めていかれる予定を持っておられるのか、お伺いします。

う帰りました中国の残留孤児の担当者の方々が、確かに、中国に現在二千名の残留日本人孤児がいるという発言をされたわけでございます。しかし、私どもの肉親捜しは、中国残留孤児の側から肉親を捜してほしいという手を挙げた残留孤児について肉親捜しをやっておるわけでございまして、先月末で申し上げますと、先ほど御指摘の数よりちょっとふえますが、千五百五十二名の肉親捜しを希望する孤児がおりまして、そのうち七百四十二名について肉親が見つかりまして、現在八百十名について調査中ということでございまして、いづれにせよ、この二千名と千五百五十二名というのには差があるわけでございまして、

それで、その差が何かということでは、現在のところ定かではないわけでございまして、要するに外交ルートを通じて名簿の孤児名の照合等をやりたいと考えておりますが、恐らくこの二千名の中には、孤児ではあるけれども、何と云いますか、いろいろな家庭の事情その他で、現在の段階では肉親を捜したいということを申し出るような環境にないという方が含まれているのではないかと推測されますが、いづれにしろ、これはできるだけ外交ルートを通じて孤児名等の照合を行ってみたいというふうに考えております。

それから、戦時死亡宣告のお話が出ました。確かにこの間の調査で、二十五名のうち十一名が戦時死亡宣告を受けてまして戸籍から抹消されておったわけですが、戦時死亡宣告、御存じだと思いますけれども、戦後多数の人間が引き揚げてまいりましたときに、海外にいて引き揚げてくるはずなのに引き揚げてこない方につきまして、留守家族から未引揚者届というのをとったわけでございしますが、それで残留孤児のうち、これまで肉親が見つかりました中で、この未引揚者届というのが出ていない者が約半数おりますし、この未引揚者届が出されております孤児の中でも、その中の大部分が死亡宣告を受けているということでございまして、やはり終戦のああいふ混乱の状況でござ

いますので、かなりデータに不正確な点があるというところでございまして、要するに、当時十三歳未満の残留孤児に該当すると思われる者につきましては、これまでの戦時死亡宣告というような戸籍処理の現状にかかわらず、その者が死亡していない、死亡しているという確認のとれない者につきましては、当時の状況等を肉親から改めて聞きまして、資料の充実を図りまして、肉親捜しを希望している孤児から申し立てております事実と突合して調査を進めていきたいというふうに考えております。

○柄谷道一君 厚生大臣、戦後の混乱期でございましたから、いろいろ国の持つておる資料が必ずしも正確であつたかどうか、これは二十五人身元がわかつたうち十一人までがもう既に死んだことになっておつたという方が出てきたというのは、半数以上がそれに該当しているというわけですから、ぜひ地方自治体とも連携をとられて、ぜひ正確な数の把握について厚生省も御努力を願いたい。よろしゅうございしますか。

○国務大臣(渡部恒三君) できる限りの努力をいたします。

○柄谷道一君 次に、本年三月十七日に日中両国政府間で口上書が取り交わされた。これは、今後の中国残留孤児問題について一つの大きな前進であつたと評価するものでございしますが、今日まで、一つの大きな問題は、やはり養父母の扶養問題というものが一つのネックであつたと思つてございまして。その口上書によつて幾つかの点が確認されておりますが、これは省略をいたします。

そこで、この中で伺いたいのは二つございまして。一つは、扶養費の国の負担分ですね。五十九年度は二千五百万円を予算化しておるわけでございしますが、厚生省は具体的にどういう標準額で、支払い方法をどうしようとお考えになつてゐるのか。それからまた、後の半分は中国残留孤児援護基

金からの寄附金で賄う、こういうことになつておると承知しますが、六月中旬で、十億円の目標に対して七億三千万の募金しか集まつていない。そのために、さらに来年六月まで延長して目標達成に努力する、こういう方針のようでございまして、その後の寄附金の状況は一体どうなつてゐるのか。

この二点をお伺いします。

○政府委員(入江藤君) 初めに、養父母の扶養費の問題でございしますが、御指摘のとおり、三月十七日の口上書によりまして、日本に永住帰国した孤児が中国に残る養父母に対して負担すべき扶養費について、二分の一を日本政府が負担する。残余については残留基金が寄附金を募集して充てるということになつたわけでございまして、ただ、その口上書の中をお読みいただければおわかりと思いますが、具体的に被扶養者の範囲なり額なり支払いの方法というのは、今後、両国政府間で協議するということになつておりまして、現在こちらから、その範囲なり支払いの方法について、こちらとしての一つの考え方を向こうに投げかけておりまして、現在、向こうから答えを待っているという状況でございまして。

それで、五十九年度予算に二千五百万円の扶養費が計上されているけれども、その算定はどういうふうにしたのかという御質問につきましては、そういう状況でございまして、扶養費の額は今はペンディングの状況でございまして、昨年、この口上書の下打ち合わせをするために向こうから事務担当者が参りまして、事務レベルの話合いをしたときの話し合いの中で、向こうの平均的な人の生活費は二十五元であるというふうな話がございます。それは一応平均的でございますので、まあ大都市とあるいは農村というのはいくらか傾斜をつけたらどうかというふうな話が出たわけでございまして、その話を一応基礎にしまして五十九年度予算は二千五百万円という予算を計上したわけでございしますが、現実には今度払います扶養費が幾らになるかというのは、今協議してお

ります中国側の回答が来た段階で最終的に決まるということでございます。

それからもう一点、援護基金の募金の状況でございますが、ただいまは六月十五日の募金状況を御指摘になつたと思つて、七月三十一日現在で七億四千万円の募金を受け付けております。今後とも、できるだけ一般の理解を得ながら募金に努めていきたいというふうに考えております。

○柄谷道一君 戦後三十九年経過いたしました、孤児たちはもはや中年でございまして。肉親たちはすでに老境に入つておられるわけでございまして。この肉親捜し問題は、まさに時間との競争と言つても過言ではないと思つて、そういうことを考えますと、例えば一つには、毎年百八十人ですか、という来日調査の規模を拡大すること、必要でございまして。また、第二には、これは中国と折衝しなければならぬと思つて、中国に調査員を送りまして現地では孤児との面接調査を行い、その結果を情報とともに、できればビデオに収録して、我が国の報道機関の協力を得て流すという方法を併用することもまた有効な手法でございまして。

さらに、血液鑑定の問題でございしますが、現在行つておりますABO、MN、Rhの各血液型の識別だけでございまして、親子確認の精度としては五〇%もあればいい方だというふうにも言われております。これに対して、赤血球や血清など三十一項目の検査を伴う血液鑑定をすれば、九九%親子関係の合否の確率があるとも言われております。私は医者ではございませんので専門的なことはわかりませんが、そういうことも言われているわけでございまして。

従来のような手法ではなくて、口上書の交換を一つの契機として、多角的な方法をこれに採用してこの時間との競争に挑戦していく、こういう姿勢が厚生大臣にあつてはかるべきではないか。この点に対する御所見をお伺いいたしますと同時に、あわせて、人道問題から出発いたしましたし

て口上書が締結されましたことを喜ぶと同時に、戦後サハリンに置き去りにされたまま解決に至っていない韓国の人々に対して今どういう対応をしておられるのか、これをお伺いいたしまして、多くの通告をしておりますが、時間が参りましたので質問を終わります。

○政府委員(入江慧君) 訪日調査の規模の拡大の点が第一でございますが、五十九年度百八十名を予定しておりますが、現在、その訪日日程について中国側と協議しております。昨年は百十名やっていたわけですが、今年度はぜひ百八十名について調査団をやりたいというふうに考えております。六十年以降も肉親捜しの早期解決という観点から、前向きに検討したいというふうに考えております。

次に、訪中調査でございますが、御指摘のように、これはやはりあちらの国へ行ってやることでございまして、向こうの事情も考えなきゃならないということでございまして、幸いに、これで訪日調査がレールに乗りました段階で粘り強く訪中調査、こちらから向こうへ出かけてやる調査についても、向こう側の協力をとりつけないといふふうに考えております。

第三点の血液鑑定でございますけれども、御存じのように、肉親捜しは性別、年齢、あるいは別れた場所、避難経路、身体的特徴等々いろいろな状況を照合しながらやるわけでございまして、それでどうしても踏ん切れないというときには、現在でも、経費を国側が負担いたしまして先ほどおっしゃった精密な血液鑑定を行っているわけでございまして、過去の実績を見ますと、血液鑑定を行わないで、先ほど申しましたものも状況から判明した孤児は約八割ということでござい

ます。それで、確かに親子関係の確認という点につきましては、先ほどの精密な血液鑑定というのはいくらかの効果を持っておるわけでございましてけれども、一方、兄弟とか、あるいはおじ、おばの関係になりますと、確度がさらに下がってくる、こういうような状況、先ほど申し上げましたよう

に、八割の人間について血液鑑定をしないで見つかっているという現状から見まして、全員について血液鑑定をやるといふことは必要ないんじゃないかというふうに現在では考えておるわけでございます。

それから、サハリンの関係でございますが、サハリンの残留者対策、これは人道上の問題といたしまして、外交ルートを通じてこれまで何回か実情調査あるいは帰還ないし親族との再会につきまして、ソ連側の好意的な配慮を申し入れておるわけでございしますが、ソ連側の立場は、要するにこの問題は日本と話し合う問題ではないという態度をかたくなにとっておりまして、現在では進展がないという状況でございますが、今後とも、外務省にお願いをしまして、外務省が粘り強くあちらに働きかけていくというふうに聞いておりますので、厚生省としてもその推移を見守っていきたいというふうに考えております。

○国務大臣(渡部恒三君) 先生御指摘の問題、人道に極めて重要な問題ばかりでございます。また、具体的に貴重な御提言も賜りましたので、これを十分に参考にさせていただいて、できる限りの努力をしてみたいと思っております。

○下村泰君 三つの法案を審議中でございまして、私は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正案、この中の二つの問題についてお尋ねをいたします。

まず、遺骨収集についてお尋ねをいたしますが、先ほど二百四十万の遺骨、そして収骨が百二十万と、こういうふうにお答えになりましたが、これは事実でしょうか。

○政府委員(入江慧君) そのとおりでございます。

○下村泰君 そうしますと、ちよつと異論があるのです。と申しますのは、昭和五十四年四月三日の予算委員会におきまして私が質問したときも、やはり海外戦没者二百四十万、遺骨送還収骨が百二十万。これは五十九年度です。私がお尋ねしたのは五十四年なんですよ。五年もたっていて数が

同じというのはどういうことなんですか。

○政府委員(入江慧君) 五十四年から、ちよつと大ざっぱに申しまして一万二、三千柱の御遺骨が送還されているだけでございまして、百二十万という大きなオーダーで丸めますとそういうことになります。大変な話で恐縮でございますが。

○下村泰君 それは局長まずいな。少なくともまずいと思う。それは遺骨ですよ。それは今度の戦いで、そういう地区で、幾ら戦争をしているとはいへ、好むと好まざるとにかかわらず死んだんです。殺されたんです。早い話が。そういう方の遺骨を収集する数において、百二十万に対する一万幾らだからというの、ちよつとこれはいただけないお話しじゃないかと思ひます。私は、百や二百なら黙りますけれども、一万何ぼの、その方たちのみたまを冒瀆する言葉じゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(入江慧君) 御指摘の点は今後気をつけたいと思ひます。

正確に申し上げますと、五十七年までは百十九万台でございまして、五十八年度に百二十万台になったというところで、そこを、百十九万が百二十万という表現になったということでございまして。

○下村泰君 どちらにしても、五十四年から五十四年度のときにそういう数だったんですか。

○政府委員(入江慧君) 今も申し上げましたように、万のところで切りますと、五十四年度から百十九万のオーダーであつたわけですよ。それで、五十八年度に正確に百二十万のオーダーになったというところでございまして。

○下村泰君 そうすると、五十四年のときの厚生省の方の御返事というものは、随分いいかげんなものですね、これ。百十九万なら百十九万とお答えになればいい。それを百二十万と、一万もふやしちやつたんでしょ、そのときに。そういう計算になりましょ。

いずれにしても私は、まあそういうことはどうか言いません。ただ、どちらにしても厚生大

臣、これは英霊に対して冒瀆ですよ、こういうことは。冒瀆ですよ、これは。そういうことではちよつと困りますので、どうぞひとつ慎重にやっています。

私、実は五十四年の一月の十九、二十、二十一日の三日間にわたってサイパンに収骨に行つたんです。そのときにあちらで聞いた話なんです。別に厚生省を誹謗して言うわけじゃありません。ところが、厚生省の方々が遺骨を収集に来ると実にいいかげんなんだそうですよ、やり方が。我々ですと、そこにある遺骨をちよつとでも見つければ、夢中になつて掘り続けるんですけれども、たしかこちらの方にもまだあるはずですよと土地の方が御説明しているのに、いやきょうはこれでいいと、こういうやり方だったそうです。それを承つてきて私は非常に腹が立つたんですけれどもね。そうして、まだ日にちがあるのにもかかわらず、グアム島へ行って、それきり本国へ帰つてしまつた。

実は、サイパンのそうした情報を提供した人が、ふんまんやる方なく私に説明してくれました。と申しますのは、御存じのごとく、その方たちは、第一次欧州大戦以後日本に委任統治されておりましたので、日本語もよくわかるんです。中にはサイパンの元上院議員だったという人が、御夫婦で「愛染かつら」を歌っていましたよ。そのくらい日本語がうまいんです。その方たちが、あたかも日本人と同じような感情であつた方の作業を、もちろんあなたがたが行つたわけじゃないでしょうけれども、厚生省の方々の収骨作業班に対してそういう批判をしておりました。ですから、ひとつ遺骨収集の際には、そういう横着なことのないようにお願いをしたいと思います。

それで、先ほどと同僚委員からのお話がございますけれども、硫黄島の滑走路、現在の硫黄島の滑走路というのは、日本軍が撤退をした、あるいは占領されたその後、米軍がつくり直したものでしょうか。それとも日本軍が建設した当時の滑走路がそのまま今日あるのですか。どうですか。

○政府委員(入江慧君) 生存者から私も聞いておりますところは、旧日本軍が使っておりまして元山飛行場のところに米軍が上陸して飛行場を整備したというふうに聞いております。

○下村泰君 整備というのは、もうできていたその上を例えれば上塗りして拡張した、こんなような仕方ですか。

○政府委員(入江慧君) ちょっと、そこまでは承知しておりません。

○下村泰君 もし、米軍が、その元日本軍の使っていた飛行場を一応全部御破算にして、そしてもう一回つくり直したとすれば、その新しい滑走路の下に遺骨がたくさんあるということは断定できるんです。

と申しますのは、私がサイパンへ行つて聞いたのは、その現地の方々の見ている前で、日本軍人の多数の遺体を、あの前がシャベルのブルドーザーがありまして、あれ、シャベルブルドーザーというんですか、ブルドーザーシャベルというんですか、私はよく知りませんが、そのブルドーザーで、日本人の軍人の遺体をあたかもごみくたのごとく押して、そしてパーシャベルというんですか、あれで大きく掘り出した穴の中へ、日本人の軍人の遺体を全部そのままだブルドーザーで穴へ入れて、その上をまたかぶしたと、こういう話を聞いておるんです。もしそういう方法がとられているとすれば、当然そういう飛行場の下には、我々の同胞の遺骨がまだ眠っていると考へても間違いではないわけなんです。

私も、サイパンの島民の方々が、自分たちの目で見て、こういうふうになされたという地区を採掘に行ったわけです。一メートルも下をほじくりますと——ちょうどこの台ぐらいですよ、一メートルぐらい掘りますと、遺体があるま出てくるんですよ、後から後から。恐ろしいぐらい出てきます。私はこの話、もう自分も野戦の経験がありますから、事細かに話をしているうちに私は涙が出てくるんですよ、これは。泥をはねのけていきますと、鉄かぶとというか、鉄帽があ

ります。その鉄帽をばつと引くと、下に頭蓋骨がある。これがはがれてしまっていますので、鉄帽が見つかつたらその回り三十センチ四方は掘ります、掘ります。そして、鉄帽の下へ手を突っ込んで持ち上げますと頭蓋骨が鉄帽の中に入つたまま出土するわけなんです。もうこのときには、涙はろばろばどうにもなりませんでした。それで、歯を見ますと年がわかるんです、これ。お年の方は必ず入れ歯がしてあります。そして、二十歳台であろうと思われる方の歯は一本も欠けていません。そういう方々の遺骨を収集しましてだびに付しました。

私、ビルマにおりましたときに、しかばね衛兵だった戦友が、死体を焼くと泣くと言っていました。死体が泣く、骨が泣くと言っています。話では聞いておりましたけれども、実際に経験したのはそのときが初めてですが、旧日本軍が使った、陸軍の軍機が飛び立っていた旧飛行場に、あちらの灌木を集めてまいて、その上へ、一番この方が年輩者であると思う方を真ん中に据えまして、その回りに幾十体の遺骨をだびに付したわけです。そうしますと、これはもう、理屈じゃわかつておるんですけれども、炎が上がりまると、回りの空気を吸収するみたいになります。そうしますと、この頭蓋骨の鼻とか目ですね、こへ空気が吹き込むんでしょう。これはもう一種独特の、表現しにくい音がヒューヒューとします。それが遺骨の焼ける最後の段階なんです。

○政府委員(入江慧君) 去る大戦は、主要戦域が

非常に広いわけでございます。かつ遺骨収集をいたしますには、相手側の国の了解が要するというところで、いろいろあるわけでございますけれども、二十七年から初めましてこれまで、五十年までは三回に分けて年次計画でやってまいりました。五十年を超えてからは、要するにあそこ御遺骨があったというような情報を得ましたときに、そういう戦域について、大体一年に五戦域について遺骨収集をやつてまいつておるわけです。それで、今のところ人間が往来できるような場所等について御遺骨があるというような状態はもうなくなつてまいりまして、ジャングルの中とか山岳地帯という、あるいは地下ごうの中です、そういうところに残る御遺骨があるというやうな状況になつておるわけでございますが、今後とも私も、そういう情報を得ながら主要戦域について遺骨収集を続けていきたいというふうに考へております。

○下村泰君 そういふときにこそ、自衛隊員に武器を持たせないで、研修とかの名目でもつてそういうところに連れていった方が一番いいと思ひます。私は、そして遺骨を収集する。特にサイパンの場合などは、我々の手の届かないはるか上に洞窟がある。そこには日本の兵隊が入つて頭張つた。ところが行かれません、そこは。私なんか見上げるだけです。そういう状況がまだたくさんあります。

それから、もう一つ一番困つたのはビルマですね。殊にインパール作戦。この状況が一番激しかったんですけれども、このビルマの遺骨収集がいやは何とも進んでおらぬ。殊にあちらと国交がございせんから余計だろと思ひますけれども、これはどういふふうになりますか。

○政府委員(入江慧君) ビルマにつきましては、昭和三十一年から五十年まで、四十九、五十、五十一と、四回遺骨収集をやつして、三万二千六百柱の遺骨を収集しているわけでございますが、五十二年以降になりまして、ビルマの方が遺骨収集について了解を出さなくなりまして、それ

で日本政府による遺骨収集というのは望めなくなつたわけでございます。したがって、その後はビルマ側が収集しました遺骨を在外公館を通じて受け取るという形で三回、五十二年、五十五年、五十七年度に七百三十九柱を受け取っております。この結果、九万三千三百二十柱の御遺骨が送還されておるわけでございます。

ただ、まだ国境地帯等については遺骨が残存している可能性があるわけでございますが、国境周辺は治安状態が悪いということで、現在のところビルマ政府からの了解が得られておりません。こちらとしましては、さらに遺骨収集ができるやうに働きかけていきたいというふうに考へております。

○下村泰君 私が五十四年に質問させていただきまして、お亡くなりになりました大平総理が、「御指摘いただきました問題は、戦後政治の原点にある厳しい敵愾問題でございます。私どもといたしましては亡くなった方々の心を心として戦後経営に当たらなければなりません。同時に、亡くなった方々の冥福のためになすべきことは全力を挙げてやらなければならぬと考へております。」、こういうふうにお答えくださつております。

その割には後の作業が進行していない、進んでいないということを私は申し上げたいんです。厚生大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(渡部恒三君) 今先生から大変貴重な体験談をお聞きいたしました。私も先生と同じような気持ちでお聞きさせていただきました。

本日に今の先生のお話を聞きますと、私も援護局を預かる大臣として、この遺骨収集のためにいろいろの難関、今政府委員から答弁いたしましたように難しいいろいろな制約がございまして、できる限りこの制約を克服して、一日も早くこの国の平和のために、この国の国民の幸せのためにとうとう命を南海の孤島で、あるいは北辺の地で失つた皆さんの遺骨がふるさとの国に戻ることをできるように、努力しなければならぬという心を新

たにさせていただきます。

○下村泰君 次に、中国残留孤児、もうしばしば諸先生方からお話が出ております。この参議院社会労働委員会の調査室の方々がまとめてくださった御本なんですけれども、この中にも援護基金のことにつきまして随分団体の名前が出ております。私どもの団体もございまして。ただし、この中に出るような偉い団体ではございません。何しろ会長が浪曲の木村若衛でございますから。副会長が私でございます。いま一人は落語協会の会長の柳家小さん、幹事長なんて偉そうな名前をつけていますけれども、事務担当が国友忠と、こういうメンバーでやっております。

そして、使われる基金でございすけれども、先ほど柄谷先生もお尋ねになつていらつしやいましたけれども、目標の十億にはもう足りない過ぎるくらいなんです。私どもが集めた金は、わずか一七〇、千七百万。それがどういふふうに使われたか。一応皆さんに報告しなきゃならない義務がありますので。

○政府委員(入江藤君) 先生副会長をしておられます春陽会でございますが、これまで、中国残留孤児の帰国定着化の促進を図るということで、各地で十七回のチャリティーショーを開いていただいております。そのうち十五回までの収益金をこれまでいただいております。このうち、私ども大変感謝しているわけでございまして。

このお金がどういふふうに使われるかということでございますが、これは財団法人の中国残留孤児援護基金の目標額十億円の基金の中に繰り入れさせていただきます。その果実で事業をやるわけでございまして、その対象の事業といたしましては、あちらに置いてきました養父母の扶養費の支払い援助、あるいはこちらに帰ってきました孤児、その家族の就学援助等の事業に使わしていただくということをご予定しております。

○下村泰君 上手に使ってください。もう少し差し上げたんですけれども、なかなかうまく皆さんに賛成が得られないんです。皆さんテレビをこ

らんになって、ああいった、肉親に会つておいおい泣いたり、悲喜こもごもの姿を見ているときはよろしんですが、いざ文書にして、これこれというわけですから御賛同願いますと言うと、なかなか切符が売れなくて困つておるんです。

この会を始めるきっかけと申しますのは、中国残留孤児の中に、お母さんに連れられて六歳と七歳の男の子がおりまして、母親は自分ももう生きる望みはない、この子供二人を何とかしておたくの軒下でもいいから置いてもらいたいと言つたら、引き受けた中国の方が——これは余り悪口言いたくありませんけれども、その中国の方が、本当に軒下に入れておきたいそうです。そして、この二人が約十五歳になるまで、ですから七歳のお兄ちゃんが十五歳になるまでですから約八年間、うちの中に一回も入れてもらつたことがないそうです。そして、豚小屋がございまして、もうあの零下何十度という極寒、我々はよく歌にも歌わさせていたことがございすけれども、そのひどい寒さのときには、豚がふんをしますと、その豚のしたふんの中へ足を突っ込むんだそうです。これが一番暖かいんです。

そういうことまでしてやつと十五、六歳になったときに、売られそうになつたそうです。この売られそうになつたという話を実は俳優の森繁久彌さんにもしたんです。そうしましたら、森繁久彌さんも引き揚げてくるときに、おまえの子供売らないかと言われたそうです。同じ話を俳優の芦田伸介さんにもしていただきました。向こうの国というのは、ある程度の労働力を持った男の子というのは平気で売買やつておつたようです。

そういう関係で、この二人の兄弟も売られそうになりました。売られそうになりましたので、この二人はその家から出まして、放浪をいたしました。二のお兄ちゃんは死にまして、弟はやつと中国で居つて生活ができるようになりました。今度は文化大革命のあらしに遭つて、またおかしなやつたそうです。そのお子さんが実は今もう日

本に來ているんです。そのお子さんの話を聞いて我々が、それではというので春陽会という会をつくつて始めたのが実はきっかけなんでございす。

いづれにいたしましても、先ほどから諸先生方からお話が出ておりますけれども、まだまだあちらに残つていらつしやる方が多うございす。とにかく一人でも多く、一日も早く日本の土を踏ませてあげたい、これが我々の気持ちでございます。

そういう問題に對しまして、厚生大臣のお考えをお聞きして、私は終わります。

○國務大臣(渡部恒三君) 私は、厚生省に働かせていただくようになって、今先生御指摘の問題、非常に胸を痛めておる問題の一つでございます。今まさに四十年たとうとしておるのでありますから、今の先生のようなお話を聞くと、本当にもう一日も一分も早く解決しなければならぬという思いに駆られるのでございす。外交上の問題、また、四十年という歳月の長さ、いろいろな障害で、援護局の者も一生懸命、先生も御理解いただいていると思ひますが、一生懸命やつておるのでございすけれども、なかなか思うように進まないような状態でありまして、今の先生のお気持ち、援護局の担当の者もみんな聞いております、私もしっかりと胸に刻まさせていただきますので、今後できる限り促進するために努めてまいりたいと思ひます。

○下村泰君 ありがとうございます。

○委員長(石本茂君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、斎藤十朗君が委員を辞任され、その補欠として志村哲良君が選任されました。

○委員長(石本茂君) 他に御発言もなければ、右三案に対する質疑は終局したものと認めて御異議

ございませんか。

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認めます。まず、社会福祉・医療事業団法案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

これより採決に入ります。

社会福祉・医療事業団法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石本茂君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、佐々木君から発言を求められておりますので、これを許します。佐々木君。

○佐々木君 私は、ただいま可決されました社会福祉・医療事業団法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び参議院の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

社会福祉・医療事業団法案に対する附帯決議(案)

政府は、社会福祉の増進、医療の普及向上を図るため、社会福祉・医療事業団の効率的な運営に努め、統合によるメリットが生かされるよう特段の配慮をするとともに、従前の労働慣行を尊重し、関係職員の出遇について十分配慮した措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。よろしく願ひします。

○委員長(石本茂君) ただいま佐々木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石本茂君) 全会一致と認めます。よつ

て、佐々木君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡部厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡部厚生大臣。

○国務大臣(渡部恒三君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(石本茂君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石本茂君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、佐々木君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題とし、趣旨説明を聴取いたします。佐々木君。

○佐々木君 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案のうち、昭和五十九年八月一日施行となっております遺族年金等の額の再度の引き上げについて、本年の八月一日が既に経過しておりますので、これを公布の日施行と改め、昭和五十九年八月一日にさかのぼって適用しようとするものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(石本茂君) 本修正案に対し、質疑のある方は御発言を願います。——別に御発言もない

ようですから、質疑はないものと認めます。これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

これより戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。まず、佐々木君提出の修正案を問題に供します。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石本茂君) 多数と認めます。よって、佐々木君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石本茂君) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、浜本君から発言を求められておりますので、これを許します。浜本君。

○浜本万三君 私は、ただいま可決されました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び参議院の会各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項につき、速やかに格段の努力を払うべきである。

一、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、国民の生活水準の向上等にあつて、今後とも援護の水準を引き上げ、公

平な援護措置が行われるよう努めること。

二、戦没者遺族等の高齢化の現状にかんがみ、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡行等について、更に積極的に推進すること。

三、生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

四、中国残留日本人孤児の肉親調査を今後とも積極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児の受入れについて、関係省庁及び地方自治体が一体となって必要な措置を講ずること。

また、中国からの引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう、中国帰国孤児定着促進センターの運営の充実強化を図る等その対策に遺憾なきを期すること。

五、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となって必要な措置を講ずるよう検討すること。

六、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。

七、法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(石本茂君) ただいま浜本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石本茂君) 全会一致と認めます。よって、浜本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

生大臣。

○国務大臣(渡部恒三君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(石本茂君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石本茂君) 次に、保健所法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

これより採決に入ります。

保健所法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石本茂君) 多数と認めます。よって、本法案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

この際、中野君から発言を求められておりますので、これを許します。中野君。

○中野鉄造君 私は、ただいま可決されました保健所法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び参議院の会各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

保健所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、保健所事業に係る助成が定額交付金方式に改正されることに伴い、物価、賃金等の変動によって保健所事業の推進に支障を生ずることのないよう、事業水準、予算の確保に努めるとともに、地方公共団体間の事業水準等に不均衡が生じないよう制度の運用に万全を期すること。

二、保健所職員に対する国の予算定数が廃止されることに伴い、地方公共団体における保健所事業の推進に支障を生ずることのないよう、適正な保健所職員数の確保に努めること。

三、保健所事業に対する要請が多様化、高度化している現状にかんがみ、それに対応する施策を確立するとともに、保健所が地域における公衆衛生行政の中心的な機関としての役割を果たすよう、その内容の充実と強化に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(石本茂君) ただいま中野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石本茂君) 全会一致と認めます。よって、中野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡部厚生大臣。

○国務大臣(渡部恒三君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(石本茂君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石本茂君) これより請願の審査を行います。第一号建設国保組合の改善に関する請願外五千九百五十四件を議題といたします。

本委員会に付託されております五千九百五十五件の請願につきましては、理事会において協議いたしました結果、第七号保育所制度の充実に係る請願外二千八百三十二件は議院の決議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものと、第一号建設国保組合の改善に関する請願外五千六百七十一件は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石本茂君) 継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石本茂君) 多数と認めます。よって、

さよう決定いたします。

次に、公衆浴場法の一部を改正する法律案につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出いたしましたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石本茂君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保険制度等に関する調査及び労働問題に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、これら二件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石本茂君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保険制度等に関する調査及び労働問題に関する調査のため、閉会中に委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認めます。つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石本茂君) 理事の辞任についてお諮りいたします。

本日、遠藤政夫君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に村上正邦君を指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時四十二分散会

〔参照〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第一条のうち第八条第一項の表の改正規定中同表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二、八四七、六〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		四、〇六八、〇〇〇円	
第二項症		三、三八五、〇〇〇円	
第三項症		二、七八四、〇〇〇円	
第四項症		二、二〇〇、〇〇〇円	
第五項症		一、七七六、〇〇〇円	
第六項症		一、四三五、〇〇〇円	
第一款症		一、三〇八、〇〇〇円	
第二款症		一、一九二、〇〇〇円	
第三款症		九五四、〇〇〇円	
第四款症		七六八、〇〇〇円	
第五款症		六七八、〇〇〇円	

第一条のうち第八条第七項の表の改正規定中同表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	四、三二七、〇〇〇円	
第二款症	三、五九〇、〇〇〇円	
第三款症	三、〇八〇、〇〇〇円	
第四款症	二、五三〇、〇〇〇円	
第五款症	二、〇二九、〇〇〇円	

第一条のうち第八条の二第二項の表の改正規定中同表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二、一六九、七〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		三、〇九九、六〇〇円	
第二項症		二、五八一、五〇〇円	
第三項症		二、一二九、六〇〇円	

第四項症	一、六八七、〇〇〇円
第五項症	一、三六八、四〇〇円
第六項症	一、一〇八、九〇〇円
第一款症	一、〇〇六、八〇〇円
第二款症	九一八、九〇〇円
第三款症	七三六、五〇〇円
第四款症	五九六、六〇〇円
第五款症	五二四、〇〇〇円

第一条のうち第八条の二第三項の表の改正規定中同表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	三、二九七、三〇〇円	
第二款症	二、七三五、九〇〇円	
第三款症	二、三四六、四〇〇円	
第四款症	一、九二七、八〇〇円	
第五款症	一、五四六、八〇〇円	

第一条のうち第二十六条第一項の改正規定中「百三十四万六千円」を「百三十七万円」に改める。

第一条のうち、第二十七条第一項の改正規定中「百三十四万六千円」を「百三十七万円」に改め、同条第三項

の表の改正規定中「三二二、四〇〇円」を「三二四、一

八〇〇円」に、「二四六、三〇〇円」を「二四八、一

〇〇円」に、「一九八、三〇〇円」を「二〇〇、一〇

〇円」に、「一一九、〇〇〇円」を「一二〇、一〇〇

円」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

第四条のうち第八条の改正規定中「十万四千百

六十円」を「十万六千六百六十円」に、「十万七千九百

六十円」を「十万九千九百六十円」に、「十一万七千

百六十円」を「十一万三千七百六十円」に改め、第

四条を第三条とする。

第五条を削り、第六条を第四条とし、第七条を

第五条とし、第八条を第六条とする。

附則を次のように改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第二条、第五条及び附則第七条の規定

は、昭和五十九年十月一日から施行する。

2 次に掲げる規定は、昭和五十九年三月一日か

ら適用する。

一 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没

者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)

第八条第一項から第三項まで及び第七項、第

八条の二第一項及び第三項、第二十六條第一

項、第二十七條第一項及び第三項並びに第三

十二条第三項の規定

二 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法(以下「留守家族援護法」という。)第八條の規定

三 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)附則第十八項の規定

四 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第八條第四項の規定

五 次条から附則第五條までの規定
(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 昭和五十九年三月から同年七月までの月の障害年金については、第一條の規定による改正後の遺族援護法第八條第一項の表中「二、八四七、六〇〇円」とあるのは「二、八二六、六〇〇円」と、「四、〇六八、〇〇〇円」とあるのは「四、〇三八、〇〇〇円」と、「三、三八五、〇〇〇円」とあるのは「三、三五五、〇〇〇円」と、「二、七八四、〇〇〇円」とあるのは「二、七五四、〇〇〇円」と、「二、二〇〇、〇〇〇円」とあるのは「二、一七五、〇〇〇円」と、「一、七五六、〇〇〇円」とあるのは「一、七五五、〇〇〇円」とあるのは「一、四三五、〇〇〇円」と、「一、三〇八、〇〇〇円」とあるのは「一、二九三、〇〇〇円」と、「一、一九二、〇〇〇円」とあるのは「一、一七七、〇〇〇円」と、「九五四、〇〇〇円」とあるのは「九四四、〇〇〇円」と、「七六八、〇〇〇円」とあるのは「七五八、〇〇〇円」と、「六七八、〇〇〇円」とあるのは「六六八、〇〇〇円」とし、第一條の規定による改正後の遺族援護法第八條の二第一項の表中「二、一六九、七〇〇円」とあるのは「二、一五一、九〇〇円」と、「三、〇九九、六〇〇円」とあるのは「三、〇七五、六〇〇円」と、「二、五八一、五〇〇円」とあるのは「二、五五七、五〇〇円」と、「二、一八九、六〇〇円」とあるのは「二、一〇五、六

〇〇円」と、「二、六八七、〇〇〇円」とあるのは「二、六六七、〇〇〇円」と、「一、三六八、四〇〇円」とあるのは「一、三五二、四〇〇円」と、「一、〇八八、九〇〇円」とあるのは「一、〇九二、九〇〇円」と、「一、〇〇六、八〇〇円」とあるのは「九四四、八〇〇円」と、「九一八、九〇〇円」とあるのは「九〇六、九〇〇円」と、「七三六、五〇〇円」とあるのは「七二八、五〇〇円」と、「五九六、六〇〇円」とあるのは「五八八、六〇〇円」と、「五二四、〇〇〇円」とあるのは「五一六、〇〇〇円」とする。

第三條 昭和五十九年三月一日から同年七月三十一日までの間に支給事由が生じた障害一時金については、第一條の規定による改正後の遺族援護法第八條第七項の表中「四、三二七、〇〇〇円」とあるのは「四、二九五、〇〇〇円」と、「三、五九〇、〇〇〇円」とあるのは「三、五六三、〇〇〇円」と、「三、〇八〇、〇〇〇円」とあるのは「三、〇五七、〇〇〇円」と、「二、五三〇、〇〇〇円」とあるのは「二、五一二、〇〇〇円」と、「二、〇二九、〇〇〇円」とあるのは「二、〇一四、〇〇〇円」とし、第一條の規定による改正後の遺族援護法第八條の二第三項の表中「三、一九七、三〇〇円」とあるのは「三、二七一、七〇〇円」と、「二、七三三、九〇〇円」とあるのは「二、七二四、六〇〇円」と、「一、三四六、四〇〇円」とあるのは「一、三三八、二〇〇円」と、「一、九二七、八〇〇円」とあるのは「一、九二二、八〇〇円」と、「一、五四六、八〇〇円」とあるのは「一、五三四、八〇〇円」とする。

第四條 昭和五十九年三月から同年七月までの月の遺族年金及び遺族給付金については、第一條の規定による改正後の遺族援護法第二十六條第一項中「百三十七万円」とあるのは「百三十四万六千円」とし、第一條の規定による改正後の遺族援護法第二十七條第一項中「百三十七万円」とあるのは「百三十四万六千円」と、「百八万六千円」とあるのは「百六万七千円」とし、同条第

三項の表中「三一四、八〇〇円」とあるのは「三一四、四〇〇円」と、「二四八、一〇〇円」とあるのは「二四六、三〇〇円」と、「二〇〇、一〇〇円」とあるのは「一九八、三〇〇円」と、「二二〇、一〇〇円」とあるのは「二一九、〇〇〇円」とする。

(留守家族援護法の一部改正に伴う経過措置)
第五條 昭和五十九年三月から同年七月までの月の留守家族手当については、この法律による改正後の留守家族援護法第八條中「十万六千六百六十円」とあるのは「十万四千六百六十円」と、「十万九千九百六十円」とあるのは「十万七千九百六十円」と、「十一万三千七百六十円」とあるのは「十一万二千七百六十円」とする。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律による改正前の遺族援護法、法律第八十一号、法律第五十一号又は留守家族援護法の規定による昭和五十九年三月以降の分として支払われた障害年金、遺族年金若しくは遺族給付金又は留守家族手当は、この法律による改正後の遺族援護法、法律第八十一号、法律第五十一号又は留守家族援護法の規定による障害年金、遺族年金若しくは遺族給付金又は留守家族手当の内払とみなす。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)
第七條 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三條第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号)附則第五條第二項に規定する者には、支給しない。

社会労働委員会付託諸願中採択一覽表

(二八三件)

第七号、第一〇号、第二十一号、第二十九号、第三〇号、第三六号、第三十七号、第四〇号、第四一〇号、第四四号、第四六号、第四八号、第四九号、第六一〇号、第七一〇号、第九一〇号、第一二七号、第一五二〇号、第一五三〇号、第一五四〇号、第一七六〇号、第二五〇〇号、第二九四〇号、第一一三五号、第三二六〇号 保育所制度の充実に関する諸願
第三一〇号、第四二〇号、第四三〇号、第四五〇号、第五〇号、第八二〇号、第一〇五〇号、第一三五〇号、第一五一〇号、第一七四〇号、第一七五〇号、第一八五〇号、第二五一〇号、第二二七〇号、第二八〇一〇号、第一九八九〇号、第二二七四〇号、第二八〇一〇号、第三二六一〇号、第三二六二〇号、第五六七六〇号 民間保育事業の振興に関する諸願
第五二〇号、第五五〇号、第五七〇号、第六二〇号、第六三〇号、第六四〇号、第六五〇号、第六六〇号、第六九〇号、第七〇〇号、第七二〇号、第七三〇号、第七七〇号、第八三〇号、第八五〇号、第九二〇号、第九八〇号、第一〇二〇号、第一〇六〇号、第一一六〇号、第一二八〇号、第一三〇〇号、第一三四〇号、第一七七〇号、第二四四〇号、第二七三〇号、第四五五〇号、第五一四〇号、第五三〇一〇号、第五五七九〇号、第二八〇二〇号、第四五五〇一〇号、第五〇五四〇号、第五〇五五〇号 腎疾患総合対策の早期確立に関する諸願
第八〇〇号、第八七〇号、第二二〇〇号、第四七五〇号、第四七六〇号、第四七七〇号、第四七八〇号、第四七九〇号、第四八〇〇号、第四八一〇号、第四八二〇号、第四八三〇号、第四八四〇号、第四八五〇号、第四八六〇号、第四八七〇号、第四八八〇号、第一七七五〇号、第五〇六六〇号 保育内容の向上と施設運営の改善に関する諸願
第一一三〇号、第九八五〇号 学童保育に対する国庫負担の制度化に関する諸願
第五五八〇号、第五五九〇号、第五六〇〇号、第五六一〇号、第五六二〇号、第五六三〇号、第五六四〇号、第五六五〇号、第一三九二〇号 身体障害者福祉法における聴覚言語障害者の一級格づけに関する

第八八四号、第九五七号、第一〇八三号、第一
五五六号、第一七二六号、第一八三〇号、第二
〇六一号、第二二九〇号、第二三二九号、第二
三七九号、第二四四〇号、第二四四一号、第二
五〇二号、第二五〇三号、第二六五一号、第二
六五二号、第三〇六七号、第三〇六八号、第三
二八七号、第三二八八号、第三五七九号、第四
一二二二号、第五〇二八号、第五四〇四号、第九
七八三号、在宅重度障害者の介護料に関する請

第八八五号、第九五八号、第二〇八四号、第一
五五七号、第一七二七号、第一八一一号、第二
〇六二号、第二九一一号、第二三三〇号、第二
三八〇号、第二四四二号、第二四四三号、第二
五〇四号、第二五〇五号、第二六五三三、第二
六五四号、第三〇六九号、第三〇七〇号、第三
二八九号、第三二九〇号、第三五八〇号、第四
一二三三号、第五〇二九号、第九七八四号 重慶

第八九一號、第九六四號、第一〇九〇號、第一
五六三號、第一七三三號、第一八三七號、第二
〇六四號、第二二九七號、第二三三六號、第二
三八六號、第二四五四號、第二四五五號、第二
五一六號、第二五一七號、第二六六五號、第二
六六六號、第三〇八一號、第三〇八二號、第三
三〇一號、第三三〇二號、第三五八六號、第四
一二九號、第五〇三五號、第九七九〇號 勞災
重度被災者の脊髓神經治療技術研究に關する請
願

第八九四号、第九六七号、第一〇九三号、第一五六六号、第七三六号、第一八四〇号、第二一二二号、第二三〇〇号、第二三三九号、第三八九号、第二四六〇号、第二四六一号、第二五二三号、第二五二三号、第二六七一号、第二六七二号、第三〇八七号、第三〇八八号、第三〇七七号、第三三〇八号、第三五八九号、第三一三二号、第五〇三八号、第九七九三号。脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

第二〇四一號、第二二三四號、第二六三一號、
第三一一六號、第三三四九號、第三三八一號、
第三七九七號、第四〇〇二號、第四一四七號、
第五二一一號、第五三八〇號、第五七七七號、
第六七三十一號、第八七五三號、國立腎センタ

設立に関する請願

第二二七六号 食品の安全確保に関する請願
第四四七四号、第四四七五号、第四四七六号、
第四五七八号、第八五八三号 ベーチェット病
調査研究班の存続等に関する請願

第四五四八号、第四五四九号、第四七六三三号、
第四七六四号、第四七六五号、第四九七一号、
第四九七二号、第四九七三号、第四九七四号、
第五〇六三号、第五〇六四号、第五〇六五号、
第五〇六七号、第五〇六九号、第五一三四号、
第五三八三号、第七四三七号、第七九九五号、
第八〇七五号、第一〇一六九号、第一〇一七〇号、
第一〇二四四号、第一〇三〇九号、第一〇三三六号、
第一〇三七号、第一〇五一六号、
第一〇五一七号、第一〇五七九号 小規模障害者
作業所の助成に關する請願

第六〇七二号、第六一七八号、第七四三八号、第七七三三五号、第九六六五号、第九六六六号、第九七七七号、第九八三二一、第一〇〇九一
号、第一〇〇九二、第一〇一四九号、第一〇一五〇、第一〇一五一、第一〇一五二、第一〇一五三、第一〇一五四、第一〇一五五、第一〇一五六、第一〇一五七、第一〇一五八号、第一〇一五九号、第一〇一六〇、第一〇一六一号 保育料の大幅引下げ等に

第六六一四号 年金、医療の改善に関する諸願
 第七八四四号 第八一六三三号 保育行政の充実に
 第一〇六〇二二号 保育所の増設等に関する諸願
 第一〇六三七七号 現行保育制度の堅持と充実に
 関する諸願

八月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に
関する法律の一部を改正する法律

（国民年金法の一部改正）

第一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条中「四十五万二千四百円」を一「四十万六千八百円」に、「三十万二千二百円」を「三十万七

第六十二条中「三十九万二千四百円」を「三十

九万九千六百円」に改める。
第七十七条第二項ただし書、第七十八条第二

項及び第七十九條の二第四項中「三十万七千二百円」を「三十万七千二百円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次の

第四条中「二万五千百円」を「二万五千六百円」
ように改正する。

に、一萬七千七百圓を三萬八千四百圓に改める。

第十八条中「万五千五百五十円」を「一万八千円」に改める。

附則
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、附則第四条の規定は昭和五十九年四月一日（国民年

金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年五月一日）から、第一条の規定による

改正後の同法第五十八條、第六十二條、第七十
七條第一項ただし書、第七十八條第二項及び第

七十九條の二第四項の規定、第二條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに次條及び附則第三條の規定は同年六月一日から適用する。

(国民年金法の) 部改正に伴う経過措置、

第二条 昭和五十九年五月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定

する老齢年金の額について

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一

部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和五十九年五月以前の月分の特別児童

扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

（年金額の改定措置の特例）

第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(昭和四十八年法律第九十二号)。以下この条において「法律第九十二号」という。附則第二十二

条第一項に規定する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給

付、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に
よる年金たる保険給付及び国民年金法による年

金たる給付については、昭和三十八年度の同項に規定する物価指数が昭和三十六年度

の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、

百分の百一を基準として、昭和五十九年四月（国民年金法による年金たる給付にあつては、

同年五月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければ

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたと

きは、法律第九十二号附則第二十二條第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭

和五十五年法律第八十二号。以下この条において「法律第八十二号」という。附則第五十三条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七条第三項の規定の適用については、昭和五十九年度において、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。この場合において、法律第九十二号附則第二十二条第一項中「前年度」の物価指数」とあるのは「前年度」の物価指数（国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第

号）附則第四条の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百二を乗じて得た数（小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。）と、法律第八十二号附則第五十三条第一項中「物価指数の割合」とあるのは「物価指数（国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第

号）附則第四条の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百二を乗じて得た数（小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。）の割合」とする。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十条

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律

第九十五号）附則第十五条

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十一条

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三条

五 農業青年基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十条の二

八月六日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、医療保険の大改悪反対に関する請願（第一〇三七三三号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第一〇三七四四号）
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第一〇三七五五号）（第一〇三七六六号）
- 一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願（第一〇三七七六号）
- 一、健康保険制度の改悪反対等に関する請願（第一〇三七七八号）
- 一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に関する請願（第一〇三七九九号）
- 一、雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願（第一〇三八〇〇号）（第一〇三八〇一〇号）
- 一、男女雇用機会均等法案に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第一〇三八五五号）
- 一、医療・生活保護・年金等の抜本改悪反対に関する請願（第一〇三八六六号）
- 一、医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第一〇四〇一一号）（第一〇四〇一二号）（第一〇四〇一三〇号）（第一〇四〇一四〇号）（第一〇四〇一五〇号）（第一〇四〇一六〇号）（第一〇四〇一七〇号）（第一〇四〇一八〇号）

- 〇四〇一八〇号）（第一〇四〇一九〇号）（第一〇四〇二〇〇号）（第一〇四〇二一〇号）（第一〇四〇二二〇号）（第一〇四〇二三〇号）（第一〇四〇二四〇号）（第一〇四〇二五〇号）（第一〇四〇二六〇号）（第一〇四〇二七〇号）（第一〇四〇二八〇号）
- 一、医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願（第一〇四二九〇号）（第一〇四三〇〇号）（第一〇四三一〇号）（第一〇四三二〇号）（第一〇四三三〇号）（第一〇四三四〇号）（第一〇四三五〇号）（第一〇四三六〇号）（第一〇四三七〇号）（第一〇四三八〇号）（第一〇四三九〇号）（第一〇四四〇〇号）（第一〇四四一〇号）（第一〇四四二〇号）
- 一、はり、きゅう治療の患者救済に関する請願（第一〇四四三三号）
- 一、医療保険抜本改悪反対に関する請願（第一〇四六七〇号）（第一〇四六八〇号）（第一〇四六九〇号）
- 一、医療保険の大改悪反対に関する請願（第一〇四七〇〇号）（第一〇四七一〇号）（第一〇四七二〇号）（第一〇四七三〇号）（第一〇四七四〇号）（第一〇四七五〇号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第一〇四七六〇号）（第一〇四七七〇号）（第一〇四七八〇号）（第一〇四七九〇号）（第一〇四八〇〇号）（第一〇四八一〇号）（第一〇四八二〇号）（第一〇四八三〇号）（第一〇四八四〇号）（第一〇四八五〇号）（第一〇四八六〇号）（第一〇四八七〇号）（第一〇四八八〇号）（第一〇四八九〇号）（第一〇四九〇〇号）（第一〇四九一〇号）（第一〇四九二〇号）（第一〇四九三〇号）（第一〇四九四〇号）（第一〇四九五〇号）（第一〇四九六〇号）（第一〇四九七〇号）（第一〇四九八〇号）（第一〇四九九〇号）（第一〇五〇〇〇号）（第一〇五〇一〇号）（第一〇五〇二〇号）（第一〇五〇三〇号）

- 一、医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願（第一〇四二九〇号）（第一〇四三〇〇号）（第一〇四三一〇号）（第一〇四三二〇号）（第一〇四三三〇号）（第一〇四三四〇号）（第一〇四三五〇号）（第一〇四三六〇号）（第一〇四三七〇号）（第一〇四三八〇号）（第一〇四三九〇号）（第一〇四四〇〇号）（第一〇四四一〇号）（第一〇四四二〇号）
- 一、はり、きゅう治療の患者救済に関する請願（第一〇四四三三号）
- 一、医療保険抜本改悪反対に関する請願（第一〇四六七〇号）（第一〇四六八〇号）（第一〇四六九〇号）
- 一、医療保険の大改悪反対に関する請願（第一〇四七〇〇号）（第一〇四七一〇号）（第一〇四七二〇号）（第一〇四七三〇号）（第一〇四七四〇号）（第一〇四七五〇号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第一〇四七六〇号）（第一〇四七七〇号）（第一〇四七八〇号）（第一〇四七九〇号）（第一〇四八〇〇号）（第一〇四八一〇号）（第一〇四八二〇号）（第一〇四八三〇号）（第一〇四八四〇号）（第一〇四八五〇号）（第一〇四八六〇号）（第一〇四八七〇号）（第一〇四八八〇号）（第一〇四八九〇号）（第一〇四九〇〇号）（第一〇四九一〇号）（第一〇四九二〇号）（第一〇四九三〇号）（第一〇四九四〇号）（第一〇四九五〇号）（第一〇四九六〇号）（第一〇四九七〇号）（第一〇四九八〇号）（第一〇四九九〇号）（第一〇五〇〇〇号）（第一〇五〇一〇号）（第一〇五〇二〇号）（第一〇五〇三〇号）

- 一、医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願（第一〇五〇四〇号）
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第一〇五〇五〇号）（第一〇五〇六〇号）（第一〇五〇七〇号）（第一〇五〇八〇号）（第一〇五〇九〇号）
- 一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願（第一〇五一一〇号）（第一〇五一二〇号）（第一〇五一三〇号）（第一〇五一四〇号）
- 一、医療保険制度の改悪反対に関する請願（第一〇五一五〇号）
- 一、小規模障害者作業所の助成に関する請願（第一〇五一六〇号）（第一〇五一七〇号）
- 一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願（第一〇五一八〇号）
- 一、労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第一〇五一九〇号）
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第一〇五二〇〇号）（第一〇五二一〇号）
- 一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に関する請願（第一〇五二二〇号）
- 一、労基法改悪反対、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第一〇五二三〇号）
- 一、健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願（第一〇五二四〇号）
- 一、医療保険、年金制度の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願（第一〇五二五〇号）
- 一、心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願（第一〇五二六〇号）（第一〇五二七〇号）
- 一、健康保険制度の改善に関する請願（第一〇五二八〇号）（第一〇五二九〇号）

- 一、医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願（第一〇五〇四〇号）
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第一〇五〇五〇号）（第一〇五〇六〇号）（第一〇五〇七〇号）（第一〇五〇八〇号）（第一〇五〇九〇号）
- 一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願（第一〇五一一〇号）（第一〇五一二〇号）（第一〇五一三〇号）（第一〇五一四〇号）
- 一、医療保険制度の改悪反対に関する請願（第一〇五一五〇号）
- 一、小規模障害者作業所の助成に関する請願（第一〇五一六〇号）（第一〇五一七〇号）
- 一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願（第一〇五一八〇号）
- 一、労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第一〇五一九〇号）
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第一〇五二〇〇号）（第一〇五二一〇号）
- 一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に関する請願（第一〇五二二〇号）
- 一、労基法改悪反対、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第一〇五二三〇号）
- 一、健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願（第一〇五二四〇号）
- 一、医療保険、年金制度の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願（第一〇五二五〇号）
- 一、心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願（第一〇五二六〇号）（第一〇五二七〇号）
- 一、健康保険制度の改善に関する請願（第一〇五二八〇号）（第一〇五二九〇号）

一、雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願(第一〇五三〇号)(第一〇五三一号) 一、医療保険法改正反対に関する請願(第一〇五四五号) 一、医療保険の大改悪反対に関する請願(第一〇五四六号)(第一〇五四七号)(第一〇五四八号) 一、医療保険制度の改善に関する請願(第一〇五四九号)(第一〇五五〇号)(第一〇五五一号)(第一〇五五二号) 一、医療・年金の法改正反対等に関する請願(第一〇五五三号) 一、労働基準法改正反対・男女雇用平等法の制定等に関する請願(第一〇五五四号) 一、医療保険、年金制度の法改正反対に関する請願(第一〇五五五号)(第一〇五五六号) 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第一〇五五七号)(第一〇五五八号) 一、医療保険の法改正反対、その充実改善に関する請願(第一〇五五九号)(第一〇五六〇号)(第一〇五六一号)(第一〇五六二号) 一、国民医療改善に関する請願(第一〇五六三号) 一、健保・共済・国保等医療保険制度の法改正反対に関する請願(第一〇五六四号)(第一〇五六五号) 一、国民年金制度の改善に関する請願(第一〇五六六号) 一、健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願(第一〇五六七号) 一、雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願(第一〇五六八号)(第一〇五六九号) 一、医療保険改悪阻止・年金の法改正の見直し反対に関する請願(第一〇五七〇号) 一、医療保険法改正反対に関する請願(第一〇五七一〇号) 一、医療保険の大改悪反対に関する請願(第一〇五七二〇号)(第一〇五七三〇号)(第一〇五七四〇号)	号) 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第一〇五七五〇号)(第一〇五七六〇号)(第一〇五七七〇号) 一、医療保険の法改正反対、その充実改善に関する請願(第一〇五七八〇号) 一、小規模障害者作業所の助成に関する請願(第一〇五七九〇号) 一、労基法改正反対、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第一〇五八〇号) 一、雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願(第一〇五八一〇号) 一、医療保険制度の改善に関する請願(第一〇五八二〇号)(第一〇五八三〇号)(第一〇五八四〇号)(第一〇五八五〇号)(第一〇五八六〇号)(第一〇五八七〇号)(第一〇五八八〇号)(第一〇五八九〇号)(第一〇五九〇〇号)(第一〇五九一〇号)(第一〇五九二〇号)(第一〇五九三〇号)(第一〇五九四〇号)(第一〇五九五〇号)(第一〇五九六〇号)(第一〇五九七〇号)(第一〇五九八〇号)(第一〇五九九〇号)(第一〇六〇〇〇号) 一、保育所の増設等に関する請願(第一〇六〇二〇号) 一、健康保険法改正案反対に関する請願(第一〇六〇六〇号)(第一〇六〇七〇号) 一、医療保険制度の改善に関する請願(第一〇六一八〇号)(第一〇六一九〇号)(第一〇六二〇〇号)(第一〇六二一〇号)(第一〇六二二〇号)(第一〇六二三〇号)(第一〇六二四〇号)(第一〇六二五〇号)(第一〇六二六〇号)(第一〇六二七〇号)(第一〇六二八〇号) 一、雇用保険制度改善に関する請願(第一〇六二九〇号) 一、日雇健康保険制度を被用者保険として改善・確立に関する請願(第一〇六三〇〇号) 一、外国残留日本人並びに帰国者に対する特別措置援護法の制定に関する請願(第一〇六三五〇号) 一、中国残留日本人並びに帰国者に対する特別	援護措置法制定に関する請願(第一〇六三六〇号) 一、現行保育制度の堅持と充実に関する請願(第一〇六三七〇号) 一、療術の制度化促進に関する請願(第一〇六四四〇号) 一、国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請願(第一〇六四五〇号) 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一〇六四六〇号) 一、食品添加物の規制緩和反対等に関する請願(第一〇六六六〇号) 一、老人医療の無料制度復活等に関する請願(第一〇六六七〇号) 一、医療保険法改正反対に関する請願(第一〇六七八〇号) 一、医療保険の大改悪反対に関する請願(第一〇六八九〇号)(第一〇六九〇〇号) 一、医療保険制度の改善に関する請願(第一〇六七〇号)(第一〇六七一〇号)(第一〇六七二〇号)(第一〇六七三〇号)(第一〇六七四〇号)(第一〇六七五〇号)(第一〇六七六〇号)(第一〇六七七〇号)(第一〇六七八〇号) 一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第一〇六七九〇号) 一、国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請願(第一〇六八〇〇号) 一、労働基準法改正反対・男女雇用平等法の制定等に関する請願(第一〇六八一〇号) 一、医療保険、年金制度の法改正反対に関する請願(第一〇六八二〇号) 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第一〇六八三〇号)(第一〇六八四〇号)(第一〇六八五〇号)(第一〇六八六〇号)(第一〇六八七〇号) 一、医療保険の法改正反対、その充実改善に関する請願(第一〇六八八〇号) 一、医療制度の充実に関する請願(第一〇六八九〇号)	一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に関する請願(第一〇六九〇〇号)(第一〇六九一〇号) 一、健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願(第一〇六九二〇号) 一、雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願(第一〇六九三〇号) 第一〇三七三三号 昭和五十九年七月三十一日受理 医療保険の大改悪反対に関する請願 請願者 千葉県山武郡横芝町栗山新橋三、三三八ノ五原齒科医院内 原清子 外百二十一名 紹介議員 糸久八重子君 この請願の趣旨は、第七三三三号と同じである。 第一〇三七四四号 昭和五十九年七月三十一日受理 医療保険制度の改善に関する請願 請願者 千葉県松戸市高塚新田二二三ノ二ノ二ノ一〇ノ一三三 三楠正広 外四百五十四名 紹介議員 糸久八重子君 この請願の趣旨は、第七八五五号と同じである。 第一〇三七七五号 昭和五十九年七月三十一日受理 年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願 請願者 横浜市緑区寺山町五三七ノ四志賀勝美 外四百九十八名 紹介議員 糸久八重子君 この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。 第一〇三七七六号 昭和五十九年七月三十一日受理
---	---	---	---

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山口県下関市綾羅木町一ノ一〇

ノ九 永井由徳 外五十五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇三七七号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 群馬県桐生市相生町三ノ一二九ノ

二 須藤キミエ 外五十八名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇三七八号 昭和五十九年七月三十一日受

理

健康保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市東十三塚八〇 吉田

助次 外七十四名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七三九一号と同じである。

第一〇三七九号 昭和五十九年七月三十一日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 横浜市港南区上大岡東二ノ二五ノ

一五 荻原ヨネ子

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇三八〇号 昭和五十九年七月三十一日受

理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 福島県会津若松市一策町八幡字八

幡一ノ四 吉田節子 外二千九百

九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇三八一号 昭和五十九年七月三十一日受

理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 栃木県矢板市早川町一七四ノ七

宮脇聡史 外二千九百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇三八五号 昭和五十九年七月三十一日受

理

男女雇用機会均等法案に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 福岡市中央区大濠二ノ一ノ一ノ五

〇五 福田光子 外二十五名

紹介議員 中山 千夏君

雇用における男女の平等と母性の保障を確立するため、実効ある男女雇用平等法を制定するよう、次の事項について実現を図られたい。

一、募集、採用、賃金、配置、昇進、昇格、教育、訓練、(定年、退職)、福利厚生など雇用における一切の男女差別は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案における努力義務規定では、その解消は望みえないので、罰則をもつて禁止すること。

二、差別を救済する機関は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案における調停委員会では、当事者(事業主及び労働者)双方の合意がなければ調停は行えず、実質的には不可能であるので、勧告、命令を含む

救済措置がとれる、行政から独立した男女雇用平等委員会を中央、地方に設置すること。

三、女性が働き続けるうえでの男女の平等は、母性の保障がなされてこそ確立されるものであり、必要不可欠のものである。そのためには、現行の労働基準法を改悪しないで、更に母性保障の拡充を図ること。

四、男子労働者の時間外、休日、深夜労働を規制し、人間らしい労働と生活を保障する労働環境の整備を促進すること。

第一〇三八六号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療・生活保護・年金等の抜本改悪反対に関する請願

請願者 東京都町田市真光寺町一八六 刈

部裕見子 外千七百四十四名

紹介議員 青木 新次君

一、医療保険は全員十割給付を目指すこと。

1 国民健康保険税・料の引上げにつながる一律補助(現在四十パーセント)の切下げはしないこと。

2 健康保険本人十割給付切下げや患者負担を増やす制度改悪はしないこと。

3 市町村が行う国民健康保険や老人医療の上積み(独自)給付は認めること。

二、生活できる年金・生活保護・雇用保険にすること。

1 年金額の引下げ、通算年金の廃止、保険料値上げなど改悪はしないこと。

2 生活保護の基準引上げを抑える改定方式の改悪はしないこと。

3 雇用保険の失業給付日数と額を削るなどの改悪はしないこと。

三、児童・障害者・老人福祉の改善を図ること。

1 児童扶養手当の支給期限を短くしたり、受けにくくする改悪はしないこと。

2 障害者の範囲から難病などをはずし、施設

利用料を有料にする改悪はしないこと。

3 老人医療費の無料制度を復活すること。

第一〇四〇一号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区新町一三ノ三 柿

本登 外一万六千二百七十七名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一二四五号と同じである。

第一〇四〇二号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区栗田谷二六 神子

二郎 外一万六千二百七十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一二四五号と同じである。

第一〇四〇三号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区大口仲町一八六

渡辺次郎 外一万六千二百七十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一二四五号と同じである。

第一〇四〇四号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区入江二ノ一六ノ二

九 狭山茂治 外一万六千四百三十八名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一二四五号と同じである。

第一〇四〇五号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区大口通一四〇ノ六
内田芳正 外一万六千二百七十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二二四五号と同じである。

第二〇四〇六号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区齊藤分町一三九ノ八
東山十二 外一万六千二百七十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二二四五号と同じである。

第二〇四〇七号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区三ツ沢中町二七ノ三三
嶋田かづ子 外一万六千二百七十四名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二二四五号と同じである。

第二〇四〇八号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区二ツ谷町一〇ノ一
竹部馨 外一万六千二百七十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二二四五号と同じである。

第二〇四〇九号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区大口仲町一二九
伊藤一雄 外一万六千二百七十四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二二四五号と同じである。

第二〇四一〇号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市天神町三ノ一六ノ一〇
杉本克彦 外一万六千二百七十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二二四五号と同じである。

第二〇四一一号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区齊藤分町一三二
村松加陽子 外一万六千二百七十四名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第二二四五号と同じである。

第二〇四一二号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区三ツ沢中町三ノ七
柏木兼吉 外一万六千二百七十四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二二四五号と同じである。

第二〇四一三号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区神大寺町五〇二
中居祥吉 外一万六千二百七十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二二四五号と同じである。

第二〇四一四号 昭和五十九年七月三十一日受

理

医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市大庭六、二三二ノ二
八木沢千秋 外一万六千二百七十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二四五号と同じである。

第二〇四一五号 昭和五十九年七月三十一日受

理

労働基準法改悪反対、男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 広島県呉市内神町一ノ一五 望月
明 外九千四十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四一六号 昭和五十九年七月三十一日受

理

労働基準法改悪反対、男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 徳島県阿波郡阿波町西ノ岡二六三
藤川武子 外九千三十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四一七号 昭和五十九年七月三十一日受

理

労働基準法改悪反対、男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 徳島県板野郡土成町高尾 稲井マ
サ子 外九千三十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四一八号 昭和五十九年七月三十一日受

理

労働基準法改悪反対、男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 広島県呉市青山町三ノ一 中山典
子 外九千四百四十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四一九号 昭和五十九年七月三十一日受

理

労働基準法改悪反対、男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 広島県呉市西川原石町六ノ二八
宮本昌美 外九千三十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四二〇号 昭和五十九年七月三十一日受

理

労働基準法改悪反対、男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 広島県呉市青山町三ノ一 高野弘
志 外九千三十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四二二号 昭和五十九年七月三十一日受

理

労働基準法改悪反対、男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 広島県呉市宮原三ノ三ノ二七 南
雲順子 外九千三十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四二二号 昭和五十九年七月三十一日受

理

労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 広島県市中通一ノ四ノ二三 藤田ますみ 外九千三十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四二三号 昭和五十九年七月三十一日受理

労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 広島県市広町石内六、五一九 藤川美和子 外九千三十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四二四号 昭和五十九年七月三十一日受理

労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 宮城県亘理郡山元町高瀬合戦原一四九ノ二 今野芳子 外九千三十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四二五号 昭和五十九年七月三十一日受理

労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 広島県市青山町三ノ一 浜中早美 外九千三十九名

紹介議員 宮本 願治君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四二六号 昭和五十九年七月三十一日受理

労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定等に関する請願

関する請願

請願者 広島県市青山町三ノ一 国立興病院内 井田真寿美 外九千三十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四二七号 昭和五十九年七月三十一日受理

労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 広島県佐伯郡五日市町高井三ノ三 岡本武正 外九千三十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四二八号 昭和五十九年七月三十一日受理

労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 広島県市青山町三ノ一 灰谷真由美 外九千三十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四二九号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険、年金制度の技術改悪反対に関する請願

請願者 山梨県東八代郡境川村小黒坂一一二 宮川芳春 外三千二百三十七名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二〇四三〇号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険、年金制度の技術改悪反対に関する請願

川口豊 外三千二百二十七名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二〇四三一号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険、年金制度の技術改悪反対に関する請願

請願者 山梨県甲府市塚原町七二四 岡徳平 外三千二百二十七名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二〇四三二号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険、年金制度の技術改悪反対に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡竜王町西八幡四〇一ノ四 依田貴子 外三千二百二十七名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二〇四三三号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険、年金制度の技術改悪反対に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡飯沢町七、一四五 望月菊太郎 外三千二百二十七名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二〇四三四号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険、年金制度の技術改悪反対に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡敷島町天狗沢三四ノ一 清水満三 外三千二百二十七名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二〇四三五号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険、年金制度の技術改悪反対に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡敷島町牛句二、四五〇ノ二 浅川大 外三千二百二十七名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二〇四三六号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険、年金制度の技術改悪反対に関する請願

請願者 山梨県塩山市下塩後三二六 広瀬公誠 外三千二百二十七名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二〇四三七号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険、年金制度の技術改悪反対に関する請願

請願者 山梨県甲府市緑が丘二ノ一ノ二 窪田全子 外三千二百二十七名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二〇四三八号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険、年金制度の技術改悪反対に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡竜王町西八幡四〇六ノ六 内藤恵雄 外三千二百二十七名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡竜王町玉川三三四四
樋口昌信 外三千二百二十七名
紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一〇四四〇号 昭和五十九年七月三十一日受
理
医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居
保坂一衛 外三千二百二十七名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一〇四四一号 昭和五十九年七月三十一日受
理
医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町三、六一四
加藤高広 外三千二百二十七名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一〇四四二号 昭和五十九年七月三十一日受
理
医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡桶形町小笠原五六
一ノ三 深沢長良 外三千二百二十七名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一〇四四三号 昭和五十九年七月三十一日受
理
医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 東京都清瀬市竹丘一ノ一五ノ一〇
ノ三〇一 堀文三郎 外九百八十八名
紹介議員 石本 茂君

健康保険適用のみに閉ざされ、経済的、精神的打撃の大きいはり、きゆう治療の患者を救済するため、次の事項について実現を図りたい。
一、西洋医師の同意条件を緩和すること。
二、予防医学的目的による保健施設方式のはり、きゆう治療の実施は、患者救済の一端として期待されているが、当局の通達指導にかかわらず、各自自治体の任意事項とされ、自治体の財政事情によつて停滞している状況であるので、保健施設方式による施設を推進するため、当局において積極的な強制方針を確立し、財政的援助をすること。

一、はり、きゆう治療の健康保険適用に対する西洋医師の同意条件を、現行の柔道整復治療に緩和すること。
二、治療病種の現在の指定枠は狭すぎ、指定以外の病種についても有効であるので、指定枠を拡大し、治療師と患者の信頼関係に任せること。

一、はり、きゆう治療の健康保険適用に対する西洋医師の同意条件を、現行の柔道整復治療に緩和すること。
二、治療病種の現在の指定枠は狭すぎ、指定以外の病種についても有効であるので、指定枠を拡大し、治療師と患者の信頼関係に任せること。

一、はり、きゆう治療の健康保険適用に対する西洋医師の同意条件を、現行の柔道整復治療に緩和すること。
二、治療病種の現在の指定枠は狭すぎ、指定以外の病種についても有効であるので、指定枠を拡大し、治療師と患者の信頼関係に任せること。

はり、きゆう治療は長年の伝統と学理を有する東洋の医療で、ある種の疾患に対して著しい治療効果があり、身近で簡便な療法として広く国民に利用され、患者数は年間延五千万人（推定）に及んでいる。また、最近諸外国でも、はり、きゆうの治療効果が熱心にとり入れられているといわれる。しかるに、西洋医療一辺倒の当局は、はり、きゆう治療を正規の医療として認めず、治療に対する

健康保険の適用についても西洋医師の同意を条件に補助医療として認めているが、同意書に対して種々の制限があり、医師側が発行を渋る傾向があるので、健康保険の適用は事実上閉ざされているに等しく、業種別健康保険適用の比較は西洋医療の百パーセントに対し、はり、きゆう治療は〇・一パーセント（推定）という状況である。現在、はり、きゆう患者の大半は仕事や生活上の必須の治療でさえ治療費の全額自己負担を余儀なくされているが、これは、国民皆保険制度に対する冒とくであり、保険料を納入している正規の被保険者である患者に対する裏切りである。更に、同種の医療類似行為である柔道整復治療に対しては健康保険適用の優遇措置があり、労災、組合健康保険等に対する優遇契約等の不統一がみられ、また、治療師や患者の間にも医師の同意書の入手、あつ旋をめぐつて不純な手段にでる者があり、このような状況はまさに強い者勝ちで、非力で正直な患者の経済的、精神的打撃は大きく、このような不満は国家正義の崩壊につながる問題である。現在、はり、きゆう患者の納入する健康保険料は年間一兆円以上と推定されるのに対し、治療の健康保険適用額はごくわずかである。西洋医療本位に制定された現在の健康保険法に、異質のはり、きゆう等東洋医療を適用するという不合理性から種々の矛盾や差別をまねき、患者側に不当な侵害を及ぼしている。はり、きゆう患者を救済するため、現行の健康保険法適用をはなれて、第二種で東洋医療むきの簡便な保険制度を実施すべきである。

第一〇四六七号 昭和五十九年七月三十一日受
理
医療保険抜本改悪反対に関する請願
請願者 川崎市中原区木月一、三六二久
保三郎 外二千五百五十三名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一〇四六八号 昭和五十九年七月三十一日受
理
医療保険抜本改悪反対に関する請願
請願者 長野県南安曇郡穂高町柏原二、八七〇ノ七 千野耕一 外三千四百六十五名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一〇四六九号 昭和五十九年七月三十一日受
理
医療保険抜本改悪反対に関する請願
請願者 埼玉県岩槻市鉤上新田六七三ノ二
伊藤新太郎 外九百九十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一〇四七〇号 昭和五十九年七月三十一日受
理
医療保険の大改悪反対に関する請願
請願者 新潟県新津市善導町一ノ六ノ四七
花沢栄一 外四百二十八名
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一〇四七一号 昭和五十九年七月三十一日受
理
医療保険の大改悪反対に関する請願
請願者 茨城県水戸市城東四ノ五ノ四 杉山昌三 外三百九十九名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一〇四七二号 昭和五十九年七月三十一日受
理
医療保険の大改悪反対に関する請願
請願者 川崎市幸区南幸町二ノ四 河野和夫 外六千二百六十六名

第一〇四七三号 昭和五十九年七月三十一日受
理
医療保険の大改悪反対に関する請願
請願者 東京都清瀬市竹丘一ノ一五ノ一〇
ノ三〇一 堀文三郎 外九百八十八名
紹介議員 石本 茂君

第一〇四七四号 昭和五十九年七月三十一日受
理
医療保険の大改悪反対に関する請願
請願者 東京都清瀬市竹丘一ノ一五ノ一〇
ノ三〇一 堀文三郎 外九百八十八名
紹介議員 石本 茂君

第一〇四七五号 昭和五十九年七月三十一日受
理
医療保険の大改悪反対に関する請願
請願者 東京都清瀬市竹丘一ノ一五ノ一〇
ノ三〇一 堀文三郎 外九百八十八名
紹介議員 石本 茂君

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一〇四七三号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険の大改悪反対に関する請願

請願者 長野県松本市高宮木ノ下三七〇ノ
一 内山博政 外六十一名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一〇四七四号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険の大改悪反対に関する請願

請願者 東京都杉並区高井戸西一ノ三三ノ
一五 鈴木文子 外五十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一〇四七五号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険の大改悪反対に関する請願

請願者 山梨県甲府市宮前町四ノ八 数野
英二 外六十九名
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一〇四七六号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都福生市熊川五三一 岩本寅
次 外一名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四七七号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願

第七部 社会労働委員会会議録第二十一号 昭和五十九年八月七日【参議院】

請願者 東京都東村山市青葉町二ノ二九ノ
一七 池田輝夫 外十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四七八号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎
二、九九九ノ七 池田孝子
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四七九号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都小平市小川東町二、六二〇
ノ三ノ二ノ八一〇 石黒亨 外百
八十名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四八〇号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都中野区弥生町四ノ一六ノ一
吉川正 外二名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四八一号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都豊島区千早町三ノ三七 広
田泰行 外百五十四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四八二号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都北区上中里二ノ三六ノ九
南政義 外九十名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四八三号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区粕谷一ノ五ノ九
佐山テル子
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四八四号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都府中市晴見町二ノ一八 八
ツ田ナナ穂 外一名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四八五号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 横浜市中区本村町五三ノ六 斉藤
栄 外五十一名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四八六号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都三鷹市井口二九二井口莊三
狩野純志 外一名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四八七号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都板橋区中台三ノ一 原虎雄
外一名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四八八号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都新宿区歌舞伎町二ノ一四ノ
一二 斉藤正代
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四八九号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都台東区東上野四ノ一三ノ五
遠藤百栄
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四九〇号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都保谷市東町四ノ一ノ一七
狩野とみ子 外一名
紹介議員 飯田 忠雄君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四九一号 昭和五十九年七月三十一日受
理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪二ノ二三ノ一四

柏倉正

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四九二号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都江戸川区新堀二ノ一五ノ一

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四九三号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都保谷市中町二ノ七ノ七小

池ミエ子 外六名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四九四号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久一ノ二二ノ一

二 本多アサエ

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四九五号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都練馬区田柄二ノ五ノ二六

青村雪夫 外五十名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四九六号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(七通)

請願者 東京都品川区南大井五ノ九ノ九

野村龍一 外三十六名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四九七号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都中央区勝どき一ノ三ノ三ノ

二二二 門馬さた子

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四九八号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都日野市栄町三ノ六ノ一九

野村きみ子

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇四九九号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都中野区南台一ノ七ノ一八

大竹文子 外一名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五〇〇号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区粕谷一ノ五ノ九

佐山真一 外三百三十名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五〇一号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都練馬区上石神井一ノ六ノ一

〇 串田佐好

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五〇二号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都品川区西大井二ノ一四ノ二

〇 小林五郎 外二十五名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五〇三号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都豊島区南長崎六ノ三三ノ七

武田律子 外一名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五〇四号 昭和五十九年七月三十一日受理

医療保険、年金制度の技術改悪反対に関する請願

請願者 群馬県渋川市石原七七三 小林寿

夫 外二百五十九名

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第一〇五〇五号 昭和五十九年七月三十一日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(五通)

請願者 静岡県浜松市和合町二二〇ノ七四

五 松田尚文 外四百八十七名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇五〇六号 昭和五十九年七月三十一日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(二通)

請願者 東京都板橋区成増二ノ九ノ五ノ

一、一〇三 末広義文 外八十一

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇五〇七号 昭和五十九年七月三十一日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 埼玉県蓮田市東三ノ二ノ一〇 吉

野発 外二百八名

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇五〇八号 昭和五十九年七月三十一日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊北町神田上五、八

六四 藤野清隆 外百六十七名

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇五〇九号 昭和五十九年七月三十一日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(二通)

請願者 埼玉県鴻巣市加美二ノ六ノ四三

板橋正彦 外二百七名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇五一〇号 昭和五十九年七月三十一日受

理
医療保険の抜本改善に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都渋谷区元代々木町九ノ八

石田昭訓 外三万九千九百名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇五一一号 昭和五十九年七月三十一日受

理
医療保険の抜本改善に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区千住曙町六ノ六ノ六

一 古宇田亨 外四千四百名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇五二二号 昭和五十九年七月三十一日受

理
医療保険の抜本改善に反対し、その充実改善に関する請願(二通)

請願者 群馬県桐生市相生町一ノ四八二ノ

五 法橋俊夫 外千六百八十名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇五二三号 昭和五十九年七月三十一日受

理
医療保険の抜本改善に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 福島市蓬萊町五五ノ八 佐藤節子

外七百五十六名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇五一四号 昭和五十九年七月三十一日受

理
医療保険の抜本改善に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区柳原一ノ二二ノ六

長谷川キヨノ 外百五十四名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇五一五号 昭和五十九年七月三十一日受

理
医療保険制度の改善反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市鹿手袋一〇八埼玉土

建一般労働組合内 坂巻沢次郎

外六十六名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三六八六号と同じである。

第一〇五二六号 昭和五十九年七月三十一日受

理
小規模障害者作業所の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 町田三郎 外七千名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第四五四八号と同じである。

第一〇五一七号 昭和五十九年七月三十一日受

理
小規模障害者作業所の助成に関する請願

請願者 埼玉県入間市小谷田一、三九〇池

ノ下二ノ四〇三 伊藤安男 外二

万千八百九十一名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第四五四八号と同じである。

第一〇五一八号 昭和五十九年七月三十一日受

理
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の

確保を促進するための労働関係法律案並びに同

法案による労働基準法の一部改正案反対に関する

請願

請願者 横浜市緑区川和町一三四ノ一 桜

井フミ 外百四十九名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第六八三八号と同じである。

第一〇五一九号 昭和五十九年七月三十一日受

理
労働基準法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(一通)

請願者 福島県会津若松市幕内東町八ノ六

本間陽子 外七千五百七十六名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇五二〇号 昭和五十九年七月三十一日受

理
労働基準法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 福井県敦賀市中央町二ノ五ノ一四

沢田成 外二千六百五十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第一〇五二二号 昭和五十九年七月三十一日受

理
労働基準法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 茨城県北茨城市市郷町足洗六七二

篠原裕子 外四百九十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第一〇五二三号 昭和五十九年七月三十一日受

理
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の

確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 東京都新宿区荒木町二三 中込さ

ち子

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇五二三号 昭和五十九年七月三十一日受

理
労働基準法改正反対、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市南宮町一五ノ一五

福富徳 外千四百六十七名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第九〇一三三号と同じである。

第一〇五二四号 昭和五十九年七月三十一日受

理
健康保険制度の改善反対、老人医療費無料制度復活に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市大庄中通四ノ一七

長田義久 外二千六百九十九名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第九一四四号と同じである。

第一〇五二五号 昭和五十九年七月三十一日受

理
医療保険、年金制度の抜本改善に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 京都市右京区西院下花田町二一ノ

三 全京都建築労働組合内 浅田源

三郎 外六千八百七十七名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第九一七七号と同じである。

第一〇五二六号 昭和五十九年七月三十一日受

理
心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願

請願者 埼玉県大宮市浅間町二ノ一八八

三瓶芳美 外千五百二十六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九二五七号と同じである。

第一〇五二七号 昭和五十九年七月三十一日受理

理

心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願

請願者 埼玉県浦和市別所一ノ一六〇一

稲田浩 外八百八十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九二五七号と同じである。

第一〇五二八号 昭和五十九年七月三十一日受理

理

健康保険制度の改善に関する請願

請願者 長野県松本市鎌田四、九八五ノ五

赤羽伸弘 外二万三千五百十名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第九四二〇号と同じである。

第一〇五二九号 昭和五十九年七月三十一日受理

理

健康保険制度の改善に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡明科町中川手三、

八三八ノ六二 赤羽栄一郎 外三

千二百七十六名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九四二〇号と同じである。

第一〇五三〇号 昭和五十九年七月三十一日受理

理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 大分市横尾三、八〇四ノ一 左奈

田秀武 外二千十五名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇五三二号 昭和五十九年七月三十一日受理

理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 北九州市小倉南区徳力六〇徳力公

団一三三ノ四〇一 安武一美 外

二千七百六十五名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇五四五号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険技術改善反対に関する請願

請願者 福島市大笹生東荒八 穴戸志郎

外五万九百一十一名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一〇五四六号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険の大改悪反対に関する請願

請願者 茨城県竜ヶ崎市中徳町五、三五三

ノ一 石川清一 外三百七十五名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第一〇五四七号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険の大改悪反対に関する請願(二通)

請願者 和歌山県海南市船尾一九六 笠松

茂 外七千二百七十名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第一〇五四八号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険の大改悪反対に関する請願

請願者 愛知県稲沢市稲沢町伝馬一六ノ二

田中皓 外三千六百二十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第一〇五四九号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(一通)

請願者 東京都北区志茂四ノ二三ノ一 篠

田美江子 外百六十名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五五〇号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(十三通)

請願者 東京都世田谷区奥沢一ノ一〇ノ二

六 江方正子 外五十名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五五一号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都新宿区西五軒町三四 小井

詰知子

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五五二号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都目黒区碑文谷一ノ一七ノ八

近藤住子 外二名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五五三号 昭和五十九年八月一日受理

医療・年金の抜本改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県宮古市山口四ノ三ノ二七

嶋田満弘 外五百五十五名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第一〇五五四号 昭和五十九年八月一日受理

労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定等に関する請願

請願者 愛知県豊明市新栄町七ノ四六二

藤澤真砂子 外三百四十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一九九二号と同じである。

第一〇五五五号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願(二通)

請願者 東京都板橋区富士見町二〇 金井

寿江 外三百三十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第一〇五五六号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 東京都目黒区三田二ノ七ノ四 渡

部七郎 外二万四千八百八十一名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第一〇五五七号 昭和五十九年八月一日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 千葉県市川市稲荷木一ノ二七ノ四

岡田徹 外五十五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇五五八号 昭和五十九年八月一日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都墨田区墨田五ノ三九ノ五

宮内莊平 外三百十二名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇五五九号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願(二通)

請願者 東京都豊島区南長崎五ノ二七ノ五
藤井義忠 外八百二十七名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇五六〇号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都日野市多摩平二ノ五ノ三豊
田パールハイツ四〇二六鹿紀美
子 外九百九十八名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇五六一号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都日野市多摩平六ノ一ノ一
小島操 外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇五六二号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区南花畑一ノ一五ノ一
七 矢部隆夫 外八百二十名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇五六三号 昭和五十九年八月一日受理
国民医療改善に関する請願

請願者 東京都日野市新井八四二ノ二ノ四
〇八 室井正 外百十九名

第七部

社会労働委員会会議録第二十一号 昭和五十九年八月七日【参議院】

この請願の趣旨は、第七八二四号と同じである。

第一〇五六四号 昭和五十九年八月一日受理
健保・共済・国保等医療保険制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 東京都立川市幸町三ノ二八ノ二五
小林玉代 外三百八十一名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七八二五号と同じである。

第一〇五六五号 昭和五十九年八月一日受理
健保・共済・国保等医療保険制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 山梨県甲府市下河原三ノ四六ノ五
〇三 矢島百合香 外十五万八十一名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第七八二五号と同じである。

第一〇五六六号 昭和五十九年八月一日受理
国民年金制度の改善に関する請願

請願者 広島県呉市中央六ノ三ノ七 岩井
泉 外二千四百九十五名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第八六六一号と同じである。

第一〇五六七号 昭和五十九年八月一日受理
健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願

請願者 大阪府西淀川区野里一ノ七ノ一五
辻内科・胃腸科内 辻勝弘 外
三千五百九十四名

紹介議員 中村 鋭一君
この請願の趣旨は、第九一一四号と同じである。

第一〇五六八号 昭和五十九年八月一日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市御幸東町三ノ一四
松風寮 坂本治路 外二千九百九十九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇五六九号 昭和五十九年八月一日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市祝森甲一、八五七
岡田由美子 外二千六百四十八名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇五七〇号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険改悪阻止・年金の抜本的見直し反対に関する請願

請願者 神奈川県大和市中央二ノ七ノ七
田中忠保 外十三名

紹介議員 服部 信吾君
国民が安心して医療を受けられ、老後を送れるような制度の充実のため、次の事項について実現を図りたい。

一、政府管掌健康保険及び組合管掌健康保険、共済組合など被用者保険の本人十割給付の引下げをやめ、予防、保健給付等の充実改善を図ること。
二、国民健康保険医療費の国庫補助を削減しないこと。
三、退職者医療制度新設における国庫補助の削減をしないこと。
四、障害基礎年金の受給資格並びに年金額について大幅な改善を図ること。
五、給付・保険料・支給開始年齢など年金制度の見直しをしないこと。

第一〇五七一号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険抜本改悪反対に関する請願

請願者 横浜市旭区左近山一六ノ四ノ一ノ
二三ノ五一〇 杉村明美 外五百四十名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一〇五七二号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険の大改悪反対に関する請願

請願者 千葉市六川二ノ九ノ一二 富沢和子 外九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第七三二一号と同じである。

第一〇五七三号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険の大改悪反対に関する請願(二通)

請願者 東京都小金井市東町二ノ二〇ノ一
九 菊池雅子 外二百八十六名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七三二一号と同じである。

第一〇五七四号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険の大改悪反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木二ノ五ノ五
桐島正義 外四千四百六十五名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第七三二一号と同じである。

第一〇五七五号 昭和五十九年八月一日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 千葉県浦安市富岡三ノ三ノBノ
一、二二一 道場一男 外百四十八名

年金・医療・雇用保険の改善反対、充実改善に関する請願

請願者 埼玉県羽生市今泉七七一 出井勘

一 外四百十五名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇五七七号 昭和五十九年八月一日受理

年金・医療・雇用保険の改善反対、充実改善に関する請願

請願者 埼玉県大宮市土屋四三六ノ七〇

石井進 外千四百六十六名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇五七八号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険の技術改善に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 埼玉県狭山市北入會九三三ノ二六

米山隆年 外四十名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇五七九号 昭和五十九年八月一日受理

小規模障害者作業所の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 野口スエ 外六千名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第四五四八号と同じである。

第一〇五八〇号 昭和五十九年八月一日受理

労基法改善反対、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(八通)

請願者 千葉県鴨川市釜沼九八八 高梨由

美子 外四千七百九十三名

紹介議員 服部 信吾君

この請願の趣旨は、第九〇一三号と同じである。

第一〇五八一号 昭和五十九年八月一日受理

雇用における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 兵庫県西宮市戸田町六ノ一一 島

田幸司 外二千六百七十七名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇五八二号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 大阪府西淀川区御幣島四ノ一六ノ

二三 松坂辰明 外一名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五八三号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都清瀬市野塩二ノ三八七 川

崎義博 外二百三十六名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五八四号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都日野市川辺堀之内一八六

菱沼良枝 外二名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五八五号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都江東区東陽一ノ九ノ四 富

樫敏子 外一名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五八六号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都小平市上水本町一、四四五

紹介議員 岡村武彦

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五八七号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都北区王子五ノ一三ノ五 菊

地弘 外五十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五八八号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 徳島市名東町二ノ一六二ノ三 耳

川文夫 外十二名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五八九号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都立川市砂川町八ノ五七ノ八

ノ一〇一 岡本友子 外五百九十

八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五九〇号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都新宿区中落合二ノ一六ノ一

二 古性善隆

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五九一号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都狛江市西野川三ノ一〇ノ一

富永洋司 外三万九千四百二十

七名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五九二号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都江東区亀戸四ノ四一ノ三

金井金也

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである

第一〇五九三号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都北区上中里二ノ六ノ三 大

蔵昭和

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五九四号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久五ノ二九ノ八

大泉清

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五九五号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都日野市豊田三ノ四一ノ一五

横尾清 外三百二十一名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五九六号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 神奈川県津久井郡城山町小倉一五

二 安西眞作 外七十一名

紹介議員 服部 信吾君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五九七号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(三通)

請願者 大阪市天王寺区勝山二ノ五ノ七

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五九八号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 大阪市浪速区敷津西二ノ七ノ一七

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇五九九号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(一通)

請願者 東京都稲城市大九ノ三六四 島

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六〇〇号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都狛江市西和泉一ノ二ノ三〇

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六〇二号 昭和五十九年八月一日受理

保育所の増設等に関する請願

請願者 東京都国立市富士見台団地二ノ二

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

一、保育所の新・増設、特例保育・産休明け保育を充実し、保育定数を増やすこと。

二、保育養成所費を増額し、国庫補助施設の枠を広げること。

第一〇六一六号 昭和五十九年八月一日受理

健康保険法改正案反対に関する請願

請願者 東京都板橋区生田五八ノ三 木村

紹介議員 山中 郁子君

現在、国会で審議がすすめられている健康保険法の一部を改正する法律案は、医療に対する国の責任を放棄し、患者・国民の負担を増大させるばかりでなく、日本の社会保障制度を根幹から変質させるものである。ついで、反国民的な健康保険法の一部を改正する法律案を廃案にしたい。

第一〇六一七号 昭和五十九年八月一日受理

健康保険法改正案反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市別所三ノ三四ノ一三

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一〇六一六号と同じである。

第一〇六一八号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都足立区平野一ノ二五ノ七

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六一九号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(三通)

請願者 埼玉県狭山市水野四七ノ四〇

紹介議員 河井清子 外百四十一名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六二〇号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都板橋区弥生町七四ノ六 清

紹介議員 水カヨ 外八名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六二二号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(一通)

請願者 東京都杉並区高円寺南一ノ一ノ七

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六二三号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都国立市東四ノ八ノ六 三原

紹介議員 田功 外二名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六二四号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(三通)

請願者 東京都品川区大崎一ノ二四ノ六

紹介議員 藤島山美子 外二名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六二五号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都八王子市市安町一ノ二二ノ

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六二六号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都墨田区太平三ノ三ノ四ノ五

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六二七号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都西多摩郡奥多摩町米川一九

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六二八号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(一通)

請願者 東京都目黒区碑文谷一ノ一九ノ二

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六二九号 昭和五十九年八月一日受理

雇用保険制度改善に関する請願

請願者 北海道室蘭市高砂町二ノ一八ノ三

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

一、短期雇用特別一時金の削減は行わず、九十日支給を復活すること。

二、三つの季節労働者給付金制度の充実・改善を図ること。

八 萩沢みちあ 外三十一名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六三〇号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都墨田区太平三ノ三ノ四ノ五

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六三七号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都西多摩郡奥多摩町米川一九

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六三八号 昭和五十九年八月一日受理

医療保険制度の改善に関する請願(一通)

請願者 東京都目黒区碑文谷一ノ一九ノ二

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六三九号 昭和五十九年八月一日受理

雇用保険制度改善に関する請願

請願者 北海道室蘭市高砂町二ノ一八ノ三

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

一、短期雇用特別一時金の削減は行わず、九十日支給を復活すること。

二、三つの季節労働者給付金制度の充実・改善を図ること。

三、雇用の安定、改善、創出につながる積極的な雇用対策を実施し、失業の予防を図ること。

第一〇六三〇号 昭和五十九年八月一日受理
日雇健康保険制度を被用者保険として改善・確立に関する請願
請願者 東京都板橋区成増五ノ一九 春日 幸子 外一万九千四百十二名

紹介議員 山中 郁子君

日雇労働者健康保険は昭和二十八年に創立されてから約三十年になるが、この制度は失業対策事業をはじめ建設、港湾、運輸、競走などの産業で働く日雇労働者の生命と健康を守るうえで大きな役割を果たしてきた。しかし、低賃金と高齢の日雇労働者を多くかかえる小集団(約二十八万人)の日雇労働者健康保険制度は、赤字を積み重ね、制度の存続も危ぶまれる事態におさまった。こうしたなか政府は、今国会に、現行の日雇労働者健康保険法を廃止し、被用者保険と結合させる、という事項を健康保険法等の一部を改正する法律案の内容の一つとして提出した。被用者保険の本人八割給付を中心とした改悪案には反対であるが、被用者保険に日雇労働者を編入する事項については一日も早く実現し、日雇労働者健康保険の安定確立を望むものである。ついては、政府が健康保険の負担を前提にする以上、政府が健康保険の給付を改善するとともに、従来を下回らない給付に改善するよう、次の事項について実現を図られたい。

- 一、健康保険本人十割給付は引き下げないこと。
- 二、傷病手当金の算定方式は日雇労働者の特殊性を認め、従来の給付水準を下回らないようにすること。
- 三、傷病手当金の支給期間は政府が健康保険にみよ一年六箇月とすること。
- 四、継続給付は日雇労働者の特殊性を認め従来どおり五年給付とすること。
- 五、保険料は急激な負担増とならないよう経過措置をとること。

六、五人未満事業所も政府が健康保険に適用拡大し、健康保険組合、国民健康保険組合の新規認可を認めること。

第一〇六三五号 昭和五十九年八月一日受理
外国残留日本人並びに帰国者に対する特別措置援護法の制定に関する請願
請願者 福島県岩瀬郡鏡石町牛地三二六 面川進平

紹介議員 鈴木 省吾君

昭和二十年八月以来、現在も中国に残留する日本人の一世は、終戦にともなう発生した事態に基づき外国官憲の命令でやむなく残された者であるが、当時幼少にして肉親に別れた者は情けある中国人に養育されたとはいえず、いまだに肉親不明者は数百名を数え、また、当時夫と共に渡満した花嫁は、夫は軍人として現地召集され、終戦とともに頼る柱を失い、やむなく中国人家庭に入り労働に服しているうち強要されて中国人の妻にされ、あるいは子どもと逃げ歩きうちに子どもを助けるため幼児を中国人に預け、みずからまた中国人の家庭人となり、終戦以来いまだに母国に帰れない婦人らで、五千人から一万人が残留しているとされる。残留孤児の肉親探しについては、日中両国政府間において本年三月口上書の取交わしにより軌道にのつたが、実際には進展していないのが現状である。しかしこの間、孤児の永住帰国、里帰り、あるいは祖国定着後の諸問題については、いまのところ民間団体の活動によるところが大きく、これら関係団体の取扱いもまちまちで横の連絡も不十分で解釈の相違もあり、政府においてこの指針となるべき援護法もない。過去の引揚者援護法とか未帰還者に関する特別措置法、引揚者給付金等支給法はあるが、現在の中国からの帰国者にはあてはめることは不適当である。現在、日本にはベトナム難民の救済の処置はあつても、同胞であり過ぐる戦争によりいまなお外地で祖国を夢見て泣く残留日本人の救済処置が正式に法律化されていない。ついでには、次の内容を含む中国残留日本人並びに帰国者に対する特別措置援護法を制定し、昭和六十年度より実施されたい。

- 一、中国内の残留日本人のみならず、ソ連、南北朝鮮、樺太にいるすべての残留日本人に適用すること。
- 二、残留日本人とは、日本で生まれた者又は両親が日本人で外国で生まれた一世に限るとすること。
- 三、残留日本人で、外国籍であつても、祖国への里帰りには少なくとも三回は旅費を支給すること。
- 四、外国にやむなく残留せざるをえない日本人一世には、生存中に年額二万円の慰問金を交付すること。
- 五、祖国に永住帰国する一世には、三十八年間苦勞した労苦に報い引揚給付金を交付すること。
- 六、帰国者の就労及び戦時死亡宣告の取消は簡単にできるようにすること。
- 七、日本人孤児とはつきりしている者で祖国に永住を希望する者は、一刻も早く帰国できるように配慮すること。
- 八、帰国した残留日本人で、既に外国籍になつてゐる者が祖国に永住希望する場合、日本戸籍は帰国後でもよいこととする。
- 九、永住引揚者の手続については、身元保証人は政府が保証し、所沢定着センター収容中に本人と相談し、別に厚生省等に登録してある身元保証人に依託すること。
- 十、民間団体の帰国者に対する宿泊、日本語教室、就職、結婚、住宅あつ旋等の事業に対し、中国帰国者援護センターが政府を代行し補助すること。
- 十一、永住引揚者家族について、一族多数の家族が訪日希望する者が多いが、なるべく二世までにとどめ、日本での肉親が死亡後、その子どもたちが、中国で親が祖国をおもひ悲しんだことを繰り返さないよう、永住帰国前に話し合つてくるよう指導すること。

- 十二、残留日本人で観光ビザで訪日する者には、目的外の就職は厳禁すること。
- 十三、各府県ごとに引揚者住宅を建設すること。
- 十四、永住帰国者に農地を特別開放してもらえるよう考慮すること。
- 十五、言葉が通じないことを理由に、就職してからの給料に差別をつけないこと。

第一〇六三六号 昭和五十九年八月一日受理
中国残留日本人並びに帰国者に対する特別措置援護法制定に関する請願
請願者 東京都新宿区四谷一ノ二二中国残留孤児問題全国協議会内 郡司彦

紹介議員 松岡満寿男君

戦後三十九年、第二次世界大戦による傷跡は深く、中国にはいまなお数千人の日本人(主に婦人)及び日本人孤児が残留し、一日も早く母国の土を踏みたい、肉親を捜してほしいと叫び続けている。残留孤児等発生の原因は戦争に起因しており、問題解決の責任は日本政府にある。政府は、この残留孤児肉親捜しを解決するため、昭和五十二年二月から、九回にわたる一般公開調査を行い、更に昭和五十六年三月から現在まで五回にわたつて集団訪日調査を行った結果、民間ボランティアによる調査とあわせて、七百四十二名の身元が判明し、三十余年ぶりで肉親と対面する様子がテレビ・新聞等で報ぜられ国民の感動をよんだ。しかし、孤児や残留婦人たちが四十年近くおもひ続けた祖国は大きく変わり、彼ら自身の中国における生活も同年齢を経過してしまつた。ようやく肉親が見つかり祖国に帰つてきても、彼らの生活は決して幸福なものとはいえない。日本語がわからず、生活習慣の違う日本で、就職も思うにまかせず、生活自立のめどがたないまま、苦悩の末に自殺や殺人事件などの悲劇が絶えないのが実情である。また、残留孤児の永住帰国、里帰り、帰国後の生活自立については、関係省庁の取扱いが

まことに、行政上多くの欠陥をはらんでいる。

残留孤児の肉親捜しについては、日中兩國政府間において、本年三月、口上書を交換し、問題解決がようやく軌道にのりつつある。このため、今後は身元が判明し、祖国永住を希望する孤児が大幅に増えることが予想される。ところが、これら帰国者の受入れ体制は不備といわざるをえない。未帰還者留守家族等援護法、引揚者給付金等支給法等の法律はあるが、時代が大きく変化した現在、中国帰国者(残留孤児)にはその効果が期待できない。インドシナ難民に対する日本政府の救援措置は、入国受入れから、定着援護、日本社会への送出しまで一貫した総合施策がとられているが、自国の、しかも戦争によつて外国に放置された婦女子、いわゆる中国残留日本人、帰国者に対する総合施策、特別な援護法は確立されていない。ついては、肉親捜し早期解決のため大量訪日調査を実施し、二、三年以内に調査を終了するとともに、次の内容を含む中国残留日本人並びに帰国者に対する特別援護措置法を一刻も早く制定し、昭和六十年代から実施されたい。

一、中国残留日本人(婦人・孤児)の発生は戦争に起因することを認識し、残留孤児等の問題解決は国の責任であつたこと。
二、援護法施行にあつては行政窓口を統一し、各省庁地方自治体を含めた連絡調整機関を設けること。
三、身元が判明しない孤児でも、本人が希望し、日本人であることが証明できれば、日本永住を認め、帰入国手続を簡素化すること。
四、孤児の中には国が定めた未帰還者に関する特別措置法によつて、戦時死亡宣告を受け、戸籍から削除されている例が多い。政府の死亡宣告による戸籍喪失であるから、生存が判明した孤児には、政府の責任で戸籍を復活するほか、戸籍復活、就籍の手続を簡素化すること。
五、中国帰国者(孤児)の日本帰国後、自立に必要な措置(日本語学校、職業訓練、生活指導)はきめ細かく特別な配慮をするほか、里親制度によ

る援助を考慮すること。

六、中国帰国者の年金について、その実効が確保されるよう措置すること。
七、中国残留日本人は、大半がみずからの意志ではなく、残留するほかに生きる道がえられず、やむなく中国人の妻等になり、あるいは養父母に救われて残留したものである。したがつて、中国にそのまま永住する場合でも、日本政府の責任で、数年に一度は国費里帰りを認めるなど、特別援助措置をとること。
八、養父母に対する感謝措置として、現在、政府が半額を養育費としてもつことになっているが、孤児発生の原因にかんがみ、全額政府の責任で負担するよう援護法によつて改めること。
また、養父母の感謝金は、これから永住帰国する者に支給する方針のことであるが、不公平であるので、日本人孤児を育てた全養父母に支給すること。
九、援護法は、中国残留日本人のみならず連、朝鮮、樺太など外国に残留するすべての日本人に適用すること。

最近の婦人就労の増加、形態の多様化や家庭、地域社会の変化等にもない、保育所の果たしている役割や重要性が国民から期待され、評価されているため、特に保育に欠ける乳幼児の福祉が今後においても損なわれるようなことがあつてはなら

ない。更に、保育ニーズにおいても多様化し、夜間保育、延長保育、乳児保育、障害児保育等に対する需要の増大、子育ての不安に対する育児相談等の要請もあり、これらに対応するためにも現行保育制度の堅持と充実強化が必要である。ついては、民間保育所の活力を保育事業に最大限に発揮させ、保育内容の充実を図り、二十一世紀を担う子どもたちの幸せを守り健全に育成するため、次の事項について実現を図られたい。

一、保育所と幼稚園の対象児を年齢で区分することなく、現行保育制度の堅持と充実を図ること。
二、乳児保育、障害児保育、夜間保育、延長保育等の保育特別対策の充実と強化を図ること。
三、民間保育事業振興の推進を図ること。
四、保育料の軽減を図ること。(第二、三半減の段階を撤廃すること)
第一〇六四四号 昭和五十九年八月一日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 愛知県小牧市小牧原新田三九五
青木貞雄
紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第一二二二号と同じである。
第一〇六四五号 昭和五十九年八月一日受理
国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請願
請願者 富山県婦良部郡中町長沢五、七六
四ノ一 向島智美子 外二百九十
九名
紹介議員 高平 公友君
この請願の趣旨は、第一六六九号と同じである。
第一〇六四六号 昭和五十九年八月一日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(二通)
請願者 茨城県稲敷郡江戸崎町沼田一、五
四六 浅野正一 外一名

この請願の趣旨は、第二八〇七号と同じである。
第一〇六六六号 昭和五十九年八月一日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願
請願者 愛知県春日井市坂下町三ノ一、二
〇一 小林金蔵 外千六百四十五
名
紹介議員 中野 明君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。
第一〇六六七号 昭和五十九年八月一日受理
老人医療の無料制度復活等に関する請願
請願者 北海道空知郡上砂川町本町四ノA
丹羽一義 外一万千八百九十二
名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。
第一〇六六八号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険法改正悪化反対に関する請願
請願者 群馬県沼田市一、八五五ノ一 真
下年男 外三百九十名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第六六六号と同じである。
第一〇六六九号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険の大改悪反対に関する請願
請願者 島根県松江市八幡町休免 橋田勤
外七千九百九十三名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。
第一〇六七〇号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険の大改悪反対に関する請願(四通)
請願者 東京都荒川区東日暮里四ノ二四ノ
二〇 福島正栄 外八百九十名
紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一〇六七一号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都立川市上砂町一ノ一三ノ一
ノ一ノ二〇ノ一 鎌田武久 外
百二十四名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六七二号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ二五ノ
二五 秋山俊宣 外二名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六七三号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都新宿区大久保二ノ八ノ九
高野賢一

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六七四号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都墨田区横川五ノ八ノ八 橋
健市 外一名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六七五号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都府中市寿町三ノ一一ノ一四
荒木一夫

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六七六号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都東久留米市八幡町三ノ一五
ノ一五 山田文子

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六七七号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都豊島区長崎四ノ三九ノ三
栗林久人 外三名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六七八号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都東村山市青葉町二ノ一八ノ
二〇 山本武 外二十九名

紹介議員 坂山 映子君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇六七九号 昭和五十九年八月一日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡香芝町 谷口義則
外九百二十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一三二六号と同じである。

第一〇六八〇号 昭和五十九年八月一日受理
国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請
願
請願者 茨城県東茨城郡美野里町羽刈北浦
二三ノ五 古川純義 外四千七
百七十二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一六六九号と同じである。

第一〇六八一号 昭和五十九年八月一日受理
労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定等に
関する請願
請願者 東京都世田谷区等々力六ノ一一ノ
一五ノ七〇三 大塚清子 外四千
六百四十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一九九二号と同じである。

第一〇六八二号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険・年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 札幌市東区北九条東一四丁目 渡
辺綾子 外八百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第一〇六八三号 昭和五十九年八月一日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対・充実改善に
関する請願
請願者 東京都調布市調布ヶ丘二ノ三ノ二
後田延子 外六十八名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇六八四号 昭和五十九年八月一日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対・充実改善に
関する請願(二通)
請願者 大分県別府市火竜町五組 遠藤啓
二 外八百六十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇六八五号 昭和五十九年八月一日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対・充実改善に
関する請願
請願者 千葉県銚子市南小川町三、一一九
遠藤憲司 外千六百十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇六八六号 昭和五十九年八月一日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対・充実改善に
関する請願
請願者 東京都江東区辰巳二ノ一ノKノ二
ノ七〇六 大塚幸四郎 外二千五
百六十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇六八七号 昭和五十九年八月一日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対・充実改善に
関する請願
請願者 福岡県三池郡高田町北新開四 中
嶋勝 外七万八千五百八十二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇六八八号 昭和五十九年八月一日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に
関する請願
請願者 東京都足立区足立二ノ四五ノ四
大山昭 外千三百十六名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇六八九号 昭和五十九年八月一日受理
医療制度の充実に関する請願
請願者 岐阜県関市迫間三、一四二 早川
弘 外千二十三名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第八六六〇号と同じである。

第一〇六九〇号 昭和五十九年八月一日受理
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の
確保を促進するための労働者関係法律の整備等に
関する法律案に関する請願(三通)

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第八六六〇号と同じである。

請願者 東京都港区港南四ノ五ノ一ノ四〇

五 旭美千子 外二名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇六九一号 昭和五十九年八月一日受理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 横浜市南区三春台一一ノ一三

河原久江 外一名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇六九二号 昭和五十九年八月一日受理

健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願

請願者 大阪市西淀川区中島一ノ八ノ八

宮崎昌子 外三千六百十名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第九一一四号と同じである。

第一〇六九三号 昭和五十九年八月一日受理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 京都市右京区太秦百合ヶ本町 小

浦波 外二千七百四十名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

昭和五十九年八月三十日印刷

昭和五十九年八月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局